

平成 23 年第 8 回定例会

津幡町議会会議録

平成23年12月 2 日開会

平成23年12月 9 日閉会

津 幡 町 議 会

津幡町告示第 1 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年第 8 回津幡町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

1 招集期日 平成 2 3 年 1 2 月 2 日

2 場 所 津幡町議会議場

平成23年第8回津幡町議会定例会会議録 目次

1. 招集告示	1
第1号（12月2日）	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程（第1号）	4
1. 本日の会議に付した事件	4
1. 開会・開議（午前10時00分）	5
1. 議事日程の報告	5
1. 会議録署名議員の指名	5
1. 会期の決定	5
1. 会議時間の延長	5
1. 諸般の報告	5
1. 議案上程（議案第65号～議案第75号）	5
1. 議案に対する質疑	9
1. 委員会付託	9
1. 町政一般質問	10
3番 黒田英世議員	10
12番 道下政博議員	16
2番 西村 稔議員	20
1. 休 憩（午前11時55分）	26
1. 再 開（午後1時00分）	26
4番 荒井 克議員	26
8番 酒井義光議員	31
1番 八十嶋孝司議員	34
7番 角井外喜雄議員	40
6番 森山時夫議員	45
1. 休 憩（午後3時00分）	47
1. 再 開（午後3時15分）	47
6番 森山時夫議員	47
9番 塩谷道子議員	50
5番 中村一子議員	58
1. 閉 議（午後5時01分）	69

第2号（12月9日）

1. 出席議員、欠席議員	71
1. 説明のため出席した者	71
1. 職務のため出席した事務局職員	71
1. 議事日程（第2号）	72
1. 議事日程（第2号の2）	72
1. 本日の会議に付した事件	72
1. 開 議（午後1時30分）	73
1. 議事日程の報告	73
1. 会議時間の延長	73
1. 議案等上程（認定第1号～認定第14号）	73
1. 決算審査特別委員長報告	73
1. 決算審査特別委員長報告に対する質疑	74
1. 討 論	74
1. 採 決	76
1. 議案等上程（議案第65号～議案第75号、請願第21号～請願第26号）	76
1. 委員長報告	76
1. 委員長報告に対する質疑	79
1. 討 論	80
1. 採 決	85
1. 諮問上程（諮問第3号）	87
1. 質疑・討論の省略	87
1. 採 決	88
1. 議会議案上程（議会議案第15号）	88
1. 趣旨説明	88
1. 質 疑	89
1. 討 論	89
1. 採 決	89
1. 休 憩（午後2時49分）	89
1. 再 開（午後2時50分）	89
1. 議会議案上程（議会議案第16号～議会議案第17号）	89
1. 趣旨説明・質疑・討論の省略	89
1. 採 決	90
1. 閉会中の継続調査	90
1. 閉議・閉会（午後2時55分）	91
1. 署名議員	92

平成 23 年 12 月 2 日（金）

○出席議員（18 名）

議 長	南 田 孝 是	副議長	道 下 政 博
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
11 番	向 正 則	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	焼 田 新 一	総 務 課 長	長 和 義
企画財政課長	岡 本 昌 広	監 理 課 長	大 田 新太郎
税 務 課 長	河 上 孝 光	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	瀧 川 嘉 孝	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	環境安全課長	竹 本 信 幸
産業建設部長	川 村 善 一	産業経済課長	榊 田 和 男
都市建設課長	岩 本 正 男	上下水道部長	村 田 善 紀
料 金 課 長	太 田 和 夫	上下水道課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	北 野 力	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	宮 川 真 一	消 防 長	國 本 学
消 防 次 長	西 田 伸 幸	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	大 坂 茂	学校教育課長	八 田 信 二
生涯教育課長	田 縁 義 信	河北中央病院事務長	東 本 栄 三
河北中央病院事務課長	酒 井 菊 次	代表監査委員	長 田 貢

（午後 1 時から欠席）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議会事務局長補佐	高 山 真由美
総務課長補佐	田 中 健 一	行 政 係 長	田 中 圭
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第 1 号）

平成23年12月 2 日（金） 午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案一括上程（議案第65号～議案第75号）

（質疑・委員会付託）

議案第65号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第66号 平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第67号 平成23年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第68号 平成23年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第69号 平成23年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第70号 平成23年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第71号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第72号 町道路線の認定について

議案第73号 石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について

議案第74号 石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第75号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について

日程第 5 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開会・開議＞

○南田孝是議長 ただいまから、平成23年第8回津幡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は、定数18名中、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

＜会議録署名議員の指名＞

○南田孝是議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において11番 向 正則議員、12番 道下政博議員を指名いたします。

＜会期の決定＞

○南田孝是議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの8日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月9日までの8日間と決定いたしました。

＜会議時間の延長＞

○南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜諸般の報告＞

○南田孝是議長 日程第3 諸般の報告をいたします。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第21号から請願第26号までは、津幡町議会会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成23年10月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○南田孝是議長 日程第4 議案上程の件を議題とし、議案第65号から議案第75号までを一括上

程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成23年第8回津幡町議会定例会が開かれるに当たり、最近の町政の状況と提案いたしました一般会計および特別会計の補正予算ならびにその他の諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

ことしも残すところ1か月足らずとなりましたが、3月11日に発生いたしました東日本大震災は、決して忘れることのできない未曾有の災害となりました。この大災害により、多くの方々の尊い生命や財産が失われております。現実のものと受け入れがたいような悲惨な映像がテレビから流れ、無残な写真を目にするたびに本当に心が痛むものでございます。今はただ大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地の一日も早い復興を願うものであります。

本年は、当町におきましても8月および9月の豪雨により道路や河川、農地や農業用施設等に災害が発生しております。特に9月の豪雨による道路や農地等の被害は大きく、中には過去最大規模となるものも発生いたしました。そのような中で人命にかかわることがなくけが人も出なかったことは、不幸中の幸いでありました。今後も町民の皆さまの安全、安心を第一に町政運営を進めていきたいと考えているところでございます。

さて、11月3日文化の日に、各分野におきまして町勢の振興に寄与され、功績が顕著な方に対しまして町表彰の贈呈をいたしました。本年は文化功労者や自治功労者、特別功労スポーツ賞など8名の方に表彰状を授与させていただいたものでございます。同時に行われました町教育委員会表彰では、スポーツや文化の各部門におきまして功績が顕著な211人の方々にスポーツ奨励賞や教育奨励賞などが贈呈されております。

11月6日には、文化会館シグナスにおきまして、谷本石川県知事や町議会議員の皆さまを初め多くの方に参加をいただき、国際森林年の集いシンポジウムが開催されました。この集いは津幡町と農林水産省や石川県、国際森林年国内委員会の共催によるもので、当初の予定では午前中に森の動植物との触れ合いを通じて生物多様性に理解を深めるべく、県森林公園のMISIAの森を歩きながら生き物調査を行うこととなっておりました。あいにくの雨のため屋外での活動は中止となり、わくわく森林ハウス内での活動となりましたが、生きものアルバムづくりなどにより理解を深めていただけたものと思っております。シンポジウムでは、国際森林年国内委員会委員の養老孟司氏による「森林と生物多様性」と題した基調講演や「森の名手・名人に聞く、森と人とのつながり」との内容でリレートークが行われ、さらに英田小学校児童による「森林のにぎわいを育むMISIAの森と子どもたち」と題した活動報告も行われました。MISIAの森プロジェクトにつきましては、皆さまご存じのとおり、森の保全活動を通じて生物多様性の保全の重要性を知っていただこうと、ことし5月に県森林公園でスタートしたものであります。今後もみどりの重要性に対する理解を深めるとともに、町の活性化にもつなげていきたいと考えているところでございます。

また、11月23日には、当町役場前を発着点とした第91回河北潟一周駅伝競走大会が開催されま

した。この大会は、全国的にも有名な箱根駅伝とともに大正9年から続く歴史と伝統ある大会であります。本年は過去最多となる41チームが参加され、自慢の健脚を競っていただきました。当町から参加したチームでは、津幡中学校チームが中学生・同好会の部において第2位と健闘しております。

さらに、11月27日には、加賀市の山中温泉を出発点とし、加賀体育館前を決勝点とする第9回石川県市町対抗ふるさと駅伝が行われました。中学生から社会人までの男女ランナー6人がたすきをつないだ結果、市町対抗部門で津幡町チームが第4位、また、ふるさと部門におきまして1・2・SUNつばたチームが第2位に入賞と健闘されました。残念ながら連覇はなりませんが、いずれのチームも日ごろの練習の成果を発揮すべく、全力を出していただけたものと思っていますところでございます。

そのほかにもスポーツや文化面などにおきまして、町の将来を担う若者たちが活躍されております。それぞれの皆さまの努力はもとより、指導していただきました方々のお力添えあつてのことと深く感謝を申し上げる次第でございます。今後とも皆さまには精進を重ねられ、さらなるレベルアップをご期待申し上げますところでございます。

それでは、本日提案いたしました一般議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第65号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第4号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ4億1,956万7,000円を追加するものであります。

歳入の主なものを説明いたします。

9款地方特例交付金528万4,000円の増額は、本年10月以降における子ども手当制度決定に伴う追加交付であります。

12款分担金及び負担金448万7,000円の増額は、県営土地改良事業の追加に伴う地元分担金などが主なものであります。

14款国庫支出金の減額2,043万5,000円は、障害者自立支援給付費などの社会福祉費負担金や8月、9月の豪雨に係る土木施設災害復旧費負担金、町道太田舟橋線の消雪施設整備事業費追加に伴う道路橋梁費補助金などで増額となったものの、子ども手当費の支給額が減額となったことに伴う児童福祉費負担金の大幅減などにより国庫支出金全体では減額となるものでございます。

15款県支出金1億9,840万4,000円の増額は、実生保育園の民設民営化に伴う保育環境整備事業補助金や放課後児童クラブ地域交流活動支援事業、子ども手当システム改修費など児童福祉費補助金が新たに追加されたほか、国民健康保険基盤安定負担金や障害者自立支援給付事業などの社会福祉費負担金、それに8月、9月の豪雨による農林施設災害復旧事業への補助金などの増額が主なものであります。

18款繰入金1億6,418万6,000円の増額は、財源調整による財政調整基金からの繰入金が主なものであります。

21款町債6,780万円の増額は、社会資本整備総合交付金による各種道路整備の事業費増額に伴う土木債および県営土地改良事業負担金の増額に伴う農業債ならびに農林施設災害および土木施設災害に伴う災害復旧債などが主なものであります。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。

2款総務費512万5,000円の増額は、地域主権改革一括法施行に伴い必要となる町例規の整備等

支援業務委託料の追加や事業支弁事務費の縮減に伴い不足となる光熱水費の増額などのほか、職員給等の減額が主なものであります。

3 款民生費 1 億8,356万5,000円の増額は、実生保育園の民営化に係る整備補助金の追加等に加え、地域生活支援事業や障害者福祉サービス費など障害者自立支援給付費、国民健康保険税の軽減分にかかる保険基盤安定繰出金の増、さらに私立保育園や管外保育への措置児童数増加に伴う負担金などの増額と制度改正により本年10月以降の支給額変更に伴う子ども手当費の減額や職員給等の減額が主なものであります。

4 款衛生費648万9,000円の増額は、日本脳炎や麻しん、風しんの予防接種者増加に伴う感染症予防費の増額のほか、職員給等の減額が主なものであります。

6 款農林水産業費1,414万円の増額は、町内5地区における町単土地改良事業の追加や県営土地改良事業による竹橋地内ほ場整備事業等の追加に伴う負担金の増額のほか、職員給与等の増額が主なものであります。

7 款商工費416万4,000円の増額は、歴史国道イベント中止に係る負担金減額のほか、町営バス路線の見直しに係る計画策定業務委託料の追加や職員給与等の増額が主なものであります。

8 款土木費2,043万9,000円の増額は、町道庄39号線や町道川尻17号線など、社会資本整備総合交付金による町道整備事業や町道太田舟橋線消雪設備整備事業の増額とあがた公園整備事業費や職員給等の減額などが主なものであります。

9 款消費費の減額2,210万2,000円は、職員給等の減額が主なものであります。

10 款教育費2,335万5,000円の増額は、平成24年度から町内中学校で使用する教科書が改訂されることに伴い必要となる教師用指導書等の更新費用や実生保育園に隣接し、同保育園の民設民営化に際し必要となる旧津幡公民館の解体撤去費の追加に加え、笠野小学校体育館や英田小学校体育館、町テニスコートなど緊急を要する施設の修繕費、中学校部活動補助金や津幡運動公園の案内看板設置等の増額と職員給等の減額が主なものであります。

11 款災害復旧費 1 億8,395万1,000円の増額は、8月25日から26日および9月20日から21日の豪雨による公共土木施設災害復旧費および農林施設災害復旧費が主なものであります。

第2表債務負担行為補正は、人事給与システムについて限度額を表のとおり変更し、中学生海外派遣交流事業および農林施設災害復旧事業ならびに土木施設災害復旧事業について事業の期間および限度額をそれぞれ表のとおり追加するものであります。

第3表地方債補正は、県営土地改良事業ほか6件の限度額を変更するものであります。

議案第66号 平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億9,637万3,000円を追加するもので、医療費の増加に伴う被保険者療養給付費および退職被保険者等療養給付費、対象者の増に伴う高度療養費の増などが主なものであります。

議案第67号 平成23年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ12万円を追加するもので、過年度所得の変更に伴い発生する保険料還付金の増であります。

議案第68号 平成23年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億1,679万4,000円を追加するもので、介護サービス利用増によ

る居宅介護サービス給付費および地域密着型介護サービス給付費ならびに介護予防サービス給付費、高額医療合算介護サービス費などの増額が主なものであります。

議案第69号 平成23年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ9,400万円を減額するもので、汚水管渠整備事業における国庫補助対象事業の減額などが主なものであります。

議案第70号 平成23年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ544万3,000円を追加するもので、町営バスの運行路線変更に伴うソフト修正のほか、前年度繰越金を積立てるものであります。

議案第71号 津幡町営バスの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、町営バスの相窪線、九折線、池ヶ原線および河合谷線の起点および主な経過地の変更ならびに料金表の変更のほか、井上線および緑が丘線の終点の変更、潟端線および旭山線の主な経過地の変更について、平成24年2月1日から改正しようとするものであります。

議案第72号 町道路線の認定について。

本案は、町道横浜34号線ほか1路線を道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものであります。

議案第73号 石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について。

本案は、平成23年11月11日から野々市市が市制施行したことに伴い、石川県町村議会議員公務災害補償組合の構成員である野々市町を野々市市と変更し、あわせて組合名称、議員の範囲、議員の定数および選挙の方法、任期および失職などの整理を行うものであります。

議案第74号 石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について。

本案は、野々市市の市制施行に伴い、石川縣市町村職員退職手当組合の構成員である野々市町を野々市市に、白山石川広域事務組合を白山野々市広域事務組合に変更するものであります。

議案第75号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について。

本案は、野々市市の市制施行に伴い、石川縣市町村消防賞じゅつ金組合の構成員である野々市町を野々市市に、白山石川広域事務組合を白山野々市広域事務組合に変更するものであります。

以上、本議会にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○南田孝是議長 ただいま議題となっております議案第65号から議案第75号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜町政一般質問＞

○南田孝是議長 日程第5 これより一般質問を行います。

質問時間は、1人30分といたします。質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

3番 黒田英世議員。

○3番 黒田英世議員 それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、トップバッターは初めてでございますのでいささか緊張しておりますのと、この日に望んで風邪をひきましてしばしお聞き苦しい点もあると思いますが、くれぐれもご容赦をいただきたいというふうに思います。

それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まずは志賀原発に対する津幡町の対応でございますが、これについて質問をさせていただきます。

一国の政府の治世に対する第一義的な責務は、国民の生命、財産を守ることです。したがって、各自治体の長においても同様に、住民の生命と財産を守ることが一義的な責任であると考えております。このことを大前提に置いてお話ししたいと思います。

過日、矢田町長を初め、議員や職員の皆さまと志賀原発を視察させていただきました。その後、総務常任委員会においても福井県にある美浜原発や高速増殖炉もんじゅに加えて、あわら北潟風力発電所などを視察させていただきました。どれも大変有意義な視察であったと考えております。

この一連の視察の中で、強く印象づけられたことがあります。1つは、これまで政府や電力会社は原子力発電が他の方法に比べ発電コストが一番安くつくと言ってきましたが、今でもそう言えるのでしょうか。3月の11日の事故以来、それぞれの原発では莫大な資金を投じて施設や設備、装置の安全確保に全力を尽くしておられます。これはこれとして歓迎すべきではありますが、被災地では除染後の汚染土や汚染水の処理方法も明確になっておりません。また、農畜産家や漁業にも大きな被害を与えております。福島県産というだけで敬遠され、いわれもない風評被害に苦しんでいるのが現実であります。一度事故が起こったら、こうした一連の処理費用や住民の皆さんに対する損害賠償費用などを考えれば、原発の発電コストはとてつもなく高くつくのではないのでしょうか。これらを裏づけるように、最近になって損保会社でつくっている日本原子力保険プールが福島原発の契約を更新しない方針を固めたようであります。いずれにしても、これらの費用は電気料金の総括原価方式に見直されてはいるものの、いずれ私たちが支払う電気料金やあるいは税金で負担することになるわけであります。

こうした環境の中で、原子力安全委員会が10月20日にそれまでのEPZをUPZと名称を変えて、半径30キロに拡大しました。そして、半径70キロのPPZを新設いたしました。しかし、現実には同心円で描いたUPZもPPZも意味のないことを示しています。それは、福島原発を遠く離れた東京や埼玉でも農作物や土壌から高い放射線量が報告されている事実がこれらを裏づけています。

2つ目は、これまでの国の原発に対する指針は、原発は絶対に事故が起きないというのがすべての前提に立っておりました。しかし、実際には私たちが知っている何十倍もの事故が起きています。その多くの原因は、史上最悪の原発事故と言われたチェルノ原発では、無許可で発電実験

中に安全装置を切り、制御棒をほとんど引き抜いたために出力が急上昇して爆発、炎上し、世界規模で被曝をもたらしました。また、アメリカのスリーマイル島の事故は、非常給水弁をあけ忘れ、マニュアルどおりに主冷却材のポンプの停止措置を行ったことが事態を深刻されたと聞いております。また国内では、東海村ＪＣＯ核燃料加工施設での臨界事故は、正規のマニュアルを無視して作業を行ったため不完全核爆発という大変な事態を招きました。志賀原発では、1996年6月に発生し、2007年3月まで数年間隠蔽された無制御臨界を起こした事故。この事故の原因は、点検前にスクラム用の窒素をすべての弁で抜いてあったという人的ミスとマニュアルの記述が間違っていたことが臨界になる主な原因でありました。

さらに、日本全体が原発事故を注視している時期であるにもかかわらず、先日、志賀原発において配線ミスによる事故が発生しております。事故原因は施設や設備、装置に起因するものも多くありますが、絶対忘れてはならないのは各種の計器やマニュアルも人間がつくるものである以上、設計ミス、製造ミス、チェックミス、操作ミスは起こり得ると考えなければなりません。いかに施設や設備、装置の安全対策に莫大な資金を投じて、ヒューマンエラーは絶対になくならないことを示しています。だからこそ、ハインリッヒの法則が存在し、多くの企業でこの法則に基づき社員に対して作業の安全に関する啓発を行っているのです。

さて、この秋に町内の保育所や幼稚園、そして小中学校で行われた運動会に矢田町長も来賓として出席されたことと存じます。運動場や校庭で元気いっぱい走り回り、演技する子どもたちの笑顔を思い出してください。一たん事故が起きれば、あの無邪気で元気いっぱいの笑顔は消えるだけではないのです。先日の調査によれば、被災地の子どもたちは外で運動したり遊べないことが原因で食欲が減退し、発育が全国平均に達していないという報告がありました。あの子どもたちから笑顔と元気を取り上げないためにも、今、町長としてやるべきことがあると考えます。

一昨日から始まった石川県議会では、谷本知事は原子力防災計画の見直しを指示しましたが、議会内からは対応のおくれを批判する声も上がっております。

現下の情勢において町民の生命と財産を守るという観点に立つと同時に原発の発電コストは決して安くはないことを思えば、北陸電力に対して志賀原発の再稼働やプルサーマル計画について反対の意向を鮮明にすべき時期であると考えます。加えて、廃炉に向けた計画を強く要求すべきではないでしょうか。その上で、事故対策を講ずるのが町民に対する町長としての責任だと強く感じております。例えば平時から放射線量を定点観測しておく、安定ヨウ素剤を備蓄しておく、さらに万が一の事故に備え実態に即した防護と避難マニュアルの作成とそれに基づく訓練の実施などがあります。

財政の苦しい中ではありますが、全町民のために、そして津幡町の将来を担う子どもたちのためにも、現時点で最優先で取り組まなければならない課題だと強く確信いたしております。

以上の件に関して、矢田町長の見解をお伺いするとともに、大所高所に立った英断を期待するものであります。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 黒田議員の北陸電力の志賀原子力発電に対する対応についてのご質問にお答えいたします。

福島第一原子力発電所の事故に見られますように、原子力発電所は一度事故が起きますとその影響は甚大なものとなってしまいますので、安全が確保されての運転が大前提であると思ってお

ります。設備や装置に頼り切っているとのことですが、志賀原子力発電所の視察で確認しましたように、北陸電力では電源喪失時に備えて非常用電源車5台を初め、低圧発電機やケーブル、変圧器を確保するなどの対策が講じられておりました。この対策により、運転監視や注水設備等の電源を確保するなど安全対策が強化され、また発電所敷地内への浸水防止策として防潮堤の建設を初めとするさまざまな安全強化策につきましても、今後2年程度で講じるようでございます。この視察を通して、志賀原子力発電所では「事故を起こさない。もし事故が起きたとしても最小限に食い止める」との強い決意を感じたところでございます。

プルサーマル計画に反対の意向をとのことでございますけれども、ことし9月の第6回津幡町議会定例会でお答えしたとおりでございます。やはり地元志賀町がまず最初にどう判断するかというのが一番大事なことであらうと私は今でも思っております。

廃炉に向けた安全協定の締結を要求せよとのことでございますけれども、これにつきましても、まず、今申しましたとおり立地の地元である志賀町、そして、石川県の判断が優先されるものと考えているところでございます。

原子力発電所の運転を容認するには、安全を最大限確保するということが大前提であると思っております。そして、現在の生活様式や経済活動を踏まえ、電力需要を考えた上で火力、水力、原子力、自然エネルギーなどを含めた総合的なエネルギーのあり方を検討する必要があると思っております。そういうことも含めた上で、国のエネルギー政策の動向を慎重に見きわめてまいりたいと考えております。

災害時に備え、とるべき対策について日ごろから準備しておくことは必要ですが、緊急時における危機管理につきましてもトップダウンが基本となります。国・県を飛び越え独自対策を立てることは逆に混乱を起こす可能性がありますので、今後、原発に関する国の指針を注視し、速やかに対策を講じていきたいと考えております。

津幡町は志賀原子力発電所の50キロ圏域に入り、PPZの指定範囲となります。最近ではその名称もPPAと変更されたとも伺いますけれども、国の指針がはっきり示されれば、今後、安定ヨウ素剤に関しましても必要数やどのような保管体制が好ましいかなどを検討し、備蓄するのが当然だと考えております。なお、放射線測定器につきましても、すでに購入に向けて検討をしたところでございます。市場の動向などを見きわめて対応してまいりたいと考えております。

最後に、PAZやUPZ、PPAなどの範囲が示されておりますが、それ以前に原子力発電所の稼働につきましても、十分な安全確保の徹底を北陸電力に強く期待するものであります。

以上でございます。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ただいまの町長のお答えで本当に津幡町の人たちの安全と安心が守られるかどうか、やはり疑問に思えてなりません。国や県がやらなければ町として動けないという事態もあらうとは思いますが、本当にそれでいいかどうか、もう一度じっくりお考えいただきたいということと、近隣市町では少なくとも何らかの形で意思表示をしていることをお考えいただいた上ですね、ぜひとも志賀原発に対する津幡町のことを明確に示していただきたいというふうに考えております。

○南田孝是議長 答弁を求めますか。黒田議員。

○3番 黒田英世議員 お願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 今、黒田議員言われるように、すべてを国・県の言うこと、やること、決めることを待っている、そういうわけではございません。もうすでに線量計等の準備をするべく努力もさせていただいております。ヨウ素剤につきましても、いつでも購入可能な体制をとるべく準備をさせていただいているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

いずれにしても現下の情勢は時々刻々と変化をしておりますし、国の対応、県の対応、それぞれ対応されつつあるように思っております。したがって、これらに少なくとも「しまった、あのときにやっておけばよかった」ということのないように、ぜひとも強いご意思でこの原発事故についてお考えをいただきたいと思います。以上です。

次の質問に移らせていただきますが、近未来を見据えた津幡町の都市計画の実現でございます。

当町は周辺地域への道路整備が進み、津幡バイパスで国道8号線と山側環状線や能登有料道路に直結し、北バイパスからは富山県小矢部市へとつながる交通の要衝であります。津幡町から石川県や富山県の主要な地域への所要時間は、他の市町に比べて極めて恵まれた環境にあります。この地の利、すなわち広域交通結節地を生かしたまちづくり、平成18年に策定された第四次津幡町総合計画の基本構想に基づく具体的な都市計画の策定と具現化を強く要望します。

津幡町には比較的規模の大きい団地が幾つかありますが、一方では民間の小資本で開発された小さな団地が点在しており行きどまりの道も多くありますし、防災上の課題もあります。都市は、南へ南へと伸長していくのが常であります。したがって、金沢市においても住宅は、東南は円光寺から窪、高尾、野々市、そして白山市へと伸びておりますし、西南へは田上、金大角間キャンパス方面へ開発しております。企業は良質な工業用水の関係もあるのですが、旧松任市方面へと伸長しております。しかし、これらもそろそろ限界であり、地価も安くはありません。加えて、金沢への通勤時間も必然的に伸びています。

当町は、平成4年より平成18年までの間で人口が約1万人増加しておりますが、その後は平行線をたどり、現在は3万8,000人弱で年間100人程度の伸びにとどまっております。先ほどの第四次津幡町総合計画の土地利用計画の項においては、市街地の拡充として新たな住宅地を「津幡バイパス西側の沿線地域に、そして、水郷の景観を活かした住宅地の形成を目指す」とあります。

「市街地の外縁部、すなわち市街地と中山間地域の遷移帯に田園居住ゾーンの設置を図る」とあります。そして、総合計画の基本構想の第3章将来の指標によれば、平成22年の津幡町の人口は3万9,600人という目標でしたが、現状とは1,000人以上の差が生じております。平成27年には4万1,900人を掲げております。今、この時期にこそ第四次津幡町総合計画をベースにした都市計画を人知を集めてよりよい計画を策定すると同時に、町政の将来像も明確にして人口の増加策にも取り組むべきではないでしょうか。良質な宅地を金沢市の近郊より安価に提供して人口の増加を図り、町の活性化と財政の健全化に向けての取り組みを早急に実施すべきと考えます。

ここで津幡町の10年先を見越しつつ、野々市同様に人口5万人超を目指し、市制への格上げを目標にした中長期計画の立案と一日も早い具体化を望むものであります。

これについて、矢田町長のご見解をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 津幡町の都市計画についてのご質問にお答えいたします。

都市計画とは、都市計画法によれば、土地利用、都市施設、市街地開発事業の3本の柱で構成されております。町では、この3本の柱をもとに住みやすいまちづくり、安心、安全なまちづくりを目指しており、これまで土地利用としては用途指定や地区計画などの法的整備、都市施設としては街路、公園、下水道などの公共施設整備、もう一つの市街地開発事業としては井上の荘や北中条地区などの土地区画整理事業の推進を図ってまいりました。これらの施策は、町の人口増加の要因の一つと考えております。

町の都市計画は津幡町総合計画を上位計画として、平成16年3月におおむね20年先を想定した津幡町都市計画マスタープランを作成しております。現在、この基本構想に基づき各種都市計画事業を進めているところでございます。

黒田議員の言われる人口5万人超を目指す都市計画につきましては、残念ながら石川県全体の人口が減少傾向にあり非常に難しい問題であります。しかしながら、目標を高く掲げ、まちづくりを行うことは大変重要であり、今後のまちづくりにつきましては、社会資本整備総合交付金などを活用して町の将来像でもある「人を活かし、心が安らぐまちづくり」を目指してまいりたいと存じますので、ご協力、ご理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

5万人超というのは、確かに今の少子高齢化の時代では大変難しい目標かとは存じますが、そういう高い目標を掲げてですね、具体的に一步一步確実に都市計画を進めていっていただきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

次に、町内のところどころにあります遊具に関する安全対策についてでございます。

当町には幾つかの保育所、幼稚園、小中学校、そして多くの公園や遊園地があり、それらにはいずれも滑り台やブランコ、鉄棒、シーソーなど、さまざまな遊具が備えられております。加えて、それぞれの区が設置した遊具もあるようですが、これらの安全管理についてお尋ねします。

当町においては、それぞれ所管されている部署の方々のご努力でこれまで大きな事故は起きていないように思いますが、今後も児童生徒の安全を確保し、親御さんたちが安心して遊ばせられるような環境を保つためにも、日ごろどのように遊具の安全を担保する管理体制をとっているかをお聞かせください。また、今の質問と少し性質は違いますが、町内各所に設置されているAEDの電池残量の管理についてもお答えください。

この質問は所管する部署が多岐に及んでいるようでございますので、一つは、今後はそれぞれの組織の問題もあると思いますができるだけ一元的に管理するような体制の構築を要望したいと考えております。組織のあり方も含めて、この件について矢田町長に基本的なお考えをお尋ねしたいと思っております。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 町内に設置してあります遊具の安全管理につきましてのご質問にお答えいたします。

現在、町が管理している遊具につきましては、各施設の所管する部署でそれぞれ管理しているところでございます。保育園や幼稚園、小中学校など管理者が常駐しているところにつきましては、保育士や教員が毎月1回定期的に目視、触診、聴診などの安全点検を行っております。都市

公園や地域公園などの施設では、遊具の日常点検講習会を受講した職員による点検にあわせ、資格を持った専門業者に委託して対応しているところがございます。いずれも何らかの異常を発見したときには使用禁止の措置を講じ、できる限り早急に専門業者による修繕を行い、子どもたちの安全確保に努めております。

次に、AEDの電池残量の管理についてですが、設置されているそれぞれの施設管理者が毎日点検しており、また、パッドやバッテリーにつきましても定期的に交換を行い、計画的に管理しているところがございます。

最後に、一元的に管理をとることでございますが、遊具につきましては設置したそれぞれの部署で管理を行うほうが遊具の使用状況を把握しており、責任を持った対応ができると考えますので、現在のところ一元管理は考えておりません。しかしながら、今後、遊具の安全管理は大変重要であると認識しておりますので、関係職員に対して計画的に遊具の日常点検講習会への参加を含め、あわせて定期的に専門業者への委託を行うことにより安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

今のところそれぞれの確に、適切に管理をされているようでございますので、ぜひとも、今後ともお願いしたいということと、もう一つは点検結果をしかるべき筋にきちっと報告をするというルールも確立していただきたいというふうに考えております。

それでは最後になりますが、津幡町土地開発公社の監査報告についてでございます。

平成22年度の監査状況についてお伺いします。去る9月に平成22年度の一般会計および特別会計に対しての監査報告書をいただきました。この中には津幡町の一般会計ならびに国民健康保険を初め、一連の医療、健康、介護保険、公共下水道事業、ケーブルテレビ事業その他特別会計に関して歳入歳出決算などの監査報告がなされております。しかし、津幡町の財政援助団体である土地開発公社に対する監査報告がありません。昨年の3月の定例会において、土地開発公社における3億8,000万円の欠損金を補助するために、今後5年間にわたり年間1億9,000万円を限度額として一般財源から土地開発公社に補助することが本会議で議決され、実行されています。そして、土地開発公社の経営健全化に関する計画が策定されました。その中で各年度の用地取得・処分・保有計画の項では、平成25年度には1億4,400万円で土地を取得、26年度ではさらに1億円の土地を取得し、平成27年度にはこれらを含め5億4,400万円で処分することで、平成27年度の当期利益を2億9,400万円を見込んでおります。

町民に重い負担を強いる土地開発公社の監査は、基本的には毎年監査対象とすべきと考えます。加えて、結果の数字だけの監査ではなく、こうした大きな欠損を抱える土地開発公社などの財政補助団体に対しては経営健全化に関する計画が策定されているのですから、これに基づき人員や予算が着実に実行されているかも監査の対象とすべきであると考えています。

そして、土地開発公社の経営健全化に関する計画の内容についても代表監査委員の見解を求めるところであります。

○南田孝是議長 長田代表監査委員。

○長田 貢代表監査委員 それでは、土地開発公社の監査体制についてのご質問にお答えいたします。

さきの9月の議会に付した報告および意見書は、地方自治法の第233条に基づき実施した決算審査であり、一般会計および特別会計がその対象となります。ご質問にある土地開発公社は今回の法令に基づく審査対象にはならないため、報告書には含まれておりません。

さて、今回の報告書の提出を求めている土地開発公社に対する監査については、従来より地方自治法第199条第7項に基づき財政援助団体として監査を実施しております。監査結果については、同条の規定により議会あるいは町長に報告しております。

続いて、土地開発公社が策定した経営健全化に関する計画に対しては監査委員が見解を述べる立場にはないと考えております。ということで、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

健全化計画の内容は、来年の2月ですか、土地開発公社の監査の中で説明を求めたいと思っておりますことを申し上げて、答弁にかえさせていただきます。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 今のご答弁でございますが、土地開発公社に関する監査はやったということで理解をしてもよろしいのでしょうか。そして、その監査した結果はしかるべきところに報告をしてあるというふうに理解してよろしいか、お答えください。

○南田孝是議長 長田代表監査委員。

○長田 貢代表監査委員 お答えいたします。

先ほど説明の中でお話ししましたように、土地開発公社についての地方自治法の第199条第7項、その中での監査報告は提出しております。それについては、法令に基づいて議会および町長のほうへ報告しております。

以上です。よろしいですか。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 今ほどの代表監査委員の答弁によればしかるべきところに報告をしてあるということでございますが、今12月定例会にも監査結果が提出されていないというのはどういうことなのか。これは町長にお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○南田孝是議長 宮川監査委員事務局長。

○宮川真一監査委員事務局長 今のご質問にお答えいたします。

9月議会に意見を付したものは、町長から先ほど言いました一般会計、特別会計について意見を付してほしい、付されたものについて監査委員としての意見を付して提出しております。ですから当然今言われる土地開発公社については含まれておりませんので、当然意見は付されておられません。あくまでも法律に基づき監査した結果を意見を付して報告いたしております。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 それでは町長にお伺いしますが、監査報告について……。

○南田孝是議長 黒田議員に申し上げます。質問が3回を超えています。

○3番 黒田英世議員 申しわけございません。結構でございます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で3番 黒田英世議員の一般質問を終わります。

次に、12番 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 私のほうから今回3点について質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、津幡町観光振興5か年計画の検討、策定を提案いたします。

木曾義仲と巴御前のNHK大河ドラマ誘致推進運動については、昨年12月に文化会館シグナスで開催されたシンポジウムや本年10月のNHKへの陳情バスツアー、そしてゆるキャラの着ぐるみの活用等々、機運の高まりと誘致運動が少しずつ前進していることは大変喜ばしいことでありますが、根本の当町の観光に対する最終的な目標が明確になっていないのではないかと思います。今回、観光5か年計画の検討、そして観光5か年計画の策定についての提案をさせていただきます。計画を作成するに当たっては、細部にわたって年度別のスケジュールを明確にし取り組みを着実に進める必要があると思いますので、ぜひ、観光振興5か年計画の検討、策定をするプロジェクトの構築も必要と考えますので、同時に提案をいたします。

先日の新聞記事をきっかけに、インターネットで情報を収集しましたら大変参考になる情報が発信されておりましたので、少しご紹介をさせていただきます。

新潟県上越市は2015年春に北陸新幹線が開通することをにらみ、このほど「上越市第四次観光振興5か年計画～北陸新幹線が開業する新時代に向けた観光推進プラン～（2011年～15年）」、89ページにわたる計画書を策定し、取り組みが進められています。戦国武将上杉謙信が住んだ春日山城跡がある同市には、NHK大河ドラマ「天地人」が放送された2009年度は過去最高の888万人が訪れたとのこと。この計画は上杉謙信公による上越市の観光イメージの確立をプロジェクトの第一に掲げ、多くの取り組みを行う内容のものであります。観光は、旅行業、宿泊業、運輸業、飲食業、小売業、広告業、さらには農林水産業、製造業等あらゆる産業に関連する視野の広い産業であり、経済効果の大きい産業であります。この計画を策定するに当たり、市観光振興計画基本構想検討会議や市観光振興計画策定検討委員会を初め、多くの関係者の力を結集し策定されたものであります。

計画書の主な内容は4章に分かれております。1章は市の概要と観光の動向、そして課題。2章は観光の目指す姿。3章は目指す姿の実現に向けた5つのプロジェクト。4章はプロジェクトを推進するための体制整備であり、中でも具体的なものは、3章目指す姿の実現に向けた5つのプロジェクトであります。プロジェクト1では上杉謙信公による上越市の観光イメージの確立。2では重点集客エリアの確立。3では市ならではの観光資源の磨き上げとPR。4では受け入れ体制の充実。5では効果的なプロモーションであり、中でも重点集客エリアの確立の中での取り組みを具体的に上げて形にしていくことが一番大切だと感じました。

ここで、当町に当てはめて想定される観光パターンを例に挙げて具体的に考えてみます。NHK大河ドラマ「木曾義仲と巴御前」のテレビ放送を見て訪れた観光客が津幡町の倶利伽羅古戦場を目指して訪れたとして考えてみますと、1番目にどんなパンフレットを受け取って、それを参考に2番目どこを見て、3番目何を見て、4番目何に感動して、5番目どこ景色をバックに記念撮影をして、6番目どこ休憩所で休憩をとってコーヒーを飲んで、7番目どこでゆっくりとお食事をして、8番目どこに宿泊をして、9番目どこのお店で土産を買って、10番目ついでに帰りに別の観光ポイントも見て回り、11番目にどのような交通ルートで帰り、12番目に最後、リピーターとなるような仕掛けがどうしたらできるのかが大きな観光産業のかぎだと思います。最低限、以上の12項目の答えがはっきりしていないと観光施策は失敗だと言わざるを得ません。要するに、投資した費用の元が取れないという状況になってしまいかねないことであります。

3年半後の2015年春には、北陸新幹線が開通をいたします。同じく2015年は当町で全国市町村

交流レガッタ大会も予定されました。そして、順調に進めば5、6年先ぐらいには木曾義仲と巴御前のNHK大河ドラマが実現する可能性もあります。また、MISIAの森プロジェクトもちょうど5年間の計画であります。経済効果が期待できる観光資源という観点で見えますと、これほどのビッグチャンスは後にも先にもないものと思われまふ。このビッグチャンスを実のある結果に結びつける責任は、行政と議会にあると思ひます。その責任を果たすためにも、大成功に向けた計画（ビジョン）をまず策定することが先決であると思ひます。計画（ビジョン）がなくして目標を見失ひ、途中で停滞してしまつたら大成功を勝ち取ることはできません。

よつて、仮称ではありまふが、津幡町観光振興5か年計画の策定の提案をいたします。

矢田町長より答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 道下議員の観光5か年計画を検討、策定せよとのお質問にお答えいたします。

2015年の北陸新幹線開通を視野に、本町における交流人口の拡大と観光振興および地域の活力などを目的に、観光資源を活用したNHK大河ドラマ誘致に取り組んでるところでございます。

同じく2015年には、ご指摘のとおり本町での全国市町村交流レガッタ大会の開催が予定をされております。大河ドラマ化やレガッタ大会が実現の際には、有意義で実のあるものにするための準備が重要であるということ認識しております。町商工会や事業者、関係団体のご協力は不可欠であるとともに、各分野における具体的な取り組みが必要であると考えております。これまで大河ドラマ誘致実行委員会ではNHKの要望書作成に当たり、ゆかりの地などの調査を行つてまいりました。

道下議員がご提案する実のあるものにするための総合的な観光5か年計画までとはまいりませんが、いま一度観光資源や史跡などの検証を行い、整理した上で、大河ドラマ誘致に関する整備計画や対応等についての取り組みを進めてまいりたいと思ひます。

道下議員が言われるような12項目ですか、すべてを満足させるというのはなかなか難しいことであろうかというふうに思ひますけれども、皆さん方と相談をさせていただきながら一つでもその目的をクリアできるように頑張つてまいりたいと思ひますので、ご理解を賜りたいというふうに思ひます。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ご答弁ありがとうございます。

ただ、今お聞きしておりますと消極的な答弁でございまして、できる限り努力するということが、これは当然のことでございます。私の申し上げておりますのは、大成功に向けて着実に手を打つていただきたいということをお願い申し上げております。12項目すべてがそろつような段取りをしなかったら元が取れない、こういうことでございますので、税金の無駄遣いをしていただひては困ると思ひますので、ぜひとも具体的に5か年計画もしくは6年、7年、10年計画でも結構ですので、具体的な計画をぜひともつくつて前向きに進めていただひて、最終的には誘致できてよかった、観光客がどつさり来て津幡町がもうかつたと、こういうふうになるようにしていただきたいということをお願いいたします。

続きまして、2番目の質問をさせていただきます。

地域の防災拠点である学校耐震化工事の完結をとつて質問させていただきます。

東日本大震災で明らかになつたように、学校は被災者の避難場所としても大変重要であります。

今年度、国の３次補正予算では公明党の要望で公立学校耐震化、防災機能強化1,627億円を柱に2,048億円が確保されたそうです。公明党としては、これまでも学校の耐震化や防災機能の強化に積極的に取り組んできています。東日本大震災では、ピーク時に622の学校が緊急の避難場所となり、改めて地域の防災拠点としての学校の重要性が明らかになりました。今回の大震災では、耐震化されていない学校施設では柱の破壊など大きな被害が見られ、文部科学省によると、全国ではまだ２割の学校施設で耐震化が確保されていないとのことでもあります。国会中継で公立学校の耐震化について公明党議員が熱っぽく、暑っぽく訴えている姿は頼もしい限りでございますが、一方、民主党政権では、残念ながら一時期予算を削り学校耐震化が停滞していた時期もありました。そのことも忘れてはいけません。

それから、東日本大震災では避難所としての学校にはさまざまな問題があったそうです。体育館などに避難した人たちからはこんな意見があったそうです。「備蓄していた食料や水があつという間になくなった」、「断水、停電で水洗トイレが使えなかった」、「外部との情報伝達が途絶えた」、「小型発電機があったので照明や携帯電話の充電に役立った」などの声があったそうです。障がい者や高齢者が安心して避難生活を送るためにも学校のバリアフリー化も必要になってくるとも言われています。そう考えると、備蓄倉庫や通信機能の整備など、学校の防災機能をもっと高める必要があります。あわせて、いざという場合に対応できるように学校を拠点とした地域の防災力のアップも必要となってきました。

このことから耐震化ができていない当町の公立学校については、今回の補正予算を大いに活用し、地域の防災拠点としての公立学校の耐震化工事を完了、完結させることがまず先決であると思います。その上で地域防災力のアップもあわせて図っていただきたいと思います。

早川教育長より答弁をいただきたいと思います。

○南田孝是議長 早川教育長。

○早川尚之教育長 ご質問の地域の防災拠点である学校耐震化についてのご質問にお答えいたします。

津幡町の学校施設は、平成21年度にIs値0.5未満である中条小学校３棟および太白台小学校１棟の計４棟の耐震化工事を完了、22年度にはご承知のように老朽化のため耐力度不足であった津幡小学校の改築を終えました。その結果、23年度12月現時点で町の小中学校耐震化率は93パーセントとなっております。残り耐震化が必要とされる棟としては、太白台小学校３棟と刈安小学校１棟の計４棟となりました。そのうち太白台小学校の３棟につきましては、来年度、平成24年度に実施を計画しておりましたが、今、道下議員おっしゃるように国の第３次補正の成立を受け、国に対しまして耐震化事業の前倒し実施を希望いたしております。国の事業採択内示後、早急に事業着手を行いたいと考えております。また、刈安小学校につきましては平成24年度に実施設計、25年度に耐震化工事の完了を計画いたしており、25年度末までには町の学校施設すべてが耐震化を完了するよう目指しております。

いずれにしても、学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす施設でありますし、また、今おっしゃいましたように大きな災害等が起きたとき、発生したときには地域の方々の避難所となる非常に重要な意味を持つ施設であります。まず私どもは、私の管理下といたしましては、学校の耐震化事業が一日も早く完結するよう努めてまいりたいというふうに思っています。

答弁を終わらせていただきます。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

できるだけ早くに完結ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

図書館に無線LANでインターネットが利用できる環境整備をということで提案をさせていただきます。

近年のIT関連技術の発展と通信機器の進歩は著しく、行政側としてその情報におくれをとらないような環境整備が不可欠の時代となっております。一般町民がノートパソコンやiPadを携帯し、いつでもどこでもインターネット利用できる環境が必要な時代になってきております。仕事や学業の合間に図書館内や文化会館ロビー等でも自由にインターネットが利用できる環境を整え、さらに文化会館や図書館の利用が増加し、町民に喜ばれると思います。

近年では、全国の図書館でも無線LANを利用したインターネットが利用できる環境整備が少しずつ進んできております。あわせて、スマートフォンやWi-Fiも利用可能な環境づくりが時代の要請と受けとめ、整備を進めていただきたいと思ひ提案をいたします。

これにつきましても早川教育長より答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

○早川尚之教育長 図書館に無線LANでインターネット使用ができる環境整備についてお答えいたします。

まず、本町の図書館でのインターネット検索利用の環境でございますが、デスクトップ型パソコン2台、持ち込み用パソコン向けLAN回線を4回線設置し、しかも1回当たりの利用時間を1時間とさせていただいてご利用いただいております。平成22年度は延べ2,491件の利用をいただきました。なお、公共施設でのインターネット検索ということで、有害サイトへの接続規制等をかけ現在運営いたしております。

道下議員がおっしゃいましたように、近年IT関連技術の発達著しく、電子書籍閲覧端末やスマートフォンなどが次々に登場しております。こういうふう急速に進展している中で、図書館に無線LANでの高速インターネットアクセスポイント設置のご提案をいただきました。

今後、さらに多くの町民の皆さまへの図書館利用のきっかけとなり、また一層利用しやすいあるいは出かけたがたい図書館の運営を目指すためにも図書館内、文化会館全体でのインターネット接続環境整備に向けて前向きに検討してまいりたいと思ひます。

答弁終わらせていただきます。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ぜひとも前向きに進めていただければと思ひます。

以上で、私から3点についての質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で12番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、2番 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔です。

町長に町総合計画と町長の政治生命についてお尋ねします。

村前町長から現矢田町長にかわってから、はや1年8か月たちます。村町長時代の平成18年度に町の長期展望をにらんだ第四次津幡町総合計画が策定されております。矢田町長にかわってか

ら総合計画は町民にどのように知らされているのか、また計画実施に対して、現在どのように変わりつつあるのか、平成20年度以降の各項目の達成度は何パーセントで町民の満足度はどうでしょうか、お聞かせ願います。満足度調査をしてはどうかと思います。いろいろな課題の整理や主要施策が必要だと感じます。前町長は財政難のためかお金のかからないソフト面に力を入れ、窓口対応も明るく元気に丁寧になれよくなったと町民から伺いました。また、前町長は災害が発生したときには、職員より何があっても真っ先に現場に駆けつけておられました。まだまだ前町長はたくさんすばらしい業績を残され、町民の安全、安心のためにご活用された業績はすばらしいものがあります。

ここで、矢田町長に質問します。矢田町長の第四次総合計画の取り扱いと成果、また変更するのしないのかをお尋ねします。

次に、今まで2回国会議員を目指した闘志と意欲はだれにでもできることではないことは十二分承知しております。国政においては復興と社会福祉を的に増税を行う気配があります。そう簡単に決まらないことであり、必ず国民に信を問う選挙が行われます。そこで、津幡町にご恩返しを公約している矢田町長の出番が来たのではないかと思います。津幡町町民はもとより、内灘町、かほく市ほかたくさんの市民、町民が期待し、中でも矢田町長に国会に行かれてご活躍をいただくためにみずから議員になったという人もたくさんおります。何をおいても道路行政が国策のトップであり、道路を整備することによって繁栄があり、生活に明るさを取り戻すことができます。金沢港から津幡を経由して倶利伽羅トンネルを複線化すれば、津幡町は人口もふえ、単独町政を行える町になると思います。

ぜひやり抜いていただきたいのですが、町長のご答弁をお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 西村議員のご質問にお答えいたします。

町長の政治生命にと言われたときにはどきっといたしましたけれども、最初に、総合計画は町民にどのように知らされているのかとのことでございますけれども、町広報やホームページ、町立図書館への配置など、町民の皆さまが自由に計画を見ることができるよう配慮させていただいております。

次に、計画に対して現在どのように変わりつつあるのかのことですけれども、三位一体改革や政権交代など国の制度は大きく変わるなどにより補助金等の財源が大きく変化し、実施計画につきましては変更や見直しが必要となった事案もございますが、有利な財源を有効に活用しながら事業の推進を図っているところでございます。

次に、平成20年度以降の各項目の達成度は何パーセントで町民の満足度はどうかとのことでございますけれども、第四次総合計画は計画期間を平成18年度から平成27年度の10年間と定めており、実施計画につきましては3年ごとにローリングし、見直しをすることとしております。昨年3月に平成20年度までの3か年度分につきましては実績を集計し、後年度の実施計画に反映させたところであり、次回の見直しは平成24年度末となります。指標による達成度につきましても計画期間の中間である平成22年度の状況と目標数値を比較することとしておりますので、次回の見直し時に公表する予定となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、満足度調査をしてはどうかのご提案でございますが、第四次総合計画の策定時に町民の意見をできるだけ反映させるためにアンケート調査を実施いたしましたが、次期の第五次総合

計画策定時にも同様なアンケート調査を行いたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、金沢港から小矢部に向かう幹線道路につきましては、金沢地区外環状道路海側幹線等整備促進協議会の副会長として去る11月21日に中央要望活動を行い、また国道8号（九折・舟橋間）整備促進期成同盟会では、会長として小矢部市長とともに国土交通省に対し国道8号の4車線化およびトンネル整備促進について要望しているところでございます。今後も継続して国に対し要望してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いを申し上げます。

さて、村前町長は大変すばらしい町長でございました。私も町民の皆さまから何度か役場の職員の対応のよさを聞かされました。職員には今後ともその気持ちを忘れることなく町民に接してほしいと願っておりますし、年頭のあいさつや部課長会などを通じまして接遇マナーにつきまして指導しているところでございます。また、私自身町民の皆さまと接する機会も多くあります。町政教室を初め、各種団体の総会や会合など多くのご案内をいただいております。その折に、町政のご報告とともにさまざまなご要望にお答えしているところでございます。

選挙のお話でしたが、私は昨年4月、津幡町民の安全、安心と福祉向上のため、また津幡町の発展のためこの身を投じるという思いで町長選挙に出馬させていただきました。そして、多くの皆さま方からご理解をいただきました。今は少しでも町民の皆さまが喜んでいただくためにも、この与えられた任期を全うすることが私の努めだと認識しているところでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 ありがとうございます。

本当に町長さん一生懸命に、この激変する社会情勢にもかかわらず頑張っておいでるということがよく分かりましたので、さらに町民のためにご尽力いただくようよろしくお願い申し上げます。2番目の質問に移らせていただきます。

これもまた町長さんにお尋ねします。先ほど道下議員の質問にもありましたようにちょっと重複する面もあるかと思いますが、2014年度末の新幹線の開業に向けて当町ではどのような取り組みをし、当町の魅力をどのようにアピールしているのか。また、地域公共交通の活性化と再生、観光振興として他市町との連携はもとより、広域観光が重要であると思います。どのような取り組みをしておりますか。ことしの7月31日に開催されました北陸新幹線建設促進県民会議に参加させていただきました。名誉会長の谷本知事は開業効果を加賀、能登へも波及できるものだとして力説しておられました。2014年度末の開業までは、あっという間です。観光振興、アクセス道路の整備、安心、安全なまちづくりをいま一度どのように考え、取り組みとその効果と対策、具体的なご答弁をお願いしたいと思います。

なお、先ほど道下議員の質問のご答弁では、地域を再調査するとのことで日ごろ置き去りにしている箇所の再調査をするという説明を受けました。それで、おとぎの町、探索の観光ルートをぜひつくってほしいと思いますが、ご答弁をお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 新幹線開業に関しての町の取り組みについてお答えいたします。

津幡町では、車社会の中で県都金沢などへの道路整備が進み、少しでも津幡町へ立ち寄っていただくため、平成26年度末の北陸新幹線開業を視野に観光面におきましても積極的な取り組みを

行ってまいりました。例えば地産地消推進のため地元食材を中心としたつばた弁当歳時記の製作と販売、ボートの町として全国市町村交流レガッタ大会では会場にて物産販売などを含め観光PRを行っております。また、ふるさと愛をはぐくんでいただくために開始したつばたふるさと検定や民間テレビ放送のふるさとCM大賞にも参画してまいりました。さらに、JR津幡駅前の観光案内看板の刷新など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。今年度におきましては、新幹線開業に向け、大河ドラマ誘致を含め魅力ある観光ホームページの制作を進めているところでございます。

広域観光といたしましては、旧北陸道が平成7年、国の歴史国道に認定されたことから富山県小矢部市との共催による歴史国道を活用したイベントを実施してきております。そして、ご存じのように倶利伽羅峠を舞台に繰り広げられた源平合戦火牛の計の歴史から、町として、また広域連携として大河ドラマの誘致に取り組んでいるところでございます。

また、広域的には金沢市や津幡町を含む4市2町が官民一体となって参画する新幹線金沢駅周辺地域連絡会において、新幹線開業による効果が有効にもたらされるよう観光交通部会、地域農業部会およびもてなし力向上部会の3部会に分かれて活動しており、地元食材を活用したお弁当などが試作されているところでございます。

安全、安心なまちづくりにつきましては、私が日ごろから申し上げております住んでよかったと実感できるまちづくりと共通するものでもあり、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

なお最後に、西村議員が言われました観光ルートにつきましても、この後どういうふうな進め方になるのか分かりませんが、どういうものがあるのか、特に大河ドラマに向けて津幡町内の史跡というものがまだはっきり確認されていないものもあるというようなことも聞かされておりますので、そういったところも含めて調査をさせていただきたいというふうに思います。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 お答えありがとうございます。

今後、町の経済効果が期待できると思いますので安心しました。私も津幡に生まれて津幡に住んでおりまして、田舎へ帰りますと一番心が安らんで何も考えずにおれるような状態になります。津幡に住んでいるんですが津幡を観光したいとは思わないんですけれど、平谷とかへ行きますと何か石が置いてありまして、平家何とかと書いてあったんですけれども読む時間もないのではっきりと読んでいないんですけれども、そういったところをPRしたほうがいいんじゃないかと思います。

引き続き、3番目の質問に移らせていただきます。

これもまた町長さんにお尋ねしますので、本当大変申しわけございません。

私は、6月の定例議会において初めて一般質問の機会を与えていただきました。その質問の中で、異臭問題についての今後の町の対策と方針について町としての姿勢をお尋ねいたしました。町長のご答弁は「肥料製造業者には現在県が建築基準法の実態違反に対する是正指導をしており、早期解決に向け県に強く要望する」とのご答弁でした。

そこで質問いたします。11月30日の調査において外部から倉庫の中を見ますと、まだ山積みの状態であります。最近ではまたふえたようにも思います。悪臭はまだ続いております。きのうもトラックで何台か運んでいるのを私は見ましたので間違いなくふえています。異臭対策など、町

民の生活に不安を与えないように早期の解決をお願いしたいのですが、町長にご答弁をお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 お答えいたします。

浅田地内における肥料製造に伴う異臭問題につきましては、県の是正指導に従い事業者が製造を中止したのが6月末日でございます。しかしながら、原材料は放置した状態であり、高温多湿の環境下で原材料から生じる異臭やハエ等の発生による懸念を憂慮しておりました。また、地元関係者から悪臭根絶に向けた署名と要望書が町に提出されましたことを重く受けとめ、私自身も強く県へ再度指導を含めた対応を要請いたしました。その後、県関係部局におきまして再度是正指導が行われたことにより、残存肥料の処分を完了したのが10月下旬であります。しかしながらそのやさき、事業主が原材料の一部であるコーヒー殻などを搬入し、材料の攪拌作業を行ったため異臭が発生したものであります。今後は、さらに強く事業者に対しての処分等を含め県に要請していきたいと考えております。

また、町といたしましても異臭が強くなり、悪臭と判断し得るときには臭気測定を委託し、規制基準値を上回った場合、悪臭防止法に基づき改善勧告等の措置を講じて早期解決を図りたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

なお、経緯、詳細につきましては、後ほど同様のご質問に対する担当課長答弁の中で説明がございますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 住民が安心して生活できるよう法律に触れるような行為に振り回され、または手をこまねくことなく、もっと真剣に町自身でも対応をお願いします。

引き続き、4番目に移らせていただきます。

次に、竹本環境安全課長にお尋ねします。

異臭対策については、7月の臨時議会において倉庫保管の原材料からの悪臭の発生に備え臭気測定費を補正されました。その費用の執行に当たり、現地のほうには何回巡視されたのか。その記録などをお聞かせ願います。また、区長および付近住民には10月末までには処理されると促されておりました。何の根拠でこのような期限がひとり歩きされたのか。7月19日開催の全員協議会の後、異臭対策について何ら報告がありませんので、私自身この異臭対策について9月の定例議会でも再質問するつもりでしたが、10月いっぱい解決するのでと答えられましたので取りやめました。しかしながら、いまだに同様の作業を行っております。町長はもとより、その言葉に対しての信用はいかななものでしょうか。

11月28日の全員協議会の課長の説明を受けました。内容は法律に基づき県のほうへ要望することですが、町の臭気対策担当課長として県にゆだねるだけでよいとお考えですか。付近住民は窓もあけられず、換気扇も回さず我慢をしていたそうです。このような状況下を把握されていたのでしょうか。

先ほど町長さんがおっしゃったように、加賀爪、横浜、浅田地区の地域住民からの悪臭根絶に向けた署名要望に対し、11月28日の全員協議会の場で県に対して要望を続けていくとの報告を承りましたが、今後どのように処理されるつもりなのか。早く解決するための納得いくご答弁を竹本課長をお願いします。

○南田孝是議長 竹本環境安全課長。

○竹本信幸環境安全課長 悪臭がいまだに漂っている件について、引き続きお答えいたします。

町長答弁とも一部重複いたしますが、6月末には県の是正指導により浅田地内における民間肥料生産所での肥料製造は中止されていましたが、一部残存した原材料が倉庫に保管されたままになっておりました。今後も悪臭が発生、拡散するおそれがあることから、悪臭が発生した場合、早急に臭気調査を実施するため7月臨時会において臭気測定委託費を補正させていただきました。それを受けて、執行について何回巡視したかとのご質問ですが、現地へは7月以降現在まで、県との立ち会いや悪臭通報時の出勤を合わせ、記録にあるものだけで28回の巡視確認をいたしております。6月末の肥料製造中止以来、臭気も軽いものに変ったためか強いにおいには至っておらず、現在まで臭気測定は実施していません。

また、10月末までには処理されとの根拠であります。これは8月27日に事業主より県土木へ10月31日までに保管中の肥料原材料について袋詰め処理を完了するという内容の是正計画書が提出されたことによるものでございます。その直前には、先ほども町長が述べたように7月5日に町に提出された署名と要望を重く受けとめて、関係区長さんとも十分協議し、また、異臭で大変迷惑をこうむっている心情も十分察しておりますので、近隣のお宅や通報していただいた方々に対し、現地で区長さん方ならびに私どもが直接ご説明をさせていただきました。懸念される材料が早くなくなるのであれば、多少の異臭は我慢し、協力できるとのこととございました。

3月以来、多くの周辺住民の方々が悪臭被害をこうむっていましたが、袋詰め作業を開始した9月からは臭気は軽いものにかわり、苦情等の通報もほぼなくなりました。また、現地へ確認に行くたびに原材料が目に見えて減少し、10月末までには是正計画の進展を監視していくことになりましたので、議会への報告や地元への回覧等での周知を控えていたものでございます。

この間、決してただ県に対応をゆだねていたわけではなく、県関係部局と協議しながら解決に向けて合同監視や情報交換など現状も把握し、通報の対応にも務めておりました。その結果、10月26日に現地確認をしたところ、倉庫内の原材料はすべてなくなっていました。しかしながら、翌27日には肥料原材料の一部であるコーヒークズが再度積み込まれ、11月に入りもう一つの原材料であるおからとの攪拌が判明し、県とともに強く抗議したものでございます。事業者は、届け出している3種類目の原材料である卵殻、いわゆる卵の殻でございますが、まぜておらず、プランターの中に入れる培養土であり、肥料は製造していないと主張しているため、県から国へ肥料製造に該当するかどうかの判断を仰いでいるところでございます。

今後とも、さらに県と連携協力し、悪臭根絶に向けて勧告、告発などの法的措置も念頭に対応していきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 今ほど説明を受けたわけなんですけれども、何かこう納得がちょっと、我々は法律家でもないし、行政でもないもんですからおかしいと思います。

何で付近住民が困って、いまだににおいもして、毎日毎日その人が役場へ電話するわけにもいかんし、1週間か10日ほどたってはまだあるということで臭いと。あまり報告がないといって役場へ行って課長の前でへばりついて毎日毎日通うわけにもいかんやろし、何か納得がいかん。当事者と何かこう向き合って解決する方法がないかどうか、その辺をちょっと竹本課長に質問します。

○南田孝是議長 竹本環境安全課長。

○竹本信幸環境安全課長 当事者と向き合っでの解決策ということでございますが、3月以来、私どもも担当者含め、それから現在建築基準法の是正指導ということで県の担当者、肥料製造の届け出を受ける県の所管部署の方々とも何度も当事者と話しております。

そのたびに是正計画が二度出されているわけですが、その後にまた事後対応があるということでございますので、それにつきましては、私どももできるだけ抗議をしたり、そういうことで指導をしておりますけれども、現在、先ほども申しましたとおり、肥料製造に係るかどうかという判定を待っていると、こういう状況でございます。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 今、お答えいただきまして、どうもこれは解決できんなということを強く今感じております。

何のために環境安全課というのがあるのか。何というか、法律に違反する基準がないと何か解決できないと。そうすると付近の人はその法律すれすれのおい、悪臭に対してずっとその地域でこれから居なきやいかんという。それが解決できないというようなことに思いますので、これは何をしてもだめなんじゃないかなと、こういうふうに判断して私の質問を終わります。

〔議席から笑い声あり〕

○南田孝是議長 以上で2番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午前11時55分

〔再開〕 午後1時00分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

4番 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 4番、荒井 克です。

昼からのトップバッターとして、私からは3点の質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず1点目といたしまして、N I E教育についてお伺いをいたします。

N I E、つまり学校などで新聞を教材として活用することをそう呼ぶそうです。昨今、ラジオ、テレビ、インターネット等のメジャーなメディアの競合が展開される中、テレビ等で新聞記事の紙面を放映し、文章をそのまま読み上げるという形式で番組が構成されている状況もあり、新聞が世論に多大な影響を与えていることはご承知のとおりであります。

日本は世界で最も新聞を読んでいる国の一つでもあり、その存在意義はますます大きくなってきていると思います。そんな中、小学校では国語や社会科の授業を中心に新聞を教材として活用し、記事を比較、評価しながら読んだり、生徒同士で討論することを通じて思考力、判断力、表現力を育てることを目指し、児童が新聞を切り抜き、国語や社会の資料としたり、スクラップ新聞をつくったりしています。最近のN I E活動では、具体的に新聞の1面から最終面まで、記事や写真、広告までを読み解き、複数の新聞を読み比べたり、読んだ結果について議論を交わすなどの取り組みを行っているそうです。これらを行うことで学習に対する自主的で積極的なアプローチや情報の自己判断力の向上を促進させることができると思います。また、複数の新聞を読み

比べることで、主張の違いや偏向報道を見抜く目を養うこともできるようになると思います。

日本新聞教育文化財団がN I Eの実践によって子どもたちにどのような変化が見られたかを調べたところ、自分から進んで新聞を読むようになった、社会への関心が高まった、記事について友達や家族と話すようになった、授業が活性化したなどの回答が寄せられたそうです。

津幡町において過去に活用したクラスがあったそうですが、どういう結果が出たかは聞いていませんが、新聞を読む頻度が高い子どもほど読解力の得点が高いという傾向が見られ、子どもの学力伸長や社会に主体的にかかわる人材の育成に有効と言われるN I Eの重要性が増しているものと受けとめられます。

今後、津幡町において学校教育に教材として新聞を取り入れる考えがあるのか、教育長の見解をお伺いいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

○早川尚之教育長 津幡町の学校教育に生きた教材として新聞を取り入れる考えはとのご質問にお答えいたします。

町内の小中学校における新聞の活用状況について、少しお知らせしたいと思います。まず、全部の学校が授業のテーマに関する新聞記事の切り抜きなどを教材として活用しております。そのほか、小学校においては、記事の内容を要約し、感想を伝えあったり、理科の学習で月齢調べを行ったり、社会科で歴史に関する記事の紹介にも活用しております。また、朝、自分の家で新聞を読んできて、朝の会で心に残った記事の紹介や感想をスピーチするという授業以外の場面でもその新聞の利用がなされているという状況もあります。

中学校では、地域の情報を収集し、要約、感想をまとめるといった、より主体的に新聞を活用する取り組みを行っております。さらに、学校によっては新聞そのものについて学ぶ時間も設け、新聞紙面をすべて読んだり、複数の新聞を読み比べたりといったことも行っております。こうした取り組みの実際の効果についてですが、先ほど荒井議員も述べられましたように、やはり「家で自分から新聞を読むようになった」、「家族で社会の話題について話すようになった」ということが報告をされております。最近の新聞掲載でご存じの方も多いと思いますが、条南小学校の3年生児童が「新聞を読んで感想文コンクール」で最優秀賞に輝いておりました。これは、夏休みの選択の課題として学校において取りまとめ応募したのですが、この児童がいかに関心を持って新聞記事を読んでいたかということを示していると思っております。このようなことから、学校現場において新聞を活用することは、ご提案にありましたように児童生徒の思考力、判断力、表現力をはぐくむ、また社会への関心を高めるといった面で非常に効果があるものと考えております。

3年ほど前になりますけれども、子どもたちの新聞に関するといいますか、調査をしたところ、津幡町の子どもたちは家で新聞を読むとか、家族とその話をするという機会が他の全国的な標準よりも少し劣っているという状況がありまして、私どもとしても家族と一緒に食事をして会話をするとか、あるいは新聞とかを読んで社会の状況等に関心を持つようなことを学校でも積極的に取り入れていこうということで、学校長の皆さんと相談しながらこれまで進めてきているところでございます。

今後も目的を持った活用を目指して、新聞ならではの情報を生かすべく取り組んでいけるよう、新聞活用の環境整備に一層努めてまいりたいというふうに考えております。

答弁終わらせていただきます。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

ぜひ、取り入れることにより、少しでも子どもたちにまたよい結果が出ればと思います。

次に、2点目でありますけれども、津幡町において、今、NHK大河ドラマの誘致を行っているわけですが、さらに全国的にPRをする方法がないかということで質問をいたします。これにつきましては、先ほど道下議員より質問されておりますが、私のほうからも少しお願いいたします。

富山、長野両県が大河ドラマ化に向けて動き出して、もうすぐ2年になろうとしております。その間、津幡町においても推進協議会や実行委員会などが組織され、誘致に向けての準備やPRが早々に行われ、NHKのほうにも何度か要望に出向いたことは、マスコミ等を通じて皆さんご存じのことと思います。中でも、ことし10月の総勢80数名でのNHK訪問は、津幡町の集結した熱意が伝わったのではないのでしょうか。今後、この誘致争いはもっと激しくなってくると思いますが、決して「負けてはならない。また、あきらめてはならない」そんな気持ちで、石川、富山、長野、埼玉、そして関連の市や町との連携をとりながら進めていってほしいと思います。

そこで、今後、津幡町において、次のような計画ができないかということです。一つは、大きなイベントを企画するということです。全国的に発信できるようなものであってほしいと思います。次に、着ぐるみキャラクターをしっかりと活用するというで、入園式や入学式、運動会や文化祭、卒業式、盆踊り、一日署長、百万石まつりやゆるキャラサミットへの参加などがあります。そして次に、町のホームページに載せる。これにつきましては、小矢部市のホームページの中に義仲と巴のコーナーを設けてありますが、参考にしてつくれないものか。それから、町営バスの車体に大きくPRができないか。そして、源氏だけではなく平家の存在もPRする。先ほど西村議員が平谷の話題にも触れましたけれども、平谷の入り口に「平知度の首塚」があります。そういうこともありまして、平家の存在もPRするということも大事ではないかと思います。その他、今後いろいろな大会等があると思いますが、それらに向けての準備も必要かと思います。とにかく何をするにも早めの計画が大切であり、今でしかやれないことをやっていく大きなチャンスでもあると思います。限られた予算の中だと思っておりますけれども、商工会関係や各企業、高校や高専の生徒にも協力いただいて、ぜひ実行できないものか。また、民間のノウハウも参考にしながら行動を起こすことが必要ではないかと思います。

以上の件につきまして、産業経済課長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 榊田和男産業経済課長。

○榊田和男産業経済課長 NHK大河ドラマ誘致をさらにPRするにはとのご質問にお答えいたします。

最初に、ご質問にもありましたが、本年10月12日から13日の両日にかけて実施されました「義仲と巴」ゆかりの地めぐりと放送センターへの要望会には81名の参加をいただき、議会からも大勢の参加協力をいただきましたことを感謝申し上げます。ご存じのように、NHK大河ドラマ誘致とふるさと教育のため、平成21年7月から誘致推進協議会、実行委員会を中心に、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

町ホームページへの掲載につきましては、本年度制作中の観光ホームページにこれまでの取り

組みなどを含めて紹介する予定でございます。

町営バス車両でのPRにつきましては、1台の車両ではございますが、すでにキャラクターを張りつけしPRを行っているところでございます。

源氏だけではなく平家の存在をPRすることにつきましては、来年の大河ドラマが「平清盛」であり、NHKが発行する大河ドラマ紹介誌などに当町の通称平谷地区にあります「平知度の首塚」を掲載し、平家ゆかりの地として紹介できればと考えております。

全国的にPRする方法がないか、また大きなイベントの企画につきましては、広域連携の中で進めていくことが連携強化にもつながり、全国へのPR効果としても有効であると考えています。一方で、12月3日土曜日から4日の日曜日にかけ、東京国際フォーラムを会場に全国町村会が主催する今回初めての物産展「町イチ！村イチ！2011」が開催され、津幡町も参加する予定でございます。これは、関東地方での大河ドラマ誘致をPRする絶好の機会ととらえ、「よしなかくん」、「ともえちゃん」の着ぐるみも披露いたします。事務局では、これまで全国市町村交流レガッタ大会でのPRやフードピア金沢、金沢駅でのカレー&スイーツイベントなどの機会を活用し、PRを行ってきたもので、今後とも機会を見きわめながらできることを積極的に行ってまいりたいと存じます。

また、商工会関係の協力や民間ノウハウを参考とすることにつきましては、町商工会などと連携し、さらなる誘致推進のPRなどについて積極的に協議し、進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

イベント等においては、とにかくみんなでつくり上げて、みんなで参加するといったものができればいいかと思っております。また、着ぐるみ等につきまして、中に入る人がいなかったら私いつでも入りますので、また声をかけてください。

〔議席から笑い声あり〕

よろしくお願いします。

それでは3点目といたしまして、県の森林公園のより一層の活性化に関する質問をいたします。

生物多様性の保全の重要性を訴えるMISIAの森プロジェクトの活動が、ことし5月から森林公園で始まりました。この件につきましても、道下議員から質問されておりますが、この企画は2011年から2016年の5年間、石川県と津幡町の全面的な協力を受けて森の保全活動を行うほか、子どもたちが住む未来の地球への希望を込めて、子どもたち自身が未来を考えていくきっかけとなるような豊かな森をつくることとうたっております。

生物多様性は人間だけではなく、動物、植物、微生物などあらゆる生命がさまざまにつながり合い、支え合うことを意味し、この相互作用を森林公園の中で見つけ、守っていくということでもあります。このすばらしい活動に、インターネット等で「ぜひ森林公園へ来てみたい」と全国から多くの問い合わせがあることを聞いております。ということは、MISIAのファンのみならず、森の保全活動や自然を楽しみたい人たちがどんどん来るわけでございますから、こんないい話をほっておくわけにはいかないのではないのでしょうか。

石川県森林公園は、県政100周年記念事業の一環として昭和48年5月に開園して38年余りたちますが、その間、地元の商工会青年部などが主催して18年間続いた「ポップヒル」を初めとして、

数多くのイベント等が行われてきました。そんな中、もうすぐ40年になるというこの森林公園に MISIA の森プロジェクトという、こんなすばらしい活動を受け入れた石川県と地元津幡町は、今後5年間に於いて森林公園のより一層の活性化を目指す大きなチャンスではないでしょうか。これをきっかけに、この先みんなが何を望んでいるのか、ハード面、ソフト面の両方でアンケートをとるのもいいかと思います。それも含めて、石川県に要望してはいかがでしょうか。

以上、森林公園のより一層の活性化に対して、矢田町長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 森林公園のより一層の活性化についてのご質問にお答えいたします。

荒井議員がおっしゃるとおり、MISIA の森プロジェクトは5月22日の国際生物多様性の日に、いしかわグリーンウェイブ2011の開催にあわせて石川県森林公園でスタートいたしました。当日のオープニングセレモニーでは、一般財団法人mudefの長島事務局長の開会宣言から始まり、石川県知事のあいさつの後、地元町を代表して私があいさつをさせていただきました。その後、英田小学校の児童が遠足で訪れたときに調べた動植物の結果を「MISIA の森を歩いてみたら」と題し発表があったほか、オープニングに先駆けてMISIAさんが森林公園を訪れたときにコナラの植樹がなされた報告と、MISIAさんがデザインした鳥の巣箱の贈呈がなされるなど、生物多様性保全の取り組みに向けて力強くスタートいたしました。また、悪天候のためオープニングイベントで実施できなかった植樹や巣箱の設置につきましては、私と関係議員の皆さん方も出席し、英田小学校の児童とともに5月31日に実施させていただきました。

石川県におきましては、国道8号の緑が丘交差点に石川県森林公園とMISIAの森へ誘導する案内看板が年度内に設置されると伺っております。

町といたしましても、このプロジェクトの成功に向けた第一歩として、8月末に津幡駅前に設置してある観光案内看板にMISIAの森の位置を表示し、さらにMISIAの森の概要を示した小型看板を設置しており、津幡町を訪れる人々の利便向上に取り組んでいるところでございます。

10月16日の午前には、県森林公園におきまして「1・2・SUNつばた元気ウオーク」を実施し、午後には「飛べ！マコモ めざせ日本一」のイベントが、JAや町商工会、森林組合などで組織する森林公園活性化津幡町連携協議会が主体となって実施いたしております。

また、11月6日には、農林水産省、石川県、それに津幡町などが主催となって、県森林公園で「森を歩こう～MISIAの森でいきもの調査」のイベントと文化会館シグナスでの「市民と森林をつなぐ国際森林年の集いシンポジウム」が開催されております。

今後は、担当する石川県観光交流局や環境部里山創成室と連携、協議を進め、アンケート調査等の実施も含め、町民の声が反映されるよう取り組みたいと考えているところでございます。

ただ、我々とすれば、MISIAさんっていうのは大変メジャーな歌手でもございます。この5年の間に森林公園のほうに来て大きなコンサートをやってもらえないかという要望をしているところでございます。ご理解を賜りたいと思います。そして、森林公園および津幡町のより一層の活性化に努めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議 ありがとうございます。

4年後には北陸新幹線も開通しますし、ぜひ森林公園の活性化に期待するものでございます。

MISIAのコンサートも、ぜひ実現すればいいと思っております。それから、12月14日にMISIAさんのアルバム「MISIAの森」が発売されるそうでございます。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で4番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、8番 酒井義光議員。

○8番 酒井義光議員 8番、酒井です。

私は、今回は2つの質問をさせていただきます。

まず1点目に、町総合体育館入り口の外壁落下の対策をと質問とお願いをいたします。

町総合体育館は昭和56年4月に町民が使いやすい体育館として建設され、各種大会の主会場とし、また日ごろの練習に中高校生や社会人に多く利用されています。建設から30年以上たっていますが、きれいに管理されていると思いながらたまたま正面玄関に立ち、上を見たところ、コンクリートの外壁が落下しているのに驚きました。高くて正確には計測はできませんが、幅約3メートル、高さが15センチ、厚みは3センチ以上あるかと思われる部分が落下しており、さらに少し離れたところも幅1.5メートルぐらいが落ちています。いつごろ落下したのか、落下後どのような対策がされたのか詳しく事情を知る職員はなく、実態を把握できませんでした。いつから放置されているのか分かりませんが、正面玄関であり、高さは10メートル以上あるかと思われる箇所です。もし、人の上に落ちればどうなるのかと考えると、ぞっとします。

町では、施設自体の耐震工事が必要か調査するため12月補正予算を組んであるとのこと。工事が必要なら24年度に設計、25年度に耐震工事を実施し、そのときに必要ならその部分を含め直すつもりようですが、正面玄関の頭上であり、少しでも危険であれば早急に補修すべきと考えます。

最近では、簡単に高いところで作業ができる高所作業車両があり、削り落とすだけなら大きな費用や時間が必要ではないと考えます。

落下した時期、そのときの処置と今後どのような対策をとるのか、早川教育長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

○早川尚之教育長 町総合体育館入り口の外壁落下の対策についてお答えいたします。

本施設は昭和56年4月に開館し、現在築後31年7か月経過いたしました。その間、平成6年度に外壁や屋根の一部改修等を行い、現在は耐震化に向けて調査の準備に入っているところです。

体育館正面入口のひさし外壁の落下につきましては、平成20年7月に幅40センチ程度がはがれ落ちました。実は落ちたものを私見まして、酒井議員がおっしゃいましたように高いところから相当の厚みのあるものが落ちてきていたので、夜間に落ちたということではあったといえますか、もしも人体に被害、ああいう大きなものが落ちれば相当のけがあるいは命にかかわるようなこともあるのかなということで心配をいたしましたけれども、幸い夜間であったために体育館の利用者や車等には被害がなくすみました。この事故の発生後すぐに調査を行いまして、危険な部分を一部取り除いたわけでございます。また翌年、平成21年3月にひさし部分の屋根の雨漏り修繕に対しまして、また改めて危険な場所等々がないかを調査しまして、やはり一部危険な部分も取り除いております。その取り除いた部分の状況がそのままの状態でありますので、今のよう

ところどころはがれ落ちた部分とそうじゃないところが今残っているという状況だと思います。今回、ところどころはがれた部分等々外壁の安全性に大変心配をいただきまして、酒井議員より11月15日、事務局の報告では15日ごろだというふうに伺っているんですけども、どういう状況かの問いかけをいただきました。早速11月の18日に調査をいたしました。結果は、ごく一部分ではありますがはがれ落ちるその可能性は否定できないという結果をいただきましたので、これは大変事故等にかかわることでもありますので、より一層の安全性を考えまして柱と柱の間の約1メートル、その1メートル部分を5か所取り除くこととし、大変人命等にかかわりがありますので、11月の29日にその取り除きの工事を行っております。どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

今後につきましては、本年度の耐震診断の結果によりまして、平成24年度に実施計画、25年度に耐震工事と一部改修工事をあわせて行う計画といたしております。ご理解をお願いします。

終わります。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 今ほどの説明で夜間であったということで、不幸中の幸いということで事故もなく本当によかったんじゃないかと。いつ落ちたのか分からなかったのもう15年も20年も昔に落ちたものかなと思ったりもしていたんですけども、ただ、帳面にその記述がないというだけでいつとかいうのがちょっと分からなかったんで、実際に落ちれば「あいたた」という問題では絶対ありませんので、そういう危険なところだけは早目に、今のことでなくても早めに取り組んでいただきたいなと思います。ありがとうございます。

それでは2点目に、ウェルピア倉見の泉質の変化と今後についてお伺いいたします。

ウェルピア倉見は平成6年に改築され、現在は薬湯と竹炭の湯、そして温泉の3つの湯が楽しめます。その中でも温泉の成分はナトリウム塩化物、炭酸塩素水を含み神経痛、やけど、打ち身、切り傷、冷え性などの多くの効能があり、それを目的に町内外から来館する方も多いためです。現在は、65歳以上の町民の方には町から12回の無料入浴券が提供されていることもあり、また町内各地から福祉バスが運行していることもあり、利用しやすくなっています。

しかし、利用者からは温泉の色が以前より黒くなってきたとの声があり、私自身、利用者に意見を聞くため入浴してみました。入浴している人や管理者の方に聞いたところ、日時やその日の状況により色が濃くなったとか薄くなったとかいろいろな意見があり、色による温泉の状況の判断は困難でした。平成4年と21年の温泉分析書を比べてみましたが、数字に変化はあるものの、内容は専門的で私たち素人にはどのように変化しているか全く分かりませんでした。

しかし、地下の源泉をポンプで吸い上げているのは事実であり、無理に吸い上げることで地下で空洞ができ、施設の周辺に地盤沈下が見られるのも現実です。特に施設周辺の正面玄関から浄化槽周辺で30センチ以上沈下があるかと思われます。このままこの現状でポンプアップすると、いつかは泉脈が枯渇することも十分あるように思われます。

また、町内外の利用者から湯量が少なくオーバーフローがないため浮遊ゴミ類が抜けていないので改善をとの意見も寄せられています。

また、高齢者の福祉施設と言われている関係上、60歳未満の利用者は約10パーセントしかいないようです。若い人も温泉を楽しめるように豊富な温泉、露天風呂の設置、2階のスペース活用

などで新たな温泉施設となるように飛躍したらどうかと考えます。

また、近隣に株式会社中国医食研究所の足湯と手湯が無料で利用できる「天神の湯」が開設されました。体が温まる、痛いところが改善されたなど、口コミや報道に取り上げられたこともあり、常時、町内外の車が10台近くとまっています。町民からはその源泉が川に流しっ放しになっており、パイプでウエルピアまで引けないかとかタンクで運べないかなどと言われることがあります。しかし、県道や国道の横断など簡単にできるものではないと思われます。また、ウエルピアの湯と天神の湯とは、効能は似ていますが、色は全然違い、簡単にまぜるわけにはいかないと思いますが、ウエルピアの温泉の湯量をふやしてほしいのは多くの利用者の声です。また、湯量が少ないと聞き、行ったことがないなどの意見も多くあります。

町を挙げて大河ドラマ誘致をとの活動をしているところですが、見せ場の少ない当町として温泉ゾーン倉見として盛り上げ、誘致活動の一つとして来町者に一人でも多く滞在してもらうためにもかけ流しのできる温泉の掘削とウエルピア倉見の今後について、町長の考えをお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 ウェルピア倉見の泉質の変化と今後についてのご質問にお答えいたします。

ウェルピア倉見は高齢者の健康増進、また閉じこもりの防止と住民の憩いの場を提供することを目的に高齢者福祉施設として平成6年に開設し、平成22年度には約6万6,000人の方々が施設を利用されております。

ご指摘のとおり、施設が立地している箇所は軟弱地盤であり、施設が建設された当初から周辺の地盤沈下が発生しており、特に平成19年3月の能登半島地震におきまして施設出入り口の地盤が沈下したことによる亀裂や段差が生じるという被害がございました。沈下の原因につきまして抜本的解決を行うためには、調査と工事に多額の費用を要することが予想され、現在は沈下による被害が発生するごとに補修を行っているところでございます。

なお、湯量の面につきましては、昨年1月に温泉分析を行った際に調査いたしましたところ、毎分32.7リットルの湧出量があり、開設当初の湧出量とほぼ同じ数値という結果が報告されております。湯量自体は多いとは言えませんが、今のところ安定した湯量が得られていると考えられております。また、施設では湯量調整を手動で1日に4回の湯流しにより湯面の浮遊物の除去を行っており、利用される方が気持ちよく入浴していただけるよう心がけていると聞いております。

現時点では当面の間、ウェルピア倉見を高齢者福祉施設として現状の形態で施設運営を行っていきたいと考えており、豊富な湯量を確保するために必要な温泉掘削と施設の大規模改修には多額の費用を要することから、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

これからもこの施設が住民の憩いの場、交流の場として利用していただけるよう、皆さまからご意見、ご提案をちょうだいしながら、安全、安心を第一に施設運営を行ってまいりますので、ご理解をお願い申し上げる次第でございます。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 以前に、私らの知らない時代なんですけれども、何か町のほうで何か所か温泉のいいのが出ないかと調査したこともあったようなんですけれども、それを今からするとなかなかゼロから建物、ゼロからするということはなおなお無理じゃないかなと思ってのちょっと提案だったんですけれども、できれば前向きに少しずつでも検討だけでもしていただければと思います。

っております。

これで、私の質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で8番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、1番 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 1番、八十嶋孝司です。どうかよろしくお願いいたします。

私のほうは、3点だけ質問させていただきます。

まず、質問の1番でございます。災害救援ベンダー（災害対応型自動販売機）の導入についてということでご質問させていただきます。

大規模災害により停電が長期にわたり発生した場合、バッテリーから必要な電力を供給して自動販売機内の飲料水を取り出すことができる災害対応型自動販売機、いわゆる災害救援ベンダーがにわかに注目を集めています。地震や大雨から想定される大きな災害を考えた場合、インフラが大きなダメージを受けると予想されます。地震であれば当然ですね、ライフラインが相当なダメージを受け、さらに大雨などでは電力供給が危うくなる可能性も十分あります。そして、飲料水の供給確保が困難になることも十分予想もされるわけです。東日本大震災では、水不足の中、周辺自治体からの給水支援に加えて100台以上の災害救援ベンダーが活躍し、自動販売機の前には長蛇の列ができるほど利用されたと言われております。

今、自動販売機の各メーカーは、このような大規模災害が発生した場合に無料で飲料水を取り出し提供できる災害救援ベンダーの導入に力を入れていると言われております。災害救援ベンダーの中身については、停電の際、専用キーによる操作で非常電源に切りかわることで48時間稼働状態を維持できると言われております。また、販売機によってはメッセージボードを搭載し、ニュースや地域情報を発信できる通信機能を利用して遠隔地からの災害救援機能までも実施できるほど進化しております。

この災害救援ベンダーのメリットとしては、1つに、大規模災害により避難場所となる公共施設が停電により飲料水に支障を来した場合、正常化に戻るまでの間、時間制限があるものの無償で飲料水確保の役割ができます。第2点目、先ほど申しましたとおり、災害時に関連情報の発信ができます。3つ目に、行政、生活、気象、イベント等、地域密着情報も発信ができます。4番目、自動販売機メーカーも社会貢献の一環として今取り組んでおり、この設置により従来よりも付加価値が期待できると思います。以上のメリットがあると思われます。

また、この自動販売機の設置は、設置主と該当自販機のオペレーションを担当する地域のボトラー社との間で災害支援協定を締結することが前提となっております。無償提供はどのタイミングでだれが判断するのかといったことは、すべては協定内容によります。実際の設置場所としては、その公共性の高さから主に緊急時の避難場所に指定されている地域の学校体育館、公共施設、病院などが当然のことながら中心となるわけです。

私は、防災対策の配慮からも、従来の単なるお金を入れ、飲むだけの自動販売機から、町としても負担がかからない、しかも付加価値を伴い、また進化したこの災害救援ベンダーの導入をぜひ取り入れるべきと提案いたします。

そこで、質問させていただきます。

質問の1番、町内の公共施設内に設置してある自動販売機の中で災害救援ベンダーはありますか。

2つ目、過去に自動販売機のメーカーから災害救援ベンダーの提案はありましたか。

3番目、学校や公民館に自動販売機が設置されていないのはなぜか。本来出入りが多く、時に避難所となるべき役割がある施設に設置してもよいと思いますが、いかがなものでしょうか。

4番目、これまではこの自動販売機は随意契約で更新してきたと思いますが、緊急事態や災害発生時のいざというときに頼りになることを考えると、従来の機器の見直しや入札により、より付加価値を提供してくれるメーカーの選定も選択肢としてあると思いますが、いかがなものでしょうか。

以上の点につきまして、総務部長よりご回答をお願いいたします。

○南田孝是議長 焼田総務部長。

○焼田新一総務部長 八十嶋議員の災害救援ベンダー導入についてのご質問にお答えをいたします。

まず、最初の質問についてであります。現在、町内の公共施設内には災害救援ベンダーの自動販売機の設置はございません。

次に、2つ目の質問についてであります。過去には飲料メーカーから災害ベンダー自動販売機の提案は受けており、設置に向けて協議を進めておりましたが、業者側の都合でしばらく待つてほしいとの申し出があり、導入には至っておりません。

次に、3つ目の質問についてであります。現在、自動販売機が設置されている公民館は井上コミュニティプラザのみでございます。自動販売機の設置は販売業者が収益面などを勘案し、また施設利用者の要望に基づき検討し、設置されているものでございます。もちろん、今後業者などの設置要望があれば、八十嶋議員のご提案を踏まえ検討いたしたいと思っております。また、小中学校への設置につきましては、確かに災害などがあった場合は避難施設となっておりますが、本来は義務教育施設であり通常の教育活動においては必要がないものであり、収益性の面からも設置希望業者はいないものと思っております。

次に、4つ目の質問についてであります。自動販売機の設置に当たっては収益の還元割合や電気料の負担などについて設置希望業者から提案をいただき、町としても有益なものを選定し、設置をしていただいております。

今後は、新規の設置はもとより、更新などの時期を見計らい、可能な限り災害救援ベンダー自動販売機など、より付加価値のあるものに変更できないか検討を行いまして、施設利用者の利便や災害対応に備えるものとなるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

実を言いますと、これは石川県に実際の例がございまして、2007年の3月、能登沖地震で輪島市役所庁内、輪島市ふれあい健康センターに設置いたしました災害支援型自動販売機2台が稼働しております。ふれあいセンターでは3月25日から30日までの6日間稼働いたしまして合計1,551本の飲料が市民に提供されております。それから、輪島市役所では26、27日の2日間で796本の飲料が地域の被災者に対して無償で提供されたという、本県でも身近な事例が存在しているわけです。

私の言いたいのは、たかが自動販売機ですけれどもされど自動販売機。これはですね、先ほど申しましたように、東日本の震災、それから今も言いました能登沖の地震、これでですね非常に一般市民がインフラが切断されて飲料に事欠いた。それがですね、実際に非常に市民にとっては命の水といいますか、そういうことで非常に助かったという、このことをぜひ踏まえていただきたいと思います。それから私も体育館にいまして、災害ベンダーとの提案も受けたこともあります。実際にはそんなにお金はかからないです、はっきり言いまして。電気代なんかは月5,000円ほど、これも業者持ちです。

私の言いたいのは、やはり率先してそういうものがあつた場合は、やはり町としても積極的に受けるべきであると。ましてこういう時期はなおさら、ましてそういう設備にはお金はかからないわけですから、ぜひこの辺を十分考えていただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

次に、質問の2番目に移らせていただきます。

津幡中学校と津幡南中学校の部活動についてご質問いたします。

中学校教育課程の中で部活動の果たす役割は大変大きなものがあります。スポーツや文化の分野でさまざまな部活動に生徒たちが取り組み、一人一人の才能が発揮され、個性豊かな人間に成長していく過程として大切な時期と考えております。

さて、旧津幡中学校のマンモス化から南中学校の新設を経て10年余り、2つの中学校はそれぞれ競い合いながら多くの生徒たちが部活動に励み、県内外にとどろく成績を上げており、これは大変すばらしいことだと思います。

一方、小学生が主体となっているジュニアスポーツでは、せっかく頑張ってきたスポーツが中学に進学しても取り組んだスポーツが部活として存在せず、他の部活に入らざるを得ない子どもたちが数多くいます。特に団体競技については昨今の少子化も手伝い津幡町全域から集まるケースがほとんどであり、それから中学の入学前には部活の存在のあるなしで悩む子どもたちと保護者が存在することは事実としてあります。ここ数年来、このような状況下のもと、指定学校の変更制度を設け、指定中学にこだわらないとの解消策を教育委員会も講じられています。しかし、一般的には好きな人は行くだけの解消策としか思えません。他の子どもたち、保護者たちの思いは、なぜ一方に部活があつて一方にないのか、素朴な疑問に到達いたします。

南中学校が設立されるときに小学生などにもアンケートをとり、津幡中学、南中学校の部活を検討されたとも聞いております。あれから10年余りたった今、もう一度その部活のあり方を検討する必要があるのではないかと思うわけです。できましたら、当時の検討結果を大まかで結構ですので、お聞かせいただければ幸いです。私の思いは、当時はそれなりに熟慮されての判断だったと思います。しかし、よくよく考えてみますと、津幡中学校は中学校の体育館と隣接する総合体育館、それから足を延ばせば運動公園体育館と非常に施設面で地の利があるわけです。一方、南中学校は中学校の体育館だけで部活を行っている。非常にハンデもあるわけです。その辺を考慮されての結果だとは思いますが。それからですね、当然のことながら南中学校は窮屈で体育館使用のクラブなどは限定されてきたと思います。それから、今後は恐らく少子化から今の津幡中学校の生徒数755名、それから南中学校603名も恐らく近い将来は逆転する可能性もあるんじゃないかと私は思います。

子どもたちのためにも部活動に対して施設利用のあり方の再検討、それから今申しました将来

を含めたこの少子化問題を含めて、さらに検証すべきではないかと思います。

私は、同じ津幡町に住みながら一方にあり一方にないのは、よほどのことがない限り不自然との私自身の考え方です。中学の部活設立の定義は私は分かりませんが、しかしながら、設立が難しいのであれば、サークル的存在も選択肢の一つではないかと考えます。互いの中学が交流し、一体となることもある意味強化につながるのではないのでしょうか。

私は、子どもたちにとって中学生生活は大切な時期です。子どもたちの意欲を伸ばし、夢をかなえる、私たち大人にはその責任があるのではないかと思います。今の子どもたちにとって必要な部活動は何かを含めて、教育長のご見解をお願いいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

○早川尚之教育長 津幡中学校と津幡南中学校における部活動についてのご質問にお答えいたします。

まず、答弁に入る前に2点について確認をさせていただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

1点目は、八十嶋議員さんの「部活動は教育課程の中」というふうにおっしゃったんですけれども、部活動は教育課程の中には組み込まれていないということの確認を。教育課程というのは決められていまして、各必須教科とか選択教科とか道徳、特別活動、学校行事等、時間割りの中に8時半から1限目が始まれば6限までという、そういう中に組み込まれているものを教育課程というふうに言うておりまして、部活動は教育課程以外のところで、学校教育活動としては大変重要なものですよという取り組み方といいますか認識でなされておりますので、その辺1点確認させていただきたいと思います。

もう1点は、部活動の設置とか学校における部の設置とか廃止っていうのは、学校長の責任においてなされるということは当然ご理解いただいていると思うんですが、この2点をちょっと確認させていただいて答弁に入りたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

それではお答えさせていただきます。

初めに、津幡南中学校設立時の津幡中、津幡南中学校の部活検討結果を少し教えてほしいと、聞かせてほしいというお話がございました。これにつきましては、私ども教育委員会事務局には両校に設置する部の一覧を記載した津幡中にはこういう部、南にはこういう部というものを記載した用紙はありましたけれども、その具体的にどのような話し合いでどうなされてきたかっていうものの書類はちょっと見つけることができませんでしたので、この場でそのときの検討結果についてお話しすることはできませんので、お許してください。

次に、児童生徒の入学指定校の変更についてのご質問もございました。児童生徒がどの学校に入学するかは、今、議員もご承知のとおりですけれども、学校教育法の施行規則とか、あるいは津幡町教育委員会がつくります校区の指定についての規則等々によりまして規定されておるわけです。そしてまた、保護者の申し出によりその理由が妥当な場合、指定校を変更することができるというふうになっております。この制度によりまして、町内におきましても部活動以外においても校区外の学校に入学している児童はおります。

さて、平成19年度より津幡町教育委員会は、希望する部活動が就学指定校にない場合、その指定校の変更を認めることといたしました。これは、今、八十嶋議員もおっしゃいましたけれども、児童生徒数の減少、またそれらによる教員の絶対数の不足と専門性のある指導教員確保の困難さ、

教育課程内にありますと、この授業は何時間するので、例えば国語の教師は必ず配置されるところかということはあるんですけども、教育課程外なりますと、部活動の指導するためにこの人は柔道の部活動をしますよという、そういう教員の配置はないということから専門性のある指導教員の確保が難しいということでございます。そしてまた、そのジュニアスポーツから来る子どもたちの分散による、両方の中学校に分かれるという分散によるその競技、部活動の消滅していく可能性があるとか、それを防ぎたいという思いと、あるいは一本化による強い部活動の推進などを広く考慮して、この19年度導入いたしました。基本的には、それぞれの中学校に子どもたちが望む部活動があるのが一番いいとは思いますが、今申しましたようなさまざまな利用状況等を考えますと、この部活動の希望する学校に部がある場合は、そこに移動するということは必要な制度ではないのかなというふうに考えておりますし、今後はやっぱり一段とその部の拠点校化が求められていくのではないかなとも思っております。

いずれにしても、スポーツや文化および科学等に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するなど、部活動から得られる教育的効果は大変大きいものがありますし、文武両道を基本に新たに部のあり方についての検討がなされるとすれば、教育委員会としても協力を惜しまない所存でございます。

次に、全体として今の子どもたちにとって必要な部活動は何かとのご質問でございますけれども、その部の持つ教育的効果はどの部に入部していても、つまり運動部であろうと文化部であろうと、団体競技であろうと個人競技であろうと、その教育的効果は十分にもたらされるという認識を持っておりまして、今後も大いに推進していきたいものだなというふうに思っております。

以上で答弁終わらせていただきます。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 いろいろと教育長から私の勉強不足でいろいろご指導をいただきまして、ありがとうございました。

私がこの問題を取り上げたのは、実を言いますと、私の存在する、存在するといいますが、指導しているジュニアバレー、その前に、津幡中学だけにある部活としましてバレーボールの男女、男子のバドミントン、津幡南中学にあるのは、津幡南中学にあって津幡中学にないのはボート、相撲、ソフトボール、男子ソフトテニス、女子バドミントンという非常に意味たくさんあると思います。私はこれらすべてをどうのこうのっていうことは実は思っておりません。こういった問題が実際に父兄の中から沸き起こってきているっていうのは、10年たった今、あることは事実です。先ほど教育長が私にそういう意味でご指導いただいた点は私の至らないところで、部の存在意義というのは学校側が判断することですとか、時間外に部をするんだぞということを教えていただきました点については非常にありがたく思っております。それで、やはり10年たった今、私は何事でも検証すべき、あらゆることについてそうだと思います。いろんな問題が出てきたときに、例えば中学へ行きまして、中学の校長先生は体育館が一つあればいいなと。それは解消されるというようなご返答でございます。それは、その体育館が建つこと自身がやはり大きな費用もかかるわけですから、そんな簡単なわけにはいかない。その中で、何かやはり解決する方法はないかっていうことを、やはり全体的に考える時期に来ているのではないかなというふうに思って、今回このことを取り上げさせていただきました。先ほど申しましたように、1から10

まですべてそういうものを生徒は言っておりませんので、そういう問題があるということをおっしゃっていただきながら、少しでもちょっと興味を持っていただきたいということで質問させていただきました。ありがとうございました。

次に、質問の3番目に移らせていただきます。

今ほどの部活動と少しは関係しますけれども、中学校の部活動強化に町のマイクロバスの使用をとということで取り上げさせていただきました。

7月に行われました女子ワールドカップサッカーがありましたが、なでしこジャパンが要するに世界一になったということで快挙をなし遂げました。その際、日本人の心を強く揺り動かしたのは、震災後の復興と原発事故による重く鬱々とした雰囲気がある中で日本人の心を奮い立たせ、被災者に復興の勇気を与えたと。ちょっと前置きは長いですが、要するにスポーツとはこれだけ社会的にスポーツ、文化も含めて社会的に影響があるんだぞということで、ちょっと前置きさせていただきました。

それで私は、津幡町としても中学校を含めてジュニアスポーツ、文化層のさらなる強化の時期にあると思っております。そこで、中学校部活動の強化をとらえた場合、一般的には強化だけをとということをとらえた場合には、場所の提供や道具費の助成などがあります。これは一般的です。しかし、私は負担を減らすことから強化が始まると思います。特に部活動をするに当たり、遠征などは必須であります。それに当たる教員および保護者の負担は非常に大きいものがあります。遠征時には教員および保護者はマイカーを使用し、遠方時にはマイクロバスを貸し切るのが一般的ですが、かかる費用負担はわずかな助成金と会費で賄っているのが現状です。強化には遠征がつきものですが、車両の使用頻度が多大になるほど、当然のことながら負担も非常に大きくなるわけです。

そこで私は、中学部活動に町所有のマイクロバス、中型車両の貸し出しすることを提案いたします。その提案理由は、今ほど申しましたように、教員、保護者の費用負担の軽減から始まる部活の強化にあります。それから、この自治体のマイクロバスの使用例といたしましては、能美市、かほく市が中学部活動に積極的にかかわっているとの事例もございます。また、来年度からの新学習要領には、全教員が何らかの形で部活動にかかわり、指導していくとも言われています。また、教員のかかわりもまたこの部活に対してふえるわけです。それで、津幡町にとっても車両の貸し出し規程、見直しあるいは緩和策を講じて、中学校の部活動の強化を物資両面から支えてあげることも私は大切なことと思います。

こういう点から、ぜひマイクロバスの提供ということで、産業経済課長にご答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 榊田産業経済課長。

○榊田和男産業経済課長 中学校の部活強化に町マイクロバスの提供をとのご質問にお答えいたします。

なでしこジャパンの活躍は、日本に明るさと勇気を与えていただきました。また、津幡町の未来を担う若人が文化やスポーツに貢献され、文化の日に受賞される様子を拝見し、頼もしく感じているところでございます。

さて、中学校の部活強化に町マイクロバスの提供をとのご質問でございますが、現在、津幡町では行政バス2台を所有し、津幡町マイクロバス管理運営規程に基づき、町行政の関係する各種

団体や学校行事などにご利用いただいておりますが、夏季から秋季にかけ利用が重なり、一部利用者間で調整していただいているところでございます。

以前は、部活動にもご利用いただいた経緯がございますが、調整がつかず、町の行事や各種団体などの利用ができない状況になったと伺っております。当時のマイクロバス担当課では、そのような状況を解決するため、管理運営規程および運用の内規を定め、平成14年4月1日付で学校および各種団体などへお願いし、部活動や各サークル単位でのご利用はご遠慮いただいているものでございます。

また、ご利用の比較的少ない冬期間もございますが、現在、中学校は2校となり現時点では平等性の観点から部活動などでの活用は難しいものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 当然、町の行政に関することは優先的になると思います。

私も、かほく市とか能美市の例は詳しくは知りませんが、やはり、町の部活に関しては非常にかほく市も能美市も非常に強化あるいはその援助の面から、先ほど申しましたように、積極的にかかわっているということがあります。ぜひですね、難しいことは百も承知ですが、その辺をやはり未来ある子どもたち、それから津幡の中学生というのは非常に頑張っているところで活躍し、成績をおさめております。そこで、やはり私たちにとって何ができるか、行政側から何ができるか、全くできないということではなくて、やはりその100分の1でも10分の1でも何かやっぱりかかわって助けてあげたいということを思うのが、私は行政の立場ではないかなというふうに考えるわけです。無理なことは百も承知ですが、ぜひその辺をまたご検討いただいております。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で1番、八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、7番 角井外喜雄議員。

○7番 角井外喜雄議員 7番、角井です。

それでは通告に従いまして、3点の一般質問を行います。

まず1点目は、農業公園構想を質問いたします。

この農業公園につきましては、荒井議員が二度にわたり質問をされております。そのときの町長の答弁では「地産地食をキーワードに農業振興、新たな特産物の開発を図る」というふうにお答えしております。さらに「紅葉するもみじなどを植栽し、特色ある公園を目指すのだとプロジェクトチームに伝えてある」と答弁されております。6月に8名で農業公園構想プロジェクトチームを発足し、現在、各方面へ視察研修を行っているというふうに伺っております。私も10月に産業建設常任委員会で2か所の農業公園を視察し、そのときに感じた思うところを述べて質問いたします。

全国に大小さまざまな農業公園があり、都市市民に農業や農村に関心を持ってもらうことを目的として一定の成果を上げている公園もありますが、一方で、運営に行き詰まりいろいろ問題を抱えている公園もあります。大変私的ではありますが、運営が思わしくない公園は、まず1点目は、農業公園が地元生産者とのつながりがなく、地域の活性化に結びついていない。2点目は、

公園環境を整備することにより市民の安らぎの場となり農業公園としての健全な運営がなされていない。3点目には、交通のアクセスが悪く、これといった特産物がない。4点目には、施設運営は補助金に頼りすぎることにより市民からむだな施設だと思われる。5点目に、行政側が主導的な立場にあり、公園関係者が自由な発想で運営ができていないと。一方で、成果を上げている施設は、施設側が一方的にもてなすのではなく、お客のニーズに対し可能な限りこたえている。2点目には、交通のアクセスがよく、来園者の分析、リピーターを確保するような運営がなされている。3点目には、自主的に公園関係者と生産者が一体となって知恵を出し、しっかりと目標持って運営している。これが、私が10月に視察に行って感じたことであります。

農業公園の運用はさまざまな種類や形態があり、明確な定義はありません。町で農業公園を検討される際に、参加を希望する農業者には農事組合法人を設立させ、公園運営に直接かかわっている関係者が共同で事業展開を図ることが重要だと考えます。また、利益を出すことにより来園者に充実したサービスを提供し、リピーターが来るような、そういう仕組みづくりも行わなければならないと思います。さらに、公園には町外から不特定多数の方が来園することから、公園には極力町からの助成金は控えるべきではないかと思います。シルバー人材センターや図書館のように主たる利用者が町民である場合は、町民への補助金であり理解はされますが、農業公園に助成を行えば、町外の来園者に補助金を出すようなことになるかと思います。これはあくまでも私の私的な思いではありますが、そしてまた厳しいことを言いますが、維持管理なども含め農業公園にかかわっている事業者が独立採算で事業運営を図るような、そのような農業公園を検討するよう要望いたします。

プロジェクトチームが研修に行っていますが、現時点でどのような農業公園を構想されているのか、町長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 角井議員の農業公園構想についてのご質問にお答えいたします。

私が個人的に思う農業公園につきましては、本年6月の第4回議会定例会におきまして荒井議員にお答えいたしましたように、町の地産地食をキーワードにさらなる農業振興、新たな特産物などの開発促進を図ることなどを目的といたしております。

ただ、小さい小学生の子どもたちが来園し、そこでイチゴ狩りをやってもらうとか、場合によってはナシをつくるかどうか分かりませんが、ナシ狩りをやってもらう、イチジク狩りをやってもらう、そしてまた高齢者の方々や障害者の方々に野菜をつくってもらい、そしてそのとれた果物や野菜を当然学校給食にも使ってもらい、さらには町内のいろんなスーパー等で販売をしてもらい、当然その場でも販売するようなことも考えなきゃならん。そんなことを頭の中でイメージをさせていただいているところでございます。

6月15日に開催されました第1回農業公園構想プロジェクトチーム会議の席上におきましても、目的や具体策のイメージとして、町特産物の提供ができるレストランや真っ赤に紅葉するもみじの植栽など、それらを含めて検討するよう委員に伝えたところでございます。プロジェクトチームからは農業公園基本構想の報告としまして、本年12月中に中間報告、また平成24年3月に最終報告を受けることとなっております。基本構想の内容につきましては、計画位置や基本構想の検討のほか、公園の規模、また採算性の検討なども行うことといたしております。

農業公園の健全な事業運営を図るためには、農事組合法人等による事業展開も含めた運営形態

の検討や交通アクセス等も踏まえた計画位置も大きな要素であり、それらを踏まえた上で基本構想を策定し、議員の皆さまにもご報告したいと考えているところでございます。

角井議員が農業公園の視察に行かれたときのご意見や思いも参考にしたいと思います。今後も本事業に対し、議員各位の助言、情報提供を賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 今ほど、町長の答弁で12月に中間報告、そしてまた年度末、恐らく来年度早々には議会のほうに何らかの形で大まかな構想が示されるのかなと大変期待をしております。ただし、これもまた大変私的なんですが、実は私ども地域で昨年6月に本当に小さな小さな市場を開きました。果たしてこれが長く続くのかなという思いをしながら、この出店者がいろんなものをつくったり、あるいは加工したり、大変つくる側も楽しみを覚えて展開するようになりました。そしてまた、お客さんもまた次どんな物が出てくるのかなというのも楽しみにお客さんが来るようになりました。恐らく1年か1年半もつかなあというふうな思いがあったんですけど、しかしながらもう12月で終わりますが、来年5月から心新たに頑張れというそういう市場になっております。要は、ここにもてなす側と来る人がお互いに楽しみを持てるような、そういう場にならないと私は農業公園というのは成り立っていかないのじゃないかなと、ただ補助金を食いつぶすようなそういう農業公園ではいかんなという思いで質問させていただきました。

次に、第2点目といたしまして、個人情報の目的外利用、第三者提供について質問をいたします。

井上地区認知症安心ネットワーク推進委員会設立時に出席者から出た問題であります。災害時に認知症にかかっている方がどの家庭にいるか分からず、万が一のときに敏速な対応が図れないとの意見が出されました。役場は把握されていると思いますが、地域防災を担っている責任者には知らされていません。その設立委員会の場で町の担当者が「個人情報であり、本人あるいは家族の同意なしでは公表はできない」というふうに言うておられました。このような状態では、地域防災にかかわっている各区長さんを初め、安心できる地域づくりを目指している関係者は一抹の不安を感じていることと思います。

地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用、第三者提供が可能とされております。これは、個人の身体、生命、財産にかかわる場合、市町村においては保有個人情報の目的外利用、第三者提供のために個人情報保護審査会の審議を経ることとされています。第三者への要援護者情報の提供については、条例や契約、誓約書を受け取る側の守秘義務を確保することが重要であるというふうに書かれておりました。

平常時から避難支援に直接かかわる人の間で共有し、災害時の要支援情報が定期的に、また自動的に関係機関に提供されるような仕組みづくりを提案いたします。

町長のご意見をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 個人情報の目的外利用、第三者提供を図れないかのご質問にお答えいたします。

当町では、平成13年に津幡町個人情報保護条例を制定し、個人情報の取り扱いにつきまして基

本的な事項を定め、町の各部局ではそれぞれで保有する情報の取り扱いを適正に行っているところでございます。条例では、本人の同意や法令等の定めがある場合、そして生命、財産の保護のための緊急かつやむを得ない場合などは、個人情報の目的外利用および外部提供について認められています。また、ご指摘のとおり、個人情報保護審査会の意見を聞き、情報を保有している部局におきまして公益上の必要およびその他相当の理由があると認めるときは、提供先から誓約書等の提出を求めるなどの措置を講じた上で情報提供ができることとなっております。

平成15年に個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が成立し、平成17年に全面施行されて以来、個人情報の取り扱いはより一層厳格になりました。その一方で、国は各自治体の定める条例を適切に解釈、運用すれば、福祉部局、防災部局に加え、民生委員や自主防災組織などの間で要援護者情報の共有は可能であるとの見方を示しております。

現在、当町では災害時要援護者台帳を整備するため、個人情報の外部提供について対象となる方に対して同意の可否をお尋ねする予定で準備を進めております。あわせて、現在、町で導入している地域情報システムを活用し、要援護者情報マップを作成できないかも検討しているところでございます。

今後、万が一に備えて、町ではもちろんのこと、地域におきましても災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう、地域防災に必要な情報の提供については関係部局間で協議させていただき、安全、安心なまちづくりを推進してまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力をお願いをする次第でございます。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 どうも今の町長さんの答弁を聞いていますと、もうすでにその準備が始まっているというふうに理解しました。しかし、なぜ、安心ネットワークの推進委員会ができているときに、この問題をある区長さんが提起したときに、何でこの問題が返ってこなかったのかなということが非常に私は残念に思います。そのことが分かっているならば、あえて私はこういう場でこのような質問はしなかったと思います。まず担当者の方にとっておきます。こういうことは、やはりしっかりと承知をした上で、そういう設立委員会を図るような心構えでいただきたいと思います。

次に、認知症対策について質問をいたします。

この認知症対策についてもこれまで多くの方が質問されております。しかし、この問題につきましても実は私どもの地区でこの認知症に対する訓練が行われた際に出た問題であります。そのときに出たのは、一応訓練して参加された方はよかったかと、やはり認知症に対する新たな意識を持ったというふうに私は思いました。そして、その訓練が終わった後に時間がありまして意見交換を行いました。そのときにある女性から出た問題ですが、問題というよりも「うっ」というようなことを言われました。それは「きょうは訓練だからできたのであるが、日常の中で果たして認知症だというふうな方にその対応ができるのか」というと、私は無理だ」と。「私も無理だね」という多数の方がそこで同調されました。これはいかんかと。せっかく訓練をやってそれが生かされないようでは、どうも訓練の意味がないと。ましてやこの安心ネットワーク、町内全域に今後展開されるというふうに聞いております。認知症だというふうに思われる方が人相が悪かったり、えらいでかい大男であったりしたときに、果たして女性の方が話ができるのかなという疑問が湧いてきました。そこで、その女性の方に「認知症だと分かれば対応するのか」と言い

ますと、「それはそうです」と。「せっかくこういう訓練を受けたからには、認知症にかかっている方については、やはり対応するのが当然だ」というふうに言われておりました。

さて、その対応ですが、外観から分ければ、これは例え話ですけど、手首に色のついたブレスレット、指輪なのかピアスとまでは言いませんが、何か外観から分かるようなそういう物を身につければなど。当然これは個人のいろんなそういう弊害といいますか、あの人は認知症だというふうなものの見方をされる場合もあります。当然そこには本人の同意、家族の同意も必要だと思います。しかし、万が一のときに認知症だと分かっている人が徘徊をしておれば、訓練を受けた人は間違いなく私はその対応を行うのではないかなと思います。これまで、町に不幸ながら認知症の徘徊者が行方不明になったり、そういう方もおられます。そういう外観から分かるような、そういう対策をとって、家族も少しでも安心できるようなそういう仕組みづくりができないのかなという思いで今回提案をさせていただきました。

小倉課長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 小倉健康福祉課長。

○小倉一郎健康福祉課長 認知症対策についてのご質問にお答えいたします。

今年度、井上地区では認知症対応訓練、それから笠谷地区では認知症捜索訓練を実施する際、それぞれの地域で認知症安心ネットワーク推進委員会を組織していただきました。

これは、日ごろから地域住民がお互いに支え合う意識を持ち、認知症に対して偏見をなくし、安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的としており、町地域包括支援センターや町社会福祉協議会と協働し、委員会がこれからの地域づくりの中心的役割を担ってもらいたいという思いでご提案させていただいたものであります。

当町では、高齢者等が行方不明になったときに、どこにいるのかを把握することができる徘徊探知機を貸与するサービスを実施しておりますけれども、端末機の高さが携帯電話ぐらいの大きさでございまして、高齢者等が普段持ち歩くサイズには大きいということもあって利用されている方が少ないというのが現状であります。そのため、町地域包括支援センターでは認知症の方を地域ぐるみで見守りができるよう、安心ネット登録制度の実施を現在のところ検討しております。これは、見守りが必要な本人または家族が町に登録申請し、同意を得た上で地元の区長さんなどに本人の情報提供を行い、日ごろから地域での見守り体制の構築を目指すものであります。その際、本人が日常的に持ち歩く物に、氏名、連絡先が書かれたキーホルダー型名札をつけてもらい、迷子になったときに家族へ連絡ができるようにするものでございます。

ご提案があった認知症の方に家族の同意を得てブレスレットや指輪を身につけていただくという方法は目印の周知方法や人権問題に抵触しないかなど検討する必要がありますけれども、第三者にとってはその方が認知症であるということが確認でき、対応する上で効果的な手段であるかと思えます。

今後、どのような方法がよいのか参考となる先進的な取り組みを行っている自治体の調査、研究を初め、住民の方々や町政策アドバイザーからご意見をお聞きするなど、さまざまな方法を模索していきたいと思っております。

これからも認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような事業を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 検討されるということですから、それ以上もそれ以下も言いません。

ただ、やはり本来ならば認知症にならないような、そういう対策が一番私は大事なかなと思いますが、しかし、万が一認知症になられたときには、恐らく家族は相当な思いでその介護とかいろんなことをしなければなりません。またそういうことも考えながら、いろんなことをまた考えていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○南田孝是議長 以上で7番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

次に、6番 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 6番、森山です。

今回、東日本の災害復興に対して、今、災害地、被災者の皆さん少しずつ前に向ける行動が出てきたということと、今までの緊急支援に当たって津幡町がどういう支援をしたかということのをこの場で町民の皆さんに周知してもらう意味で、あえて質問をさせていただきます。

東日本災害復興支援について。

これは、3月11日東日本大震災が発生して早くも9か月になろうとしています。いまだに3,600人余りの行方不明者がいると思うと非常に心も痛みますが、また被災者におかれましては、厳しい冬を控え身体が極限状態にあると思いますが、どうか乗り切れますよう念じております。

さて、当町において、災害発生時よりいち早くいろいろな面で緊急支援活動が行われました。今、この場をかりまして災害発生時からきょうまでの町民、当町職員の緊急支援活動を本日傍聴の皆さん、またテレビ放映を見ている町民の皆さんにもう一度支援活動の報告をこの場でしたいと思います。

まず最初に、最優先的に活動したのは、岩手県へ当消防本部から3月12日から25日までの間、編成として1次隊から5次隊の編成で延べ90人と救急車両、また資機材車両各1台を出動させて人命救出、また捜索活動など多面にわたり過酷な任務を遂行されました。また、これは岩手県であります。今回、人的に非常に大きな被害を受けました宮城県には給水活動として、上下水道料金課より3月21日から28日の8日間、1トン給水車とともに飲料水の供給を行いました。また、被災者、避難所生活のカウンセラーや心のケアを主とした活動を健康福祉課より社会福祉士、保健師各1名が4月の4日から6月25日の間、5回にわたり延べとして35人が現地に出向いております。次に、災害救助法関連業務として、保険年金課、税務課より、業務としては弔慰金各種の申請書受理とか審査業務、罹災証明認定、災害対策本部の補助など、1人が16日、延べ48人が応援に入りました。また、医療関係のほうでも河北中央病院より医師1人、看護師2人、調整員2人の5人編成で7月3日から7日の5日間、延べ25人が医療支援に従事しております。ということで、当町において3月12日より8月31日の5か月半にわたり、皆さまの日常業務で周知されているとはいえ、想像を絶する災害現地に身を投じて環境、衛生、地域的不安など極度の緊張の状態にもかかわらず整然と業務をこなした派遣隊の皆さんには心から敬意を申し上げます。また、なお留守番を預かった職員の皆さま、業務を整然とこなして派遣隊の皆さんの留守を預かった代行の職員の方々も本当にご苦労さまでございました。

また次に、物資としては、当町にかかわる物資で宮城県へ3月21日には津幡町備蓄品から乾パン5,280食、アルファ米3,500食、また毛布1,000枚、マスク4,000枚、あがたの里のほうからもおかゆ1,008食、また副食576食、それと5月23日に修理済みの自転車を16台送っております。

町民のいろんなこの温かい義援金につきましてですけれども、当町福祉センターが窓口として町民の方々の善意のお金、11月の15日現在で1,578万3,443円。これは赤十字社を通して支援をしております。また、義援金のほうも私たち議員のほうで1か月間ほど町内の各いろんなところに設置して、それを回収したものがあって、これが523万円。これは石川県の県民文化局を通じて送られております。それと、町のほうでも30万円が石川県町長会を通じ、岩手、宮城、福島各県の町村会へ送られております。また、私たち町議会一人一人が1万円ずつ出し合って、これも全国の町村議会議長会へ送っております。そういう各機関を通じて東日本震災で被災されたすべての方々にそういう一人一人の気持ちが伝わったことと思います。

さて、こうした初期の段階からいよいよ今後の復興計画が進もうとしておりますが、政府は復興財政予算5年間で19兆円、内訳は復興費10兆円、インフラ整備費8兆円、全国防災整備費1兆円、10年間でまた23兆円が計画をされております。

肉親を失い、財産を失い、また職場を失い、東京電力福島第一原発事故放射能汚染で生活を追われて、何一つとして自由のない生活を同じ国民としても見逃すわけにはいきません。

今、早期復旧、復興を進めるための大前提となる瓦れき処理の問題が非常に表面化してまいりました。それは、地震による大津波が残した瓦れきで岩手県では435万トン、宮城県が1,819万トンと、それが各市町村の仮置き場に放置されているのが現状であります。それで、環境省や地元関係者はあせりの色をにじませているという報道がありました。そこで4月現在で、全国572市町村が瓦れき受け入れを表明しておりましたけれども、月が過ぎ11月の2日時点で6件と、非常に激減をしております。そのため、計画の2014年3月末の処理達成目標が難しいなど、早くも復旧、復興に赤信号が点滅しております。やっと見えかけた被災地の希望の光を消すわけにはいきません。

それで質問ですけれども、4月現在で全国に572市町村が受け入れを表明した瓦れき処理、瓦れき受け入れですけれども、被災県を除くと44都道府県で572件とすれば、1県平均13件ほどありますけれども、町内にも一般廃棄物最終処分場や河北郡市広域事務組合、クリーンセンター、リサイクルプラザの施設があります。そこで、河北郡市または町独自で受け入れ協議を今までしたのかしなかったのか、それと今まで県からこうした瓦れきの処理の受け入れ協力要請があったのかを町長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 森山議員の東日本災害復興支援についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災の発生から、はや9か月になろうとしております。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、一日も早い行方不明者の発見と被災地の復興を願うものであります。

さて、復興支援につきましては森山議員が述べられましたとおり、当町でも職員の派遣はもとより、災害備蓄品やリサイクル自転車を送るなど、できる限りの支援をしてまいりました。また、議員の皆さまには町内施設での独自の義援金箱設置による募金やその回収など、積極的な支援活動をいただき、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、瓦れき処理の受け入れにつきましてでございますが、国から県を通じまして4月13日付の事務連絡により「災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について」とのことで紹介がございました。当町における廃棄物処理につきましては、河北郡市広域事務組合がその業務を担当

当しており、構成1市2町と協議し、処理能力不足で受け入れ不能との回答をさせていただきました。その後、10月11日付の「受け入れ検討状況調査」におきましても、クリーンセンターや最終処分場の受け入れに余裕がない状況に変わりがないため、前回同様の回答をいたしております。

なお、これまでにこの2件の国からの調査依頼による照会が県を通じてありましたが、現在のところ受け入れ協力要請はありませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 ここで、暫時休憩いたしまして、午後3時15分から一般質問を再開いたします。

〔休憩〕午後3時00分

〔再開〕午後3時15分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

6番 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 今ほど、町長さんの答弁で、処理の余力とかそういうものをかんがみてなかなか受け入れがたいという回答がございましたけれども、となると次の質問が非常にやりにくいわけなんですけれども……。

〔議席から笑い声あり〕

次に、以前、頑張れ日本または頑張れ東日本あるいは東北、それを合い言葉に世界各国から、また全国民より大きな緊急支援がなされました。災害発生時より9か月たとうとしておりますけれども、次に向けた第2弾の復旧、復興に向けて動き出そうとしております。次からは、頑張ろう日本、要するに今後の復旧、復興は被災者ではなくて、我々の行動、意識が大きく左右されることと思います。早く被災地再生に向け各自治体が先頭に立ち、応援することが大事なことと思います。

今、多くの点在する瓦れきの山が今後の復興に立ちはだかり、重大な問題になるということは言うまでもありません。前日、野田政権より瓦れき処理の協力要請を受けた県として、各自治体にまた協力を求めてくることと思います。そうしたときに、先ほど処理能力云々と言っておりましたけれども、津幡町にもそういう施設を有することでありまして、また再度、国・県から要請があった場合にはその処理能力が少なくても少しでもそれに貢献するというお話で今後、テーブルにつくかそれともテーブルについたならまた対策を議論するのかをお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 今後、処理施設を有する町として受け入れを前向きに検討する意思があるかどうかという質問でございますけれども、ご承知のとおり、当町内にクリーンセンターや最終処分場などの廃棄物処理施設はございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、いずれも河北郡市が広域でその処理運営に当たっている施設であり、河北郡市広域事務組合と構成1市2町が協議し、処理能力不足によるため受け入れ不能との回答をいたしました。河北郡市広域事務組合の組織構成上、当町独自の判断による対応はできませんので、ご理解をお願いいたします。

今後、正式に国・県からの協力要請等があれば、その時点で放射能測定値や塩分除去の状況などの経過や国の災害瓦れきに対する広域処理体制の条件整備の変更点なども勘案しながら、河北郡市広域事務組合と構成1市2町と協議、検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 今、回答ありましたように、これは少しでも前向きなことを県や国に示すことも大事であり、またそういうことを前向きに検討していただくようお願いを申し上げます。

次に、津幡町教育委員会表彰についてでありますけれども、毎年11月3日文化の日に津幡町表彰贈呈式および津幡町教育委員会表彰式が文化会館シグナスで挙行されております。

今回も、第43回文化功労者に竹橋の中川敏哲氏を初め、自治功労者、特別功労スポーツ賞、スポーツ賞、教育奨励賞その中の体育、文化部門総数219名、1団体に各功績をたたえ、表彰の伝達式が行われました。受賞されました方々、今後も町の発展や指導に尽力され、体育、文化を通じ、より一層のご活躍をお祈りをいたします。特に輝かしい成績をおさめられました学童の皆さん、それぞれスポーツ、文化に精を出して、ここには指導者、選手仲間、保護者がともに協力した結果で団体のご褒美だと思います。

言うまでもなく、県、北信越、全国と大会が大きくなるにつれて、非常に練習の密度も増して、当然、指導者は家族を犠牲にして時間を費やして自分の出費も多くなり、また学童の指導者は若年層でもあり、自分の生活費を切り詰めてまでも先人からの後継者として必至に教室を守り、学童の将来を育て上げていることが現状であります。こうした指導者、選手仲間や保護者の大きな下支えがあつての結果であり、大会で功績があつた団体には個人表彰と同様、団体表彰授与することによりより一層の気迫効果になり、町の活性化に寄与すると思われまふ。

津幡町教育委員会表彰規程で、これは平成13年に制定されたものでありますけれども、趣旨として「第1条 津幡町表彰条例（津幡町条例第21号）に定めるもののほか、教育及びスポーツの振興と発展を図るため、その功績が顕著な個人又は団体に対して町教育委員会が行う表彰について、必要な事項を定める」ということで、この中には教育奨励賞の授与基準ということで、第3条には「教育奨励賞は、次の各号の1に該当する町内小中学校の児童生徒個人又は団体に対して行う」とそういうふうに明記がしてあります。特に学童のクラブ、教室は、潜在能力を発掘して将来の人生を左右させる大変重要な役割を担っていることは過言ではありません。

そこで、教育長にお尋ねをいたしますが、平成13年以降でありますけれども、過去にそういう団体への表彰をされた団体がありましたらお答えください。

○南田孝是議長 早川教育長。

○早川尚之教育長 過去において教育奨励賞の表彰対象となつた学童の団体、ジュニアスポーツというふうに理解していますが、それでよろしいですか、あつたかのご質問にお答えいたします。

今、森山議員がおっしゃつたように、津幡町教育委員会表彰にはスポーツ奨励賞と教育奨励賞がありまして、毎年11月3日の日に町の表彰と一緒に表彰式を行つていただいております。

ご質問の過去に表彰対象となつた学童の団体、ジュニアスポーツはあつたかとのことなんですが、団体としての賞の選出はしているんですけれども、その団体として表彰したことはないということで、過去において団体として表彰を行ったことはございません。

教育奨励賞は対象者が小中学生であることから、受賞者一人一人のその功績をたたえるという発想で一人一人のお名前を読み上げて、そして個人にその賞を渡しているということで、団体にあつて団体を表彰しているということは、過去にはございません。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 何か団体であって団体の表彰でないと、何かちょっと難しい、意味がちょっとすぐ分からないんですけれども、一応そういうジュニアスポーツ、そういう団体には、教室とかそういうものにはまだ与えていないと、そういうことですね。

ここに先ほど3条の1号においてということで「県内規模の大会等において、その成績が優秀で顕著なもの」に一応そういうものを表彰の対象にするとなっておりますけれども、こういう学童の指導者というものは、特に本当に子どもの潜在能力をいかに発掘するかということで大変苦労のいることでありまして、またこういう指導者だけではこういう個人個人のいい成績を残せる学童は出てこないと思います。

そこで、そういう教室、いろんなクラブの仲間がいてお互いに練習をしながら向上する。また、その保護者も一緒になって応援しながら盛り上げる。そういう一体となる、学童の場合は特に一体となって、そういう成果を上げるものだと思います。そういうことに対して、やはり学童の場合は団体にもそういう賞が与えられたらいいんじゃないかと。特に平成13年から見ても、ここには県内規模とありますけれども、県、北信越、全国大会にも優勝した団体もあります。個人も全国優勝した方もありますけれども、団体にもあります。そういう大きな功績もありますので、ぜひ次からは毎回そういう受賞を文化の日にあるときには、そういう学童の場合、団体にも毎回表彰をあげてほしいと思いますけれども、いかがですか。

○南田孝是議長 早川教育長。

○早川尚之教育長 先ほどの答弁、ちょっと寸足らずのところもありますけれども、例えば相撲もいい成績を残して、津幡町相撲教室ということでいい成績を残してこの対象になって受賞されたことがあるわけですが、その相撲教室として全国大会に出たり、県で優勝したりしたときに、申請は相撲教室もあるんですけれども、規程でも団体として表彰するというふうになっているんですけれども、これまではその相撲教室にいい成績を残して大会に参加したそのメンバー個人個人を表彰するという形でこれまで進めてきた結果、規程では団体というものを持っていながら相撲教室という名前で表彰をしたことはなかったということでございます。

今、今回したらどうかというお話をいただきました。今まではそういう一人一人に視点を当てて、個人としてのものとして表彰をさせていただいてきましたけれども、今回の選手となった、受賞対象となった子どもたち、選手だけではなくて、そのほかのメンバーも一緒に日ごろから練習をして鍛えていきなさい。そして、そこに指導者もおり、保護者の方もおられると、そういう視点から個人だけではなくて団体としての表彰を考える必要があるんじゃないかというご提案だというふうに理解いたしまして、このご提案を受けまして、今一度、基準のあり方、表彰のあり方について検討させていただきたいと、いましばらく時間をいただけたらありがたいというふうに思います。

答弁終わります。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 今ほど教育長から非常に前向きな返答をいただきまして、まずその基準を改正しながら、皆さん一人一人が喜ばれるような賞にしたいと思いますので、また今後ともよろしくをお願いします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で6番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 9番、日本共産党の塩谷です。

5点にわたって質問をいたします。

まず第1点目です。福島第一原発事故にかかわって2つの要望をいたします。

福島原発事故が起きてから間もなく9か月を迎えます。この間、放射能の拡散が新聞でも報道されています。例えば次のようなものがあります。いずれも11月17日付の北陸中日新聞です。まず1つ目、気象庁気象研究所は「福島第一原発事故で大気中に放出された放射性物質は太平洋を横断して約10日間でほぼ地球を一周し、その結果として半分以上が海洋に落下したとするシミュレーション結果をまとめた」。もう一つです。「東京電力は11月16日、福島第一原発3号機1階で、毎時1300ミリシーベルトという高い空間放射線量が計測されたと発表した」と、こういうものです。また、この間よく取り上げられていた問題として「ホットスポット」なるものがあり、その広がり指摘されていることです。

放射能の汚染が拡大する中で一番不安な思いをしているのは、子どもを持った親たちです。志賀原発から40から50キロ地点にある津幡町で志賀原発での事故発生に備えて2つ。まず第1点として、ヨウ素剤の備蓄。2点目として、放射能の測定機器の設置を求めたいと思います。

ヨウ素剤は、志賀原発事故が起きた場合、いち早く飲まないとその効果はありません。内閣府の原子力安全委員会は、福島事故を受け、原発の30キロ圏もヨウ素剤の配備が必要な区域とする方針をまとめていますし、今後50キロ圏を備蓄を検討する地域と位置づけています。志賀原発から50キロ圏の金沢市や内灘町では、ヨウ素剤の独自配布をすでに検討していると報道されています。ヨウ素剤は、放射性ヨウ素が甲状腺に集まり、がんを誘発するのを抑える効果があります。ヨウ素剤の効果は投与する時期に大きく依存するとされており、被曝直前に投与すれば防止率は約97パーセント、被曝3時間後では防止率は約50パーセント、被曝6時間後では効果はないとのこと。また、40歳以上は放射性ヨウ素によって甲状腺がんの発生率が増加しないため投与しないということだそうです。

津幡町でもヨウ素剤の備蓄が必要だと思います。そして、学校や保育園を初め、子どもに早く確実に服用させられる場所に配置すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、測定機器の設置についてです。放射能は実際に拡散していることが明らかになっています。また、志賀原発で事故が起きたときに、測定機器は必ず必要になります。今から測定していれば変化がよく分かるはず。放射能の測定機器の設置と毎日の測定を求めますが、いかがでしょうか。

町長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 塩谷議員の福島第一原発事故にかかわってヨウ素剤の備蓄と放射能の測定機器の設置を求めるとのご質問にお答えいたします。

まず、ヨウ素剤の備蓄につきましては、先ほど黒田議員のご質問にお答えした内容と同様でございますので、ご理解を賜りたいと思います。準備することに対して全くやぶさかではなく、そういう検討も行っているところでございます。

また、放射線測定器の設置につきましても、先ほど黒田議員にお答えしたとおりでございます。

が、測定に関しましては、現在県内10か所のモニタリングポストのデータが公開されております。放射線測定器の購入が可能となった時点で、どのような頻度で測定するのも含め検討したいと考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 準備の検討も終わっているということですし、県内で10か所、測定はされていると聞きますが、一番心配しているのはホットスポットなるものがあるということで、各地区ごとでやっぱりしていけないと心配だなということを思っていますので、ぜひ、その購入可能になったときにはよろしくお願ひしたいと思います。

2点目に移りたいと思います。角井議員も取り上げておられましたが、農村公園づくりについて質問したいと思います。

農村公園づくりっていうのは、あまり急がずに各農村地域の取り組みへの支援など総合的な検討が必要ではないかという質問です。

町長が農村公園づくりに取り組みたいとの抱負を語られたこともあって、議会では京都府舞鶴市につくられた農業公園「舞鶴ふるるファーム」を視察しました。海に見える高台にあり、大変美しい景色が広がっていました。私はこれ1か所しか行ってないんですが、角井議員が幾つかの農村公園を視察なさって、その結果を大変分かりやすくまとめて報告してくださり、とても参考になりました。

いろんなことは申し述べませんが、ふるるを視察いたしまして、総事業費が大変大きいんだなっていうことにちょっとびっくりしました。総事業費約7億円、財源としては近くに火力発電所ができていましたが、火力発電設置による電源立地地域対策交付金、これが5億5,000万円、新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金約7,100万円、辺地債7,200万円となっていましたので、これだけのものをつくるのにこれだけの費用がかかるのかということを改めて思ったわけです。

このような農村公園を津幡町でつくるとなるとどうなるかということを考えてみました。やっぱり事業費が大変大きいわけですし、何らかの補助金がないと予算を圧迫するのではないかと思います。また、農村公園に対する需要が本当に大きいのかなっていうこともちょっと疑問として思いました。

農村公園は、農業を応援するという事業だと思いますので、農村地区につくることになると思います。そうなると、各地域で誘致合戦みたいなことになり、どこにつくるかということで将来的にしこりを残すようなことになりはしないかという懸念も考えられます。早急につくるというよりも総合的な検討が必要で、急ぐべきではないのではないかと考えています。

一方、津幡町の現在の農村地区のいろんな取り組みを見てみますと、各地でいろんな取り組みが行われています。例えば市谷地区では、田んぼのオーナー制も取り入れて都市部の人たちとの交流が行われていると聞いています。河合谷地区では、地区合同の獅子舞の共演もありますし、感謝祭の取り組みも行われています。また、河合谷の里でもいろんなものが提供されており、つくる人も買う人も行くのを楽しんでいるらしいです。私も何度かお伺いして、お話ししながら買わせていただいております。食べるものもありますが「もうほとんど午前中でなくなるんや」という話もしていらっしやいました。それから、先ほどの角井議員の井上地区での取り組みが大変おもしろい取り組みだなと思って聞かせていただきました。また、俱利伽羅地区、萩坂谷地区

ではござっさい祭りの開催などもありますし、すでに津幡町ではおなじみとなり多くの人が訪れています。こういう取り組みを支えているのは各地区の人々です。町としては各地区のこうした自主的な取り組みに対して、地域の人が必要とする支援があれば、それを支援するということが大変有意義なことだと思います。

また、津幡町に眠っている宝を探してそれを生かすこと、そして各地のこういう取り組みとつなげていくことも考えればどうでしょうか。例えば吉倉の収蔵庫。何度か取り上げられたこともあると思いますが、それを生かして使うことも考えられると思います。

長野県に私の知人がいまして、その方からおもしろい情報をいただきました。長野県の南信濃村、現在は飯田市南信濃になっていますが、引っ越しのサカイのコマーシャルでちょっと有名になっています旧木沢小学校の取り組みです。平成11年にこの学校は廃校になったのですが、住民と観光客の交流の場としてよみがえっています。入館は無料、基本的に年中無休。休日には地元の方が詰めていることがあって思い出話も聞けます。木造校舎には懐かしさを感じさせられます。そこで写真展、コンサートなども取り組まれることもあります。地元で霜月祭りというものがあるんですが、それと組み合わせてこの木沢小学校に一日体験入学という企画もありました。

津幡町の宝を探してそれを生かすことも考えてみると、新たな人たちの交流が生まれると思います。地域を元気にするために一番大切なことは、人を育て人をつなぐことだと思います。地域の人たち自身が楽しんで取り組むということが大変大事なことだと思います。

以上、農村公園づくりを急がず、各農村地域の取り組みへの必要とあればその支援を考えるなど、総合的な検討をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長の考えをお尋ねいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 新たに農村公園をつくるより各農村地域の取り組みへの支援をとのご質問にお答えいたします。

農業公園構想につきましては、先ほど角井議員にお答えしたとおり、町の地産地食をキーワードに農業振興と新たな特産物などのさらなる促進を図ることが目的でございますが、小学生の子どもたちが大きな歓声をあげて笑顔でイチゴ狩りをするような、そういう姿も私は欠くことができないものであるというふうに思いますし、県内にもみじの名所がない今のこの時期に、3年後の新幹線開業を見据えながら多くのもみじを植栽することによって、もみじの名所化することもある意味、夢の一つでもございます。

塩谷議員の申されたとおり、私も人と人とのつながりを大切に、多世代の人々が集い農業と触れ合い、多様な交流が楽しめ、さらに農業活性化へ寄与し、町の新たな魅力を発信する農業公園にしたいと考えております。

農村地域への取り組み支援につきましては、国・県の補助制度も活用し、また農業公園とあわせてソフトおよびハードの両面から総合的に農業の振興が図られるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 町長は、もみじのことが大変お好きなのか、こだわっていらっしゃると思いますが、津幡の町って本当に、津幡の町というか山は雑木林が大変たくさんなんです。それで、ち

ようど紅葉の時期になりますと森林公園から眺める景色も本当に紅葉が美しいですし、もうそれだけでやっぱり津幡町の山は価値があるように思いますので、わざわざそれのためにつくるといえるのかなというふうに私は考えております。何が一番大事かという、地域の人たちが自分たちでこんなことに取り組みたい、こんなことをやりたいというふうに人と人が集まって取り組むということが一番大事なことだと思いますし、上から何々しますよじゃなくて、地域から起こってきたことをどう応援しようかなという視点に立つことが大事なのではないかと、これは私の考えですが。先ほどの角井議員の地域での取り組みが私には大変おもしろいなと思って心に残ったので、そういう方向って大事じゃないかなと思います。また、ぜひお考えの中に入れていただきたいと思います。

3点目に移ります。自然エネルギーへの取り組みをとということで要望いたします。

福島第一原発の事故により、原発に頼るエネルギー政策はごめんだという思いが大変広がっています。町長は先ほど黒田議員の質問に答えて、総合的なエネルギー政策が必要であると述べられました。その中には、原子力発電も含めておられたように思いますが、私は最近署名にಾಗりまして、原発はもうなくしようということで署名に回っておりますが、たいていの方は賛成してください。それだけやはり町民の方々はもうこれだけ大きな時間的、空間的、社会的に大きな影響のある、もし何かが起こったときにはそれだけの影響がある、もう原発は要らない、そうじゃないエネルギーを求めたいという意見が本当に大きいと私はもう肌身に感じております。

そういう原発にかわるものとしては、やはり自然エネルギーへの切りかえが大事かと思っています。自然エネルギーへの切りかえはその気になればできます。ドイツなどでは、国が率先して自然エネルギーへ移行することを決め、法律で自然エネルギーが広まりやすい環境をつくっています。しかし、それが日本では大変不十分です。しかし、町として自然エネルギーへの取り組みをしているところがあります。例えば岩手県葛巻町、高知県梶原町なのです。私の友人が葛巻町へ視察に行ったので、その報告を聞きました。また、ホームページも見ましたので、葛巻町の取り組みの状況をご紹介します。

葛巻町は人口7,417人で、基幹産業は酪農と林業です。葛巻町では、平成11年約19万人だった観光客が風力発電が稼働したのをきっかけに伸び始め、平成21年には約55万人に上っています。葛巻町では、エネルギー自給の町を目指して風力発電、太陽光発電、バイオマス、ペレットの活用、小水力発電など、さまざまなクリーンエネルギーに取り組んでいます。酪農による糞尿の活用、木質バイオマスの利活用により林業の活性化、森林整備も行われています。学校、介護老人施設、牧場に太陽光発電、町産出のカラマツを使ったゼロエネルギー住宅は地中熱を使ったヒートポンプ、太陽光発電を備えています。また、町民による太陽光発電と小水力を使った独立電源システムもあります。町なかの駐車場には、ソーラー街灯が商工会により設置されています。

自然エネルギーは、電気の出力が不安定だと言われていると思いますが、環境学会会長の和田 武さんという方のお話を聞いてきましたが、その方のお話によると、幾つもの自然エネルギーを組み合わせることにより、その課題はすでにクリアされているということでした。クリーンエネルギーは小規模の電力をつくるのに向いています。クリーンエネルギーに取り組むことにより1次産業が活性化します。町民自身が事業にかかわることができます。クリーンエネルギーを生み出すことと一体に省エネに取り組むことになります。

葛巻町では、CO₂排出削減の課題を正面に据えて考えていることが素晴らしいと思いました。

子どもたちに何を残すのか、何を伝えるのかをしっかりと考えていると思いました。葛巻町は1999年に新エネルギービジョン策定し、クリーンエネルギーの導入を決め、その後、次々とプロジェクトを立ち上げ自給率100パーセント以上になっています。

津幡町でも、ぜひ自然エネルギーへの取り組みを考えていただきたいと思います。まず、葛巻町あるいは梶原町の取り組みを学ぶことから始めてみてはいかがでしょうかと思うのですが、いかがでしょうか。

町長さんのお考えをお尋ねいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 自然エネルギーへの取り組みをとのご質問についてお答えいたします。

当町では、平成21年度より住宅用太陽光発電システム設置について1キロワット当たり2万円の町単独補助制度を実施しており、平成21年度は14件、平成22年度は21件、平成23年度は11月末現在で37件の申請がございました。このように申請件数は年々増加傾向にあり、特に平成23年度におきましては、東日本大震災の影響により町民の方々の自然エネルギーへの関心が高まったこともあり大幅に増加しております。

このような現状から、自然エネルギーへの取り組みについて考えるにはよい機会であると思っております。自然エネルギーはほぼ無限に使用可能である、二酸化炭素等を出さずクリーンである、保守・管理が比較的容易であるなどのメリットがある一方、安定した発電が難しい、発電効率が悪いなどのデメリットもあると聞いております。

今後は、現行の補助制度を継続していくとともに、他市町の自然エネルギーへの先進的な取り組みを参考にし、当町でも実施が可能であるか調査、研究したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問になりますが、今、先ほど太陽光発電に対して津幡町では1キロワット当たり2万円の補助ということが出ました。

高知県梶原町を調べてみますと、太陽光発電に対しては1キロワット当たり20万円の補助をしています。上限4キロ、80万円までの補助となります。ここまでは大変かと思いますが、津幡町でもこれだけのたくさんの方がやっぱり関心を持ってらっしゃる時期ですので、今の補助金をもう少し引き上げるというお考えはないでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 国の補助がなくなっても町単独でやらせている事業でもございます。

もう一つは、やはり私どもの町の財政、それが一番大事なことであらうというふうに思いますし、無尽蔵に幾らでもってというわけにはいかんだろうということで、ご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 塩谷委員。

○9番 塩谷道子議員 今後とも調査、検討していくということでしたので、ぜひその中でもご検討いただければありがたいと思います。

最後に、町長が大変自然エネルギーへの関心が高いと聞いております。私は、10月だったんですが、議会事務局から紹介されました地方議会議員研修会というのがあるということで参加して

きました。そこで受けた自然エネルギーの基礎講座っていう研修だったんですが、朝9時から5時まであったんですが、とってもいい講座でした。それをお話ししてくださった方が、先ほど紹介しました日本環境学会会長の和田 武先生です。本も幾つも書いていらっしゃいます。この先生のお話を聞いておりましたら、日本も自然エネルギーに踏み出すべきだと本当に強く思いました。このままでは日本は後進国になるなってことを思いました。ドイツ、デンマークに何度も出向いて、実際に調査をしていらっしゃる先生なので本当に話も分かりやすいし、新エネルギーで大丈夫なんだっていうことを強く思いました。先ほど、町長がお話しなさった「自然エネルギーは安定した発電が難しいんじゃないか」っていう、私もそういう気持ちがあったので質問しました。そしたら「大丈夫です。幾つかの自然エネルギーを組み合わせることによってできます。今ではコンピューターによって、いつ、どういう発電量がどこで落ちるのかっていうことも全部分かるので大丈夫なんです」って胸を張って「そうじゃないとドイツであれだけ進みません。デンマークであれだけ進みません」ということははっきり言われましたので、ぜひ津幡町でもそういう自然エネルギーについての講演会を計画していただけたらうれしいなと思います。

私たちが呼ぶにはちょっと、大分講師料が高いのではないかと心配もしますので、和田 武先生は本当に分かりやすくお話ししてくださるので、ぜひ講演ということも、講演会ということもお願いしたいと思うのですが、検討していただけないでしょうか。

最後の質問です。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 風力、それから太陽熱、それから地熱、いろんなクリーンエネルギーがあると思います。塩谷議員からは「町長は大変興味を持っていいらっしゃる」ということを言われましたけれども、今の時代、興味を持たないほうがおかしいんであろうというふうに思います。

和田先生の講演がいいのか悪いのか、私分かりませんが、聞いたことはありませんので大変失礼な言い方だったかもしれませんが、分かりませんが、私どもの政策アドバイザーの新田四日市大学の教授ですけれども、新田義孝先生もそういった部分にはかなり造詣が深いという話も聞かされておりますので、もし機会があるのであれば、そんな話も聞く機会がとれればいいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○南田孝是議員 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 また検討をよろしくお願いいたします。

4つ目の質問に移らせていただきます。児童虐待の現状と相談活動の充実を求めて町民福祉部長にお尋ねいたします。

石川県の児童相談所の統計でも児童虐待対応件数は右肩上がりにふえています。その中で0歳から18歳まで年齢的にも大変広範囲に広がっています。年齢が上がるに従って件数が減っているのは、多分発見率が低くなっているからではないかと思われます。

そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

1つ目、児童虐待と一口に言いますが、どのようなものをいうのでしょうか。津幡町には児童虐待と言われるものが、どれだけあるのでしょうか。役場の対応件数をお伺いいたします。

2つ目、差し障りのない範囲で結構ですので、どのような問題があるのか、数件紹介していただけないでしょうか。

そして3つ目、児童虐待を解決の方向に持っていくには、相談活動が大変大切ではないかと思います。児童虐待のその背景には経済的な問題、親の育ちや価値観あるいは家族の問題、親の問題など複雑に絡み合っていたり、また根深い問題が隠されていたりすると思います。また、相談活動の専門性やネットワークが大変大事になってくるでしょうし、問題をいかに未然に防ぐかということも重要だと思います。そのためにもその相談活動というのは本当に大切にしないといけないのではないかと思いますので、津幡町ではどのような取り組みがなされているのか、相談体制はどうなっているのか、また今後相談活動を充実していくにはどんなことが必要だとお考えになっているのかという点についてお尋ねいたします。

よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

○板坂 要町民福祉部長 児童虐待の現状と相談活動の改善策はについてのご質問にお答えいたします。

初めに、児童虐待はどのようなものをいうのかについてですが、4つのタイプがあり、子どもに暴力をふるう「身体的虐待」、感情に任せて言葉や態度で子どもの心を傷つける「心理的虐待」、子どもを情緒的、性的に利用する「性的虐待」、大人が育児放棄する「ネグレクト」に分けられます。大人はしつけのつもりでも、それが子どもにとって著しく苦痛である場合は虐待になります。

また、町民児童課で対応しております児童相談件数は、平成22年度112件、そのうち虐待相談件数は79件であり、平成23年度11月末の児童相談件数は145件、そのうち虐待相談件数は92件となっております。

次に、当町の虐待のケースであります。一番多い経済的な問題を初めとして、望まない妊娠による出産、育児不安、精神疾患、社会からの孤立、配偶者暴力などの養育者としての問題や手のかかる子、育てにくい子といった子ども自身の問題が重なることがあります。

当町においても、育児相談を受けることで解決するケースから緊急一時保護、施設入所に至る深刻なものまで多岐にわたるケースがございます。また、不登校や非行の陰にネグレクトがある場合も少なくありません。

次に、相談体制であります。近隣住民や児童の所属する機関からの通報、相談が入りますと、関係機関から情報提供をいただき、安全確認、調査等を行い、それに基づき関係機関で協議し、支援することになります。支援の方法はケースによって異なり、親が精神疾患を抱えている場合などは地域包括支援センターや母子保健と連携し、ネグレクトによる不登校の場合には学校、教育センター、民生児童委員との連携などが必要になり、児童相談所のアドバイスを受けながら対応しております。

次に、相談活動の改善についてであります。児童虐待の対応としては、何よりも虐待の未然防止、早期発見、早期対応が重要であり、虐待される子どもにかわって通報や相談し、支援につなげることが必要であります。講演会の開催、町児童センターと連携しての啓発活動や11月の児童虐待防止月間中にはシグナス通り中央公園前のイルミネーション設置によるキャンペーンも実施しており、今後も啓発活動の推進を図ってまいりたいと思っております。

児童虐待の問題解決には、多職種の専門職が配置され総合的に相談を受けている地域包括支援センターとの連携をさらに密にし、支援体制の強化を図る必要があります。また、妊娠期から母

子にかかわる母子保健と協働し、育児や不安を抱えた家庭が孤立しないようこちらから出向き、相談を受けるなど、きめ細かな対策が必要と考えております。それらに対応するため、前年度には今年度に向けて児童福祉司1名を増員要望した結果、現在2名体制が実現し、相談体制の強化が図られたところであります。

今後も、さらに児童虐待防止の推進を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 先ほどもお話がありましたが、包括支援センターが随分充実されてきて、例えば私なんかも相談があるとまずそこに行って相談しようっていうように思うようになりましたし、お年寄りや障がいのある方の問題があったらここに来ればいいんだなという、地域の方たちの認識も大分広まっているように思います。母子保健についてもそうじゃないかなと思います。

ただ、児童の問題については、ことしになって2名になったというお話ですし、これからの体制だと思うんですが、例えば役場に来てもどこに相談すればいいのか分からないっていう問題もあるように思うんです。実際に仕事なさっている方が児童福祉のほうの事務的な仕事もしてらっしゃるとしたら、その両方しないといけないとなったらなかなか動きにくいんじゃないかなっていう問題もあるような気がします。それで、相談活動は役場の中のこっちのほうへ行ったら相談できますよみたいな、そういうふうなのになって、ちゃんとここでしますよというような窓口の看板というか、そんなもがあったら分かりやすくなるのではないかなということも思います。やっぱり地域包括支援センターというのは、本当にほかの町からも大変津幡のほうがしっかりしているという評価を受けてますし、実はこの問題があったとき内灘へ行ってお話を聞いたのですが、「いや、津幡のほうが進んでますよ」というふうに言われたんです。だからやっぱりそこがそれだけ今までのいろんなことを蓄えてやってきてらっしゃるので、そこを中心にして母子保健の問題、児童の問題が連携してかかわれるようなそういう配置も考えると、ここで相談ができるよということが目に見えるようになればというか、実際にかかわる方たちもそこで十分話し合いができるというような形になればもっと進むのではないかなというふうに思っていますし、将来的にはいろんな専門家の方が包括みたいにもうちちょっとふえることが必要なのではないかなっていうことも思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

実際に相談活動に携わっている方というのは、一番どうしたらいいかということをよく知っていらっしゃると思いますので、その方が要望なさらしたら、例えばお金が多少かかるにしても速やかにそれを実行していただくという体制が一番大事なかなと思います。

今、本当に少子化って言われている中で、津幡町は子どもたちも少なからずふえていることをお聞きしますし、本当に子どもたちの笑顔を見ることが何にも増して私たちの心を明るくしてくれますので、ぜひこの児童の問題についてもよろしくお願ひしたいと思います。これも要望でお伝えしておきたいと思います。

5つ目の要望に移ります。リフォーム助成制度の創設をお願いしますということなんです。

昨年12月議会でもリフォーム助成制度を創設していただきたいという一般質問をいたしました。昨年12月の時点では、リフォーム助成制度を実施している自治体は159と報告をしたと思います。ところが1年たってみますと、実施自治体の数が今330を超えています。実施したところでは申し込みが殺到し、延長を重ねています。

ことしから制度が実施された群馬県高崎市では、住環境改善助成制度という名称で実施されています。20万円以上の工事に対して住環境向上のための改修、修繕などを行った場合、20万円を上限に30パーセント補助するという制度です。リフォーム助成制度が喜ばれるのは、リフォームの仕事が多岐わたり、いろんな業種の人がかかわれること、家族経営の小さな企業向けの施策ということ、また頼むのほうも18万円の仕事なら18万円の負担になりますが、20万円まで工事を広げれば、助成金が6万円出るので14万円で済むということになり、リフォームの幅を広げやすくなるということです。

1年間で実施自治体が倍増したということは、何がしかのメリットがあるはずだと思いますので、ぜひ実施している自治体の状況を聞くことから始めて、ぜひ津幡町でもこの制度を取り入れていただきたいなと思っています。

町長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 リフォーム助成制度の創設につきましてのご質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度の創設につきましては、地元建設業者や商店など地域経済を活性化させる一つの手法と考えられ、全国の自治体でも実施市町村がふえてきていることは承知いたしております。

石川県を含む北陸3県でみますと、ことし4月1日現在では実施している市町村はないと聞いております。しかしながら、当町の経済活性化、とりわけ中小零細事業者の振興に寄与する一つの方策としてその効果が期待できるとともに、耐震改修、高齢者住宅対策、介護保険、ソーラーシステムなどの補助との相乗効果も見込まれます。また、幾つかの業界団体からも地域経済活性化の要望をいただいております。来年度実施を目標に細部について詰めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 大変ありがたい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

これで、私からの一般質問を終わらせていただきます。

○南田孝是議長 以上で、9番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

きょう最後の一般質問になります。

学童保育にかかわる子育て支援の問題点はということで、最初に質問いたします。

放課後児童健全育成事業についての質問は、これで3回目になります。第46回全国学童保育研究集会が、ことし10月、金沢大学キャンパスで開かれました。この全国学童保育研究集会は46回目を迎えたということで、学童保育の長年にわたる歩みの重みを感じずにはいられません。私はこの研究集会で自治体施策の改善の課題という分科会に参加し、自治体によって対応に差があることを実感しました。

町では毎年、放課後児童クラブの運営主体である保護者の側と町担当課とで会合が持たれています。そこでは保護者側からどんなことが問題として提起され、どのような要望が挙げられているのでしょうか。また、保護者の要望に対しては、町はどのように対応しているか、対応していくのでしょうか。

入所を希望する保護者の中に、例えば経済的理由で学童保育料を支払えなくて、あるいは何らかの理由で入所したくてもできないというような状況を聞くことはないのでしょうか。

瀧川町民児童課長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 瀧川町民児童課長。

○瀧川嘉孝町民児童課長 中村議員の学童保育にかかわる子育て支援の問題点はとのご質問にお答えいたします。

最初は放課後児童クラブからの要望であります。1つには、指導員の安定雇用のため、指導員1人当たりの設置費を津幡町の嘱託保育士の年間賃金相当に増額を、2つには、施設老朽に伴う修繕などが提出されております。

初めに、指導員設置費の増額の件についてですが、学童クラブは公設民営であり、委託料は要綱に基づき、指導員設置費、クラブ運営費で土日祝日開設加算などを加味した支払いをしており、各クラブは委託料や保育料をもとに、賃金は正規職員で賞与を含みますが月額18万円から16万円を支給しているところであります。なお、町の専門有資格者である嘱託保育士の賃金は月額18万900円でもあり、当面は現状で運営をお願いしたいと思っておりますが、今後もまた検討をしていきたいと考えております。

次に、建物の修繕につきましては、現状を確認し、基本的に町で負担をしております。

次に、生活困窮といいますか、ひとり親家庭などで保育料を支払えなく、入所したくてもできないというような状況を聞いたことはないかとのことでございますが、現在のところ聞いておりません。なお、各クラブではひとり親家庭などの該当者がいた場合、保育料の軽減を図るなどの対応をしております。

今後も学童クラブと意見を出し合い、適切な運営を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、終わります。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問いたします。

今、2点についてのみの要望であったということなんですが、次回、次の質問で町長にさせていただきたかったんですけども、あるクラブは1人、2人と人数が減ることによって要綱の規則によって委託料が115万円下がるような状況に陥りつつあると。それで経営状況が非常に厳しいので何とかできないかというような要望を出していると耳に挟んでおりましたが、そのことについてはなかったのでしょうか。

○南田孝是議長 瀧川町民児童課長。

○瀧川嘉孝町民児童課長 確かにありました。それらも含めて、また検討も行いたいと先ほど答弁いたしました。ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 それがあったということをきちんと本当はこの場でお伝えしていただきたかったと、私は思っております。

再質問の最後ですが、保護者も町の説明に対して納得されているのかどうか。それから、今後きちんと町側として保護者と協議する姿勢をお持ちかどうかという、この2点についてお願いいたします。

○南田孝是議長 瀧川町民児童課長。

○瀧川嘉孝町民児童課長 まず、保護者のほうですが、納得というか理解は何とも言えませんけれども、私どものいろいろ問題もありますので、できない部分もございます。そういったことで負担をかけることもあるかと思います。それと、これから協議なんです、単位クラブとも協議をしておりますし、全体ともまた今1回ですが、年1回ですが、重ねることもやぶさかではございません。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 それでしたら次の質問に移らせていただきます。

町の要綱による放課後児童クラブ運営委託料というもの、先ほどのお話と関連されてくるんですけれども、現在この要綱に従いますと、20人以上の児童に対して児童が14人あるいは15人ふえるごとに115万円ずつ委託料がふえております。この14人とか15人で区切る理由は何なんでしょうか。

それから115万円の根拠ということについてお伺いしたいと思います。国・県からの補助金の総額は、児童の増減を考慮しても毎年確実にふえています。しかし、実際に各クラブへの委託料は1998年につくられた町の基準に基づいて支払われているので、国・県の交付金がふえた分、町負担は減っております。

例えば数字を挙げますと、5年前の2007年は全学童クラブに対して支払われた町からの委託料は4,740万円。そのときの当時の国・県補助金は1,450万円で、町負担は3,290万円です。5年後の現在、2011年を見ますと、総額は4,710万円が委託料として支払われております。そのときの国・県補助金は2,350万円で、町負担は2,360万円となっております。この5年間の差額を見ますと、町負担は約930万円減っており、それと同時に国・県補助が900万円余りふえております。今後国は学童保育など子育て支援事業に力を入れる傾向にあり、来年度の概算要求も増額されております。それを受けて、町の放課後児童クラブへの支援も厚くするべきと、町は考えていないのでしょうか。

2009年、学童数403人をピークにことは342人と減少傾向にありますが、児童が減少したことにより、先ほど申し上げましたように、前年度比115万円が減額される場合、保育料の増額を考えざるを得ないようなクラブも見受けられます。運営に支障を来すことが予測されたり、そのために不安を抱える保護者たちの声も聞きます。委託料の仕組みがその一因になっているとしたら、その仕組みの見直しや工夫が必要ではないでしょうか。自治体にその責任があるのではないかと思います。3月定例会では、現方式のほうより柔軟な対応で放課後児童クラブの運営ができるという町長の答弁でしたが、運営保護者の不安や負担は歴然としてあり、それを思うときちんとした対応ができていないとは言えません。安定的な運営を可能にするためにもその仕組みづくり、そして自治体の財政措置も必要ではないかと思います。

指導員の雇用についてお伺いいたします。指導員の雇用については、現在、保護者が求人の手配、面接、採用まで、そのすべてを担当しています。この現状に重い負担を感じている保護者も多く、これらの負担を軽減する措置が必要だと思います。指導員を町であつせんできないかと3月定例会で質問いたしましたが、再度要望いたします。担当課ではことしになって指導員確保のため登録制の導入を考えているようです。具体的にはどのようなことを考えているのか、お示し

ください。

指導員の雇用は、各放課後児童クラブの就業規則が違ふことにより、指導員の雇用条件に若干の差があります。もし雇用条件が均等になれば、急な指導員欠員に対してもクラブを超えた指導員の配置の調整が可能になり、一時的でも対応できるなどの利点があります。また、登録制の導入ということなら、8つある放課後児童クラブの雇用条件が均一であるほうがよいと思います。もちろん、就業規則の統一については学童保育連絡協議会である保護者、各放課後児童クラブときちんと話し合うことが大前提ではありますが、検討すべきであると思います。

町長の見解をお願いいたします。

学童保育は夜7時までと延長されております。指導員の役割はますます重要で責任のあるものとなっております。各クラブの保護者は指導員の待遇改善に努めておりますが、限界があります。指導員の待遇改善について、町長はどう考えているのでしょうか。

最後に、学童保育連絡協議会、保護者とさらなる協議を重ねるべきではないかと思います。先ほど瀧川課長の答弁にございましたが、この話し合い、協議を重ねていくということが問題の解決に一步、二歩と近づくものだと思います。学童保育連絡協議会である保護者側と町との年に1回の会合をふやし、問題解決に向けて検討していくことが必要ではないか。あるいは、独立した検討委員会の設置をするなどして、町は保護者とさらなる協議を重ねるべきではないかと思います。

今回、参加しました自治体施策の改善の課題の分科会では、例えば公設民営でその大半を保護者が運営しているという近江八幡市の学童保育についての報告がありました。学童保育のさまざまな課題、問題を解決すべく、ことしになって放課後児童クラブのあり方検討委員会を設置し、そこで保護者、市職員、有権者らの設置運営基準と運営体制について検討を始めました。実務の一括化、実務の共同化などを目指し、NPO法人化、指導員を中心とした組織づくり、自治体の責任による財政措置などを考えているところだそうです。

これらについて、町長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 町要綱による放課後児童クラブ運営委託料についてのご質問にお答えいたします。

初めに、14人、15人で区切る理由でございますが、平成10年の国の児童数に対する補助区分は10人から19人、20人から35人、36人から70人、そして71人以上の4つの区分となっております。

当町では、同年に放課後児童健全育成事業実施要綱を定めるに当たり、特に36人から70人の区分では実態から見て学童クラブの運営に支障が出ると考え、この区分を35人から49人、50人から63人、64人から77人の3段階に細分化し、全部で9つの区分として学童クラブの運営に配慮したものであります。

また、115万円の根拠でございますが、国からのクラブ補助金は、19人までは当時99万5,000円で行ってまいりました。現在は106万6,000円ですが、クラブ運営に配慮し、115万円と基準より高く設定したものでございます。

次に、委託料の仕組みの見直しの件でございますが、町では指導員設置費のほかに、クラブ運営費および土日加算費等、県の補助以外にも町単独の委託料を支払っております。支払いにつきましては、4月1日現在の入所児童数により積算、その後児童数が増加した場合は変更申請によ

り増額をしております。また逆に、4月1日以降に児童が減った場合は当初の額としているなど、現方式のほうが有利で柔軟な対応による運営ができるものと考えているところでございます。

次に、指導員の雇用等であります。それぞれのクラブの実情に応じた方を直接雇用決定することが望ましく、町担当課では採用事務を取り扱うことが必ずしもクラブの実情に合うとは思えないと考えております。また、指導員の確保につきましては、3月議会定例会でお答えしましたとおり、広報つばた等を十二分に活用していただきたいと思います。

次に、就業規則、雇用条件の均一、指導員の待遇改善および学童保育連絡協議会、保護者会との協議の件でございますが、各学童において終了時間が異なるため、均一化を図ることで保護者の費用負担の公平性等の問題が出てくることが予測されることもあり、各クラブで十分に協議、検討しなければならないことだと私は思っております。

また、指導員の待遇改善につきましては、公設民営であることから保護者会、運営委員会等で改善の方向を協議していただくことが最善と思っております。

最後に、町学童保育連絡協議会、保護者とさらに協議を重ねることにより、互いに問題を提起し、それぞれが知恵を出し合い、協議することで学童クラブの発展が望めると考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 協議ということについては、前向きの答弁をいただきましてありがとうございます。

しかしながら、実際に金額の増減によって運営する保護者たちに何らかの負担、問題が起きているのは事実です。この要綱については、当初は確かに津幡町は先進的で非常に評価の高い補助システムをつくっていたとは思いますが。しかしながら、これがつくられたのは1998年、今からもう14年前になります。この仕組みをですね、何とか現状に合った仕組みづくりに変えられないかということで質問させていただきました。

それから、指導員確保のための登録制についてなんですが、これを考えているというようなことを以前に担当課から聞いたのですが、そういった話は全くなかったのでしょうか。それとも、あったのだけれども現在はなくなったということなののでしょうか。

この2点について、お願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 この件につきましては、私、詳しいことを聞いておりませんので、担当課長から答弁させます。

○南田孝是議長 瀧川町民児童課長。

○瀧川嘉孝町民児童課長 登録制といいますのは、先ほど町長が申し上げましたが、広報の活用をして各クラブで登録をということでございます。町が登録をするということじゃなくて、広報を活用して各クラブのほうで登録をしていただければとお話ししたかと思います。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 指導員の問題というのは給料が含まれておりますので、これが学童保育の人たち、保護者たちの運営を非常に大きなものにしている、これが大きな課題だと思うんですね。私としては、指導員の給料ですね、一括して町が管理するなり担当するなりということがで

きないかということは、これは個人的でありますと考えております。

この問題については、実際、研修会に行ってみまして同じような問題をどこの学童保育でも持っていたらいいと思います。ということは、決して津幡町の問題だけではないということなので、ぜひ今後も検討を重ねていただきたいと思います。ということで、次の質問に移ります。

原発事故から町民を守れるか。町長に質問をいたします。

私は11月、つい先日ですが、福島県と宮城県に行き、原発事故後の影響と津波被害の現状、仮設住宅などを見てまいりました。震災後の様子をかいま見たにすぎないのかもしれませんが、そこで最も私が強く感じたことは、宮城の復旧への明るい意欲に対し、放射能による悲惨な現状が福島の人々を絶望的にさせているということです。

特に福島県の二本松市で保育園を運営し、お寺の住職でもある佐々木さんからの話は深刻なものでした。二本松市は福島第一原発から50キロのところにあります。志賀原発から50キロの津幡町と同じ距離です。原発事故後、佐々木さんがすぐに始めたのは保育園の除染でした。私が訪れたときもトタン屋根のさび落としの除染作業が行われているところでした。当時、除染方法が分からなかったのも、チェルノブイリの救援活動をしてきた親類の方が名古屋にいて、その人に除染の方法を教えてもらい、ホームセンターで買った道具を利用して保育園の除染を始めました。ガイガーカウンターもなかったのも、どのくらい放射能に保育園が汚染されているのか分からなかったし、除染作業はしても、本当に除染されたのかどうか分からない状況だったそうです。放射能に対する不安のほうがまさり、何かせずにはいられなかったのではないかと思います。

行政が動き出したのは4月後半から5月にかけてということで、話を聞いていて、原発事故直後の重要な時期に行政は全く対応できていない、機能していないのではないかと思います。行政は何もしてくれない、自分たちで考えて行動するしかないというのが佐々木さんの最初の思いでした。

二本松市にはホットスポットが点在しています。保育園や小学校は、今でも校庭などでの外遊びや運動はできません。子どもたちはマスクをし、フードのついた洋服を身にまとい、放射能積算線量計を身につけて通っています。

一番の問題は、このような環境の中で生きる子どもたちの苦悩、苦しみがすさまじいことだと佐々木さんはおっしゃっていました。ストレスを抱えた子どもたちの心への影響は体にもあらわれ、実際、佐々木さんの4歳になる娘は胃を傷めて苦しんでいます。子どもの命を守ろうとしている親も大変で、佐々木さんの言葉によると「もう親はいっぱい、いっぱいだ」と。見えない放射線を理解することができない子どもを相手に、外で遊ばせてやれない状態が9か月近く続いております。

佐々木さんは七尾市のお寺の住職さんらの援助を受けて「こどものたべもの基金」を設立し、食料の放射能測定器を購入し、市民放射能測定室を開設しました。9月28日から食料の放射能の測定を開始しております。測定器は500万円もする高価なものですが、現在800万円の基金が集まっています。一昨日の北陸中日新聞にも佐々木さんたちの活動が掲載されております。二本松市のお米からセシウムが出ております。牛乳からも放射能が出ている。大手メーカーの牛乳にも出ているということです。最近、中学校の給食1食分を測量したら、放射能が検出されたということです。そして、その中学へ通う子どもの尿から高い濃度のセシウムが検出されています。数値が高いので、医者からホールボディカウンターで内部被曝の検査を受けるようにと言われている

が、何万人待ちという状況だそうです。県や市は基準値以上とか基準値以下としか言わない。数値は外に出さない。数値の発表は難しい。不安をあおるからといって教えてくれないそうです。こんなことでは、市民の不安は増すばかりです。はっきりとした数値や情報が公開されなければなりません。

このような状態の二本松市。みんなが避難するのがベストだと佐々木さんは言いますが、それは実際難しいことです。二本松市は原発から30キロ圏外であり「補償もない、自腹を払ってやっております。親たちはもういっぱい、いっぱいなんです。福島で苦しんでいる人たちの叫びはメディアにもなかなかあがらない。復興に向けての明るい兆しを取り上げられてはいるが、私には光りも見えない。安全キャンペーンばかりで情報は隠されている。原発は収束していない。絶望の中、あきらめ半分で生きているこの状況を何とかして外に発信したい。世界の人たちに向けて助けてくださいと訴えたい。私たちはみんな疲れ果てている。放射能のことに耳をふさぎたい思いだ」と佐々木さんは訴えました。

これが福島の現実ではないでしょうか。今まで8から10キロ圏内だった防災対策の重点地域を30キロ圏内、UPZに拡大するなどの案が原子力安全委員会から出されました。10月21日の北陸中日新聞には、これらの案に対する県内全自治体の見解を問うという記事があり、ほかの自治体は内容を把握してきちんと見解を出しているのに、津幡町はただ1行「詳細が分からずコメントできない」と答えています。これはどういう意味でしょうか。新聞には市長や担当課への取材に基づくとありましたが、これはだれの見解ですか。今はどう考えているのか。今もコメントすることができないのでしょうか。

ヨウ素剤については、先ほどの答弁で準備、配備を検討するという前向きのお答えでしたので質問はいたしません。

11月12日のことですが、羽咋市内の公民館で原発事故により避難生活を送られている石丸さんの「故郷を奪われた福島現地の訴え」と題した講演会がありました。石丸さんは、双葉郡富岡町の福島第一原発から4キロ、第二原発から2キロ、原発とは目と鼻の先で暮らしてきました。石丸さんのお話によると、災害弱者である高齢者が相次いで死亡しているということです。公立病院である双葉病院の入院患者90名中45人が亡くなっています。また、避難区域の養護施設800人中、約1割が亡くなっているということです。後手後手の避難指示、次々に変わる避難先に疲れ果てての結果が、災害弱者を死に追い込んでいます。なのに政府や東京電力は「放射線障害で死んだのではない」と言って、切り捨てているそうです。

石川県ではどうかといえば、県の危機対策課の担当者は避難指示を出すのは町長であるとして、末端の施設レベルで具体的にどう逃げるかを指導するのは町の役割ではないかと釈明しています。病院や施設が独自に対応できる問題では決してないことは明らかなのに、県は動きの鈍い国の指針を待ち、具体的な避難計画策定は町の役割とし、そして町では避難計画はないということになれば、これでは国も県も町も無責任きわまりないではないですか。

津幡町には河北中央病院があり、あがたの里やふいらーじゅ、グループホームなどもあります。志賀原発や福井県内の原発に事故が発生した場合、入院患者や介護の必要な高齢者や障害者をどこへ、どのように避難させ、搬送するのでしょうか。志賀原発1号機の取りかえ用の核燃料52体が10月4日、志賀町に搬入されました。横須賀を出発し、名神高速道路を走って米原ジャンクション、北陸道に入り、金沢東インターを出て国道159号線を走り、津幡町内を通過して白尾から能

登有料道路に入り、志賀原発に移送すると聞いています。きのうの北國新聞は「北陸電力は11月30日に核燃料285体を新たに志賀原発に搬入した」と報道しています。核燃料285体を積んだ16台のトラック隊が津幡町内を通りました。このことは津幡町には事前に知らされていたのでしょうか、質問いたします。

以前は内灘町を通るルートで運ばれ、そのときには、内灘町は消防士職員用に放射能から身を守るための簡単ではありますが防護服を準備したと聞いています。移送途中の運搬車に交通事故があったりテロに遭ったりした際の安全対策も十分必要な防災対策であるはずです。事故が起これば、その対応は町の消防士にも求められるはずです。防護服や検知器、ヨウ素剤、消防士の訓練や住民の避難手順の整備も必要なのです。

最後に、原発事故から町は、町長は本当に町民を守れるのか、質問します。

よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 原発関連の質問についてお答えいたします。

まず、ご指摘の新聞記事につきましては、私の記憶によりますと電話で取材を受けたものであり、時間で申しますと5分前後だったと思っております。手元には全く資料がなく、その担当記者からは、これまで8キロから10キロの圏域だったE P ZがU P Zという言い方に変わり、30キロに広がりました。また、新たにP P Zの50キロ圏域が設定されました。そして、それぞれについての若干の説明をいただきました。

私は、たしか「福島第一原子力発電所の事故もあり、また全国知事会を初め、いろいろな団体からE P Zの拡大が要望されていたので30キロに拡大されたことは評価できると考えます。しかし、まだ決定ではないということ」。また、今ほど申しましたように、手元には全く資料がないということから「詳細については分からないので、コメントできません」と答えたものであります。言いわけになるかもしれませんが、ご理解を賜りたいと思います。

次に、入院患者や介護の必要な方などの災害時要援護者の搬送についてでございますけれども、津幡町がそのような事態となれば、自衛隊の派遣要請を含め対策を講じ、安全な場所に搬送を行いたいと考えております。

先日、宮城県のある町の町長さんとお話をしたという人と話をさせていただきました。「あれだけ大きな地震であり、津波が来たことによってわれわれの町は全く何もできなかった」と、「日ごろからいろんなことを言っているけれども、結局は何もできなかった」ということを言われていたという話を聞かされました。中村議員が想定される災害というのはどのあたりのことを想定されているのか分かりませんが、そのような大きな事態となれば、自衛隊の派遣要請を含め対策を講じ、安全な場所に搬送を行いたいと考えているところでございます。

また、核燃料を積んだ運搬車が津幡町内を通ることによる町の安全対策はどうなっているのかとのご質問ですが、運搬日時や経路などは公表されておられません。しかしながら、北陸電力の発表によりますと、輸送の実施に先立って道路状況を調査し、安全運行の徹底が図られ、輸送隊の前後に先導車、後尾車を配し、全体の運行状況を掌握することとされております。運転手には十分な経験を有する者を各社2名配置し、交代運転を行って途中で休憩を取るようにするとともに、出発前および運転手の交代時等は車両点検を励行することとされております。そして、志賀原発への搬入終了後に搬入が公表されております。このように輸送の安全を確保し、道路交通法など

の法令を遵守して公道を走行するものと思っております。

福島第一原発事故を受けまして、今後町がやらなければいけないことにつきましては、今後の原発に関する国の指針を注視し、それに基づき地域防災計画の変更など原子力災害に対応したいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問いたします。

私が長々とお話しした二本松市のことをもう一度言いたいと思います。取り返しがつかない現状があるということ。そして、今回、最近でありますけれども、福島県の知事は国と東電に対し「県内の原発10基をすべて廃炉にしてほしい。再稼働はあり得ない」ということを言っております。これこそ当事者の意識ではないかと思えます。

町長は、今、新聞のコメントに詳細が分からないからコメントできないというのであれば、今はどう考えているのか。そのことについて一つお尋ねします。

それから、先ほどから志賀町と県との認識をですね、踏まえた上で、それを優先して考えるということでしたが、そういうことでこの町の安全、町民の安全、安心が守れるのか。私は決して守れるものとは思いません。

町長、この2点について、答弁をよろしくお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 先ほど若干申し上げましたけれども、UPZの30キロ、私どものこの町はPPZの50キロ範囲ということになるわけでございますけれども、私どもの思いの中であって、やはり原発事故というのは福島第一原発事故が発生したがゆえに、やはり大変厳しいものであるという認識はいたしております。そのためPPZの地域であろうとも、それなりのちゃんと準備等もしながら、場合によっては防災訓練の中でもそういう活動を続けなきゃなんというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

〔「もう一つ。私、2つ聞いたのですが」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 中村議員。

○中村一子議員 2つ質問したつもりなんですが。

一つは、今、答えていただきましたけれど、もう一つは、先ほどから言っている県と志賀町の判断を優先するという、それでこの町民の安全、安心を守れると思っているのか。そして、もしも優先するのであれば、そのことについては十分に分かりましたが、その次に来る町長の判断というのはどういうものなのかをお聞かせください。志賀原発再稼働についての町長の判断は、志賀町と県を優先するというお話でしたが、それであるならば、町長としての判断はどのようなものなのでしょう。

○南田孝是議長 中村議員に言います。

ただいまの発言は、通告による質問の範囲を超えていますので、注意いたします。

以上です。

ただいま通告外の発言がありましたが、執行部においてもし答弁できるものであれば、お答え願いますでしょうか。

矢田町長。

○矢田富郎町長 私の思いは今でも全く変わりません。まず、やはり志賀町ありきだと私は思っております。

小泉 勝町長とも割合に親しくいろんなお話をさせていただく機会をちょうだいいたしております。そんな中であって、やはり彼自身が、あの方自身が真剣に考えておられます。当然のことだと思いますけれども、であるがゆえに、なおさら側に、側にとというのは我々隣接地でもなくて離れたところですけども、我々がいろんなことを言うことによって、小泉町長の気持ちを揺らすようなことがあってはならんと私自身は思っております。ですから、小泉 勝町長の判断を、そしてそれが志賀町の判断というふうに私は思っております。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 私は逆に考えるんですね。周辺自治体であるからこそ志賀町に声をかけられる。志賀町独自の判断にさせないことによって本当の民意のある一人一人の思いの積もった判断ができるのではないかと、志賀町を孤立させてはならない、私はそのように思っております。これは質問ではありません。次の質問で最後でございます。

ボートピアについて質問いたします。

ボートピアの現状と今後について、まず報告をお願いいたします。それから、ボートピアの開業によって、津幡町は売り上げの1パーセントの環境整備費、固定資産税が入ってまいります。町はこれを自主財源としております。

交流の深い小矢部市やかほく市、金沢市、内灘町など近隣自治体に対する影響について、町長の見解をお示してください。また、津幡町民はもちろんのこと、周辺自治体の首長、住民はボートピアについてどんな考えや意見を持っているのか町長は把握していますか。把握しているのならどのように把握しているのか、教えてください。また、何度も言いますが、町長はボートピアに対する見解を町民にきちんと説明し、理解を求めるべきではないでしょうか。

以上、町長答弁よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 ボートピアは今どうなっているのか、今後についてはとのことでございますけれども、ご承知のとおり、現在ボートピア用地につきましては造成中でございます。今後は建物の建設に向けて準備を進めていくと聞いております。

次に、小矢部市やかほく市、内灘町や宝達志水町など、近隣自治体に対する影響について町長の見解を問うとの質問でございますが、特別な影響はないものと思っております。

次に、周辺の自治体の首長や住民はボートピアについてどんな考えや意見を持っているのか町長は把握しているのかとのことですが、当町におきましてボートピア設置に反対する方々がいらっしゃることは把握しておりますが、ほかの自治体の首長から直接、当町立地について反対のご意見は聞いておりません。

次に、町長はボートピアに対する見解を町民にきちんと説明し、理解を求めるべきでないかのことですが、ボートピア立地については広報を通じ町民にお知らせをし、また一般質問でもお答えし、その間に選挙もございました。議論は尽くされたものと思っております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 まず、ボートピアの売り上げはどこへ行くか、どこへ飛んでいくかということでお話しさせていただきます。

売り上げが何十億あるか分かりませんが、恐らくほとんどはみどり市や東京の株式会社グッドワンや日本財団などの競艇関係団体に持っていかれて、周辺自治体、津幡町はもちろんのこと内灘、金沢市、小矢部市周辺自治体からお金が出ていくばかりだと思います。ボートピアはそういう仕組みになっています。津幡町のボートピアは今新たにつくられるのだから、津幡のボートピアは周辺自治体にとって新たな迷惑施設でしかないということが町長にはご理解できないのでしょうか。内需拡大、地産地消の考えからはうんとうんと反しているのが、このギャンブル施設です。津幡町の発展を損なうどころか、周辺自治体にとって迷惑きわまりない施設であることを改めて認識すべきです。ボートピアの売り上げがどこへ流れていくのか。たった1パーセントの環境整備費が入ってくる。その後ほとんどが北陸3県以外の東京や競艇関係団体、みどり市に行くということをどう考えられますか。

町長、お願いいたします。

〔議席から笑い声あり〕

〔「何を聞いているんや」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 近隣の市町、また隣の県ということで迷惑施設だという言い方をされましたけれども、私は歓迎されている方もたくさんおいでというふうに思っております。それだけでは中村議員にも理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、環境整備費として1パーセントは津幡の町に一般財源として入るわけでございますけれども、そのほかにつきましては、詳しいことまでは私は分かるわけではございませんけれども、当然その中には人件費もございます。施設の管理費等もございます。すべてがほかのところに行ってしまうというものではないというふうに思っています。もし補足説明どなたかできるようでしたら補足をしていただければありがたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員に申し上げます。

通告である質問の範囲を逸脱していますので、注意してください。

中村議員。

○5番 中村一子議員 そうしたことなんでしょうか……。

〔議席から笑いあり〕

これ最後の質問です。今、町長が歓迎されている方もいるということでお話しされましたけれど、一体どういう方が歓迎されているんですか。

〔議席から笑いあり〕

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 私の周りでは「いつ建つがんや」と「はようできんがんかいや」というふうに聞かれる方もおられますし、隣の県のボートコースに無料バスが出ておりますけれども、石川県からもたくさんの方が行ってらっしゃる。富山県からも行ってらっしゃるという話も聞いております。そういう方々は、多分歓迎されるのではないかなと私は思っております。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 これで、中村の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で5番 中村一子議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<閉 議>

○南田孝是議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、12月3日から12月8日までは休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、12月3日から12月8日までは、委員会審査のため休会とすることに決定しました。

次の本会議は、9日に開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後5時01分

平成 23 年 12 月 9 日（金）

○出席議員（18 名）

議 長	南 田 孝 是	副議長	道 下 政 博
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
11 番	向 正 則	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	焼 田 新 一	総 務 課 長	長 和 義
企画財政課長	岡 本 昌 広	監 理 課 長	大 田 新太郎
税 務 課 長	河 上 孝 光	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	瀧 川 嘉 孝	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	環境安全課長	竹 本 信 幸
産業建設部長	川 村 善 一	産業経済課長	榊 田 和 男
都市建設課長	岩 本 正 男	上下水道部長	村 田 善 紀
料 金 課 長	太 田 和 夫	上下水道課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	北 野 力	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	宮 川 真 一	消 防 長	國 本 学
消 防 次 長	西 田 伸 幸	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	大 坂 茂	学校教育課長	八 田 信 二
生涯教育課長	田 縁 義 信	河北中央病院事務長	東 本 栄 三
河北中央病院事務課長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議会事務局長補佐	高 山 真由美
総務課長補佐	田 中 健 一	行 政 係 長	田 中 圭
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第２号）

平成23年12月 9 日（金） 午後 1 時30分開議

日程第 1 認定第 1 号 平成22年度津幡町一般会計決算の認定についてから
認定第14号 平成22年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまで
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 2 議案第65号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第 4 号）から
議案第75号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更についてまで
請願第21号から請願第26号まで
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 3 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
（質疑・討論・採決）

日程第 4 議会議案第15号 公契約法の制定と公共工事における建設労働者の適正な労働条件
の確保に関する意見書
（質疑・討論・採決）

日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について
（採決）

○議事日程（第２号の２）

追加日程第 1 議会議案第16号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求
める意見書および
議会議案第17号 災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書
（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○南田孝是議長 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

＜会議時間の延長＞

○南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜議案等上程＞

○南田孝是議長 日程第 1 9月議会定例会より継続審査となっております決算審査特別委員会における認定第 1 号 平成22年度津幡町一般会計決算ほか、認定第 2 号から認定第12号までの特別会計、認定第13号および認定第14号の事業会計のそれぞれ決算の認定についてを議題といたします。

＜決算審査特別委員長報告＞

○南田孝是議長 これより本件に対する委員長の報告を求めます。

道下政博決算審査特別委員長。

〔道下政博決算審査特別委員長 登壇〕

○道下政博決算審査特別委員長 ただいま議題となりました平成22年度決算の認定につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過および結果についてご報告いたします。

本特別委員会に付託されました案件は、平成22年度津幡町一般会計決算のほか11特別会計決算および 2 事業会計決算の認定であり、さきの 9 月議会定例会で付託され、閉会中も継続して審査することとされたものであります。

これら各会計決算の審査につきましては、去る10月17日から11月18日までにかけて委員会を開催し、決算書、事項別明細書、主要な施策の成果、各種報告書および監査委員の審査意見書などに基づき、関係当局から詳細な説明を聴取し、予算執行が適正かつ効率的に行われたかについて慎重に審査したところであります。

その結果、平成22年度の一般会計、国民健康保険特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、バス事業特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計、河合谷財産区特別会計、国民健康保険直営河北中央病院事業会計、水道事業会計の決算については、いずれも全会一致をもって可と認め、本会議に送付するものであります。

なお、審査の過程におきまして、我が国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、穏やかではありますが持ち直してはいるものの、震災から復旧・復興や欧州ソブリン問題に対する懸念など予断を許さない状況にあります。

また、本町の財政は、平成22年度決算において経常収支比率が88.8パーセント、実質公債費比

率が17.2パーセントと毎年改善されているものの、税収の増額は見込めず、大変厳しい状況が続いています。

こうした中、町税等の収入未済額の縮減、町有地の適正管理、処分に一層努力されるとともに、各種事務事業を着実に取り組むための財源の確保とその計画、実行、評価、改善を継続的に行い、引き続き財政健全化に向けた計画的な財政運営を図られるよう要望がありましたので、あわせてご報告し、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

以上で終わります。

＜決算審査特別委員長報告に対する質疑＞

○南田孝是議長 これより決算審査特別委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 認定第1号 平成22年度津幡町一般会計決算の認定について反対の意見を述べます。

8款2項3目町道庄能瀬線道路改良工事費、同じく町道庄能瀬線道路改良事業費については、認定ができません。この事業の目的は、地域が緊急に対応しなければならない課題にこたえて早急に行う必要がある道路整備の推進とあります。また、森と里を結ぶ新たな道路整備を中心として、中略しますが、地域の利便性と生活水準の向上、冬期間の渋滞解消などが書かれています。この道路に関しては、緊急に対応しなければならない課題とは思えません。

ことしの事業は、河北縦断道からの取り付け道路用の土地購入などが主なものですが、昨年までにつくられた庄能瀬線を結ぶ道路の一部になるものだと思います。これまでも何度か言いましたように、車で能登方面や河合谷の方面から国道8号線に移動するのに加茂ジャンクションを通ると、この道を通ると、どれだけの違いがあるのでしょうか。森林公園にはMISIAの森もつくられ、生物多様性を保存していこうとうたわれています。人間の少しの便利のために森の中を切り割くと、それだけで野生動物の住む環境は壊されていきます。

地域の利便性と生活水準の向上、地域が緊急に対応しなければならない課題にこたえて早急に行う必要がある道路整備の推進というなら、町道菩提寺1号線道路改良工事ではないでしょうか。住んでいる人の不便さと冬道の安全を思うなら、この道こそ一刻も早く完成するように進めていただきたいと思います。

今後、町道庄能瀬線道路改良工事は本格的な用地買収、設計、工事費と多大な予算を必要とします。国や県からの支出金や地方債を充てても税金を使うことには変わりはありません。一度決めた事業だから進めるのではなく、本当に必要なのか、これだけの費用を今後もつぎ込むだけの必要性があるのか、ぜひ検討していただきたいと思う事業です。

以上の理由によりまして反対ですので、意見を述べさせていただきました。

○南田孝是議長 4番 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 4番、荒井です。

私は平成22年度津幡町決算について、特別委員会において審査を行った立場として賛成の討論をいたします。

平成22年度の一般会計歳出決算は、総額144億9,574万1,711円で、前年度に比べて3億7,818万335円、率にして2.7パーセントの増額となっております。前年度で定額給付金給付事業や子育て対応特別手当事業が終了したにもかかわらず増額となった要因は、津幡町が第四次総合計画の中でも重要事業と位置づけ、決算額が前年度比11億3,682万円増の17億4,170万円となった津幡小学校改築事業や津幡小学校区および太白台小学校区の放課後児童健全育成施設整備事業8,509万円など、町の将来を担う子どもたちに配慮した予算執行が主なものとなっております。

さらに、地域交流センター建設事業2億8,160万円や高規格救急車更新事業2,892万円に加え、地域の中小事業者に配慮した緊急経済対策事業の実施や緊急を要する農林業施設や町道など土木施設の維持改修の実施など、町民の皆さまへ安全、安心な生活を提供し、地域コミュニティの発展や行政のサービス向上を目指したものとなっております。

また、ハード事業ばかりでなく、児童手当を含む子ども手当給付金8億1,097万円や平成23年度から新入学児童が複式学級となる笠野、刈安両小学校に町独自で講師を配置するため、雇用に係る費用1,320万円を国の交付金で計画的に積み立てるなど、必要性、緊急度を勘案し、効率よく予算配分をするという目標に沿ったメリハリのある予算執行となっております。

歳入については、景気低迷の影響が依然として大きく、町税全体で1億1,090万円減と2年連続の減額になっていますが、地方交付税の増額と国の住民生活に光をそそぐ交付金やきめ細やかな交付金を効果的に活用することにより、財政調整基金の残高を大きく減らすことなく、年度末残高で10億8,177万円を確保しております。平成17年度以降、毎年確実に減額してきた町債の残高については、津幡小学校や地域交流センター、あがた公園の整備などの大型事業の集中に加え、実質的な地方交付税である臨時財政対策債が大幅にふえたこともあり、6年ぶりに前年度を上回りましたが、あくまで一時的で計画的なものであることも確認できており、町債残高の圧縮という方向性は一切変わっておりません。

さらに、平成22年度決算に基づく経常収支比率は90.3パーセントから88.8パーセントで、財政健全化比率についても早期健全化団体や財政再建団体となる危険性が認められないということは言うまでもなく、実質公債費比率は17.9パーセントから17.2パーセントへとさらに改善するなど、財政状況に明確な改善が見てとれます。

特別会計や事業会計についても町民のニーズに対応し、それぞれの目的に応じたサービスを提供しながらも、経費の抑制、効率化を図るなど、経営健全化に向けた努力が見られます。

以上のことから、今後、決算審査特別委員会からの報告なども検討し、さらなる経費の効率的な執行と町民の皆さまの希望と笑顔があふれるまちづくりを目指していただくことを期待し、私の賛成討論といたします。

○南田孝是議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより採決いたします。

認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

決算審査特別委員長の報告では、認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、認定第1号については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号から認定第14号までを一括して採決いたします。

決算審査特別委員長の報告では、いずれも認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第14号までは、いずれも認定することに決定しました。

＜議案等上程＞

○南田孝是議長 日程第2 議案第65号から議案第75号まで、請願第21号から請願第26号までを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

酒井義光総務常任委員長。

〔酒井義光総務常任委員長 登壇〕

○酒井義光総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第65号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第1款 議会費 第1項 議会費

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第2項 徴税費

第4項 選挙費から

第6項 監査委員費まで

第8項 防災費

第9款 消防費 第1項 消防費

第2表 債務負担行為補正

第3表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第73号 石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について

議案第74号 石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第75号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について

以上、3件の組合規約の変更については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第23号 「災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書」の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第24号 「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」の提出を求める請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 多賀吉一文教福祉常任委員長。

〔多賀吉一文教福祉常任委員長 登壇〕

○多賀吉一文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第65号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費

第7項 防犯と交通安全対策費

第3款 民生費 第1項 社会福祉費から

第3項 災害救助費まで

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費

第10款 教育費 第1項 教育総務費から

第6項 保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第66号 平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成23年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 平成23年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）

以上、3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第25号 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書については、さらに調査、検討の必要性から継続審査といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 角井外喜雄産業建設常任委員長。

〔角井外喜雄産業建設常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、上下水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第65号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第2項 道路橋梁費から
	第5項 住宅費まで
第11款 災害復旧費	第1項 公共土木施設災害復旧費
	第2項 農林水産施設災害復旧費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第69号 平成23年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 平成23年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第71号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第72号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第21号 地域を支える地元建設業の健全化に向けた「公契約法（条例）」の制定を求める請願書については、全会一致をもって不採択といたしました。

次に、請願第22号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める請願書については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第26号 労働者の要望を受け止めた労働者派遣法の抜本的改定を求める意見書の提出を求める請願書については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○南田孝是議長 各常任委員長に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これより発言を許します。

12番 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 私のほうから酒井総務常任委員長に質疑を行わせていただきます。

これは、今回、私が紹介議員として提出させていただきました請願第24号 「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」の提出を求める請願、この内容の審議内容が全会一致をもって不採択となったということで報告をいただきました。きのうの全協の場でも報告をいただきました。これは、私としてはなかなか理解しがたい部分がありましたので、改めてここで質疑をさせていただきます。

国の防災基本計画には2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されました。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画、男女双方視点が取り入れられつつありますが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えません。中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会が平成23年9月28日に取りまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれています。

よって、政府の防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目2点について速やかに実施するよう強く要望します。1番目、中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。2番目に、地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。以上の内容の請願が今回提出されたものでございます。

ゆっくり考えてみますと、大変現場に沿ったいい内容の請願であると思います。委員会で審議のあった中で主な意見を委員長に述べていただければと思います。

以上でございます。

○南田孝是議長 酒井義光総務常任委員長。

○酒井義光総務常任委員長 総務常任委員会での意見といたしましては、中央および地方の防災会議に女性を登用し、行政の視点を取り入れる趣旨には賛同するわけですが、ただ、中央防災会議に少なくとも3割以上と具体的な割合をうたうことは、かえって防災会議の組織に制約を与え、スムーズな進捗に支障をもたらす可能性が出るという意見が大勢を占めました。

また、地方防災会議につきましては、地方公共団体の条例で委員を規定することになっています。災害対策基本法および当町の津幡町防災会議条例、防災会議委員名簿を確認いたしましたところ、内容的には委員といたしまして、町長、国土交通省の金沢出張所長、石川県土木の所長、保健所のほうは次長さんです。あと、津幡町警察署、あと、町の中での部長さん、西日本のJRの駅長さん、北陸電力西日本のNTTということで、そういう方々がなっております。ただ、その方々の中で女性がなれば当然この会議には出て、この会議と言いますか、防災会議に女性も入ってくるわけですが、別といたしまして、女性を否定するものは一切ないということで、職種で選任している第1号から第7号委員について、その職に女性がつけば十分可能である。また、

第8号委員というところがあるのですけれども、町長が特に必要があると認め任命するものとなっており、女性の有識者が必要だと町長が考えれば委員として選任することもできる。町として改めて有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法を速やかに行うことを求める意見書を提出する必要があるのではないかという意見が多くありました。また、必要に応じ女性の方も参加できる委員会をつくって審議することも十分ではないかという意見が大方を占めておりました。

以上でございます。

○南田孝是議長 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

2番 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔です。

請願第26号について、不採択の討論をいたします。

労働者の要望を受け止めて労働者派遣の抜本的改定を求める意見書の提出を求める請願に対し、反対の立場で討論いたします。

日本では貧困と格差拡大とありますが、物価も安くなり、自動車や40型カラーテレビ、衣類、外食等が大変求めやすくなっている現実があります。ライフスタイルにおいても、個性を生かしやすくなっております。決して拡大しておりません。ただ、負債、借金に対する目減りはなく、社会が緊縮財政により負債額が増大しております。自殺者3万人社会はゆゆしき問題であることは間違いありませんが、派遣労働者が自殺しているわけではありません。中小零細企業の経営者が国の施策にまじめに対応して努力しながらも倒産に陥り、先祖から引き継いだ土地をなくし、家族とも離別して以後の生活もままならず、自殺もしくは精神的に病んで死亡するケースが圧倒的に多いわけであります。労働者は時間の拘束によって対価をもらえますが、経営者はそうはいきません。また、大企業は海外に進出していき、職場が減少していつております。人々が生活をやすく、助け合って、人間本来の生きる喜びを持てる国家を目指すことが大事かと思われまます。生活が成り立たない人が3人に1人ということですが、これは何に対して、どう区分して3人に1人なのか不明確であります。

労働者派遣法改定案に対しては国民の大多数の信任を受けた国会で精査された案件でもあり、津幡町議会で請願するまでもないものと思われまます。需要と供給のバランスのとれたものであり、派遣会社の立場もあり、非常に難しい案件であります。つけ加えますと、諸外国に行って振興を図り、本場の技術を習い、また、経験したい人もたくさんおります。自己啓蒙をしたい人、拘束されることがいやな人、1日短時間働きたい人など、多種多様な理由で派遣労働を選択している人もたくさんおります。なお、パソコン操作は専門知識が十分に高い職業であり、パソコン業務に携わる人たちを誹謗することであり、よって、この請願を全員一致で不採択としました。

このように、一部分を虫眼鏡で拡大されると、すべての製品が完成しません。人間ですと、た

んこぶができた状態になります。医学では細菌を見るには顕微鏡が必要かもしれませんが、人間社会では融合してはいけません。私には理解できません。また、審議するのに膨大なデータが必要となり、大変な事柄です。

なお、世界経済はギリシャの破綻をきっかけにEUの経済破綻、アメリカの巨大赤字、中国のインフレ懸念、日本のデフレ、まさに世界恐慌に陥る寸前であります。8日、本日、世界27か国が一致協力して、この恐慌を防ぐため協議されております。ひとえに我慢と忍耐が必要であります。津幡町民には、如実にそのことがあらわれております。津幡町がより住みよいまちになるよう努力しようではありませんか。

よって、今後、このような請願はしないようお願いをして、反対の討論を終わらせていただきます。

〔議席から笑い声あり〕

○南田孝是議長 次に、9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 まず、議案第65号 平成23年度津幡町一般会計補正予算のうち、3款2項2目児童保育運営費のうち、保育園整備事業についてまず意見を述べます。

この補正予算は、実際に子どもたちが保育園に通うことを考えると、実生保育園の耐震化をすることはすぐにも必要なことです。したがって、保育園を建てかえることには反対はできませんが、耐震化をするに当たって実生保育園を民設民営にすることについては、私は今でも賛成はできません。民間の保育園がだめだということではありません。保育園事業という子どもを育てる仕事は、あくまで自治体が責任を持って行うことが大切だと言いたいのです。国の方針で民間保育園の整備事業についてだけ国の交付金がつくようになっていきますから、津幡町としてもこういう方針になったと思いますが、保育園事業は自治体が責任を持って行うべきだということを意見として述べておきたいと思います。

政府が今進めようとしている子育て・保育新システムの問題点も保育園事業からさらに自治体の責任をなくそうというもので、撤回を求めています。

次に、請願第26号 労働者の要望を受け止めた労働者派遣法の抜本的改定を求める意見書の提出を求める請願に、賛成の立場で意見を述べます。先ほど西村議員からちょっと驚くべきような内容の意見を述べられましたので、先に実際に解雇にあった非正規労働者の声をお伝えしておきたいと思います。

まず、キャノンに正社員化を求め裁判をたたかうキャノンの非正規労働者です。44歳の労働者です。「午前中の国会を傍聴しました。民主党の議員が、派遣は……」、ごめんなさい、午前中というのは、7日になり、6日になりますかね。「民主党の議員が、派遣は労働者が望んでいるんだと言っていて、はらわたが煮えくり返りました。賃金が正社員の半分で、3から6か月の契約を更新し、上司が気に入らなければ首になる雇用をだれが望むというんですか。私たちは物じゃない。人間です。家族をつくり、夢や希望を持ちたい。この働き方で本当にできるのか聞きたい。この修正案は、リーマン・ショックのときと同じ派遣切りを繰り返しても仕方がないと言っているのと同じです。労働者を見捨てるのでしょうか」。もう一方です。正社員化を求めて裁判をたたかう全日本金属情報機器労働組合のいすゞ自動車支部の方で51歳の労働者の方です。「いすゞ自動車に派遣で入り、期間工、また派遣と雇用形態をくるくる変えられ、計3年4か月たった3年前に中途解雇されました。子どもや妻を思うと、上司に怒鳴られ、蹴られても我慢し、働

きました。100分の1ミリ単位の高度な技術が必要な仕事でした。正社員と同じ仕事でも低賃金。物のように切り捨てられる働き方はなくしたい。派遣切りされた多くの方が自殺しました。修正案が通されるなら、ますますひどい状況を招くでしょう」。実際に派遣社員の方たちは、こういう思いを持ってらっしゃることをぜひ心していただきたいと思います。

きのう、全協で産業建設の常任委員長さんからは本請願不採択の理由が述べられましたが、その1つ目の理由として、労働者派遣法改定案がまだ国会で審議されてもいないのに請願を出すのはいかなものかと述べられました。しかし、請願は、悪法が決められない前に出すのが当たり前ではないでしょうか。先ほど西村議員は精査されたと言われましたが、本当にそうでしょうか。

残念なことに、この法案は7日に衆議院厚生労働委員会において、民主、自民、公明3党の賛成で可決してしまいました。なぜこんなにも早く法案が可決されたのか。それはこの法案を1年7か月間、つまり去年の4月ですね、一応提出されているのですが、そのまんまたなざらしとなって審議がされていませんでした。そして、7日の衆議院厚生労働委員会においては参考人質疑も行わず、たったの3時間の審議で採択したものです。精査と言えるのでしょうか。去年の4月に提出された政府の改定案は製造業派遣、登録型派遣の原則禁止と言いながら、極めて不十分なものでした。請願要旨にも述べられているように、製造業派遣は原則禁止と言いながら1年を超える雇用の見込みがあれば常用雇用とみなされ、禁止の例外とされます。また、登録型派遣の原則禁止も専門26業種への派遣は例外とし、パソコン操作など専門知識が必要とは思えない業種を多く含んでいます。このパソコン操作というのは今なら、昔は大変技術の要るものでしたから専門業種と言われても当然ですが、今はほとんどの方が操作できますし、それを専門業種だといっていいかどうかということです。このように不十分な法案に対して、民主、自民、公明3党はそれすら骨抜きにする修正案を可決しました。また、この法案には、非人間的な働き方と批判されていた日雇い派遣の扱いも「日々又は2か月以内」の派遣を禁止するとしていた当初案を「日々又は30日以内」と短縮してしまいました。

政府は、8日には衆議院本会議で可決、本日9日には参議院に送付して国会での成立をねらっていましたが、きのう、衆議院本会議にはかけられず、継続審議となりました。しかし、民主党などは来年1月召集の通常国会での成立をねらっています。労働者派遣法が製造業務にまで適用されるようになったのは、2004年の小泉内閣のときです。それ以来、派遣切りの言葉が示すように、突然職も住まいも奪われるという残酷なことも起きています。労働者派遣法の改悪により、日本の貧困と格差は大変広がっています。広がっていないというご発言がありましたが、どこからそういう資料を持ってこられたのかと思います。

国税庁、民間給与実態統計調査によりますと、2008年、所得上位2割の人々が全所得の45.5パーセントを占めています。1993年を1としたときの指数で見ますと、2008年には年収2,000万以上の給与所得者は1.49倍にふえています。同時期にワーキングプアと言われる年収200万円以下の人々も1.45倍に増加しています。いわゆる中間層と言われる人々が低所得者層に落ち込んでいます。

先ほど何をもって3人に1人、生活ができないかと言われましたが、200万円以下の所得、つまりワーキングプアと言われる方々が3人に1人、若者に至っては2人に1人という状態になっているということです。また、金融広報中央委員会の調査によりますと、1995年には8パーセントにも満たなかった貯蓄なし世帯が、2010年には22.3パーセントと3倍近くにまで増加していま

す。

もう一つ興味を引く統計があります。結婚についての調査です。25歳から34歳の男女に、未婚の理由を聞いています。結婚資金が足りないからと答えた人が男性で30.3パーセント、女性で16.5パーセント、20代、30代の既婚の割合についての調査も内閣府からことし発表されています。正規雇用の男性では既婚率が27.5パーセントです。非正規雇用の男性の場合、この割合はどうなっているのでしょうか。何と4.7パーセントにすぎません。年収で見ると300万円未満の男性の既婚率は1割にすぎません。統計上からこういうことが言われます。

今、貧困と格差が本当に広がっています。その広がった背景にあったのは何かというと、労働者派遣法の改悪です。今私たちは労働者の思いをしっかりと受けとめて、改正するべきだと思います。幸い今国会では修正案が可決されず、来年へと持ち越されました。労働者派遣法の抜本的改定を求める意見書の提出は今こそ求めるべきだと思いますので、この請願に賛成いたします。

これで私からの討論を終わります。

○南田孝是議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長、12番 道下」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 12番 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 私のほうからは、先ほど総務常任委員長に「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」の提出を求める請願について質疑をさせていただきました。

これについて賛成の立場での討論をさせていただきます。

常任委員長の審議内容の報告では、全会一致で不採択との報告でありましたが、その主な意見の中で「中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用することとある。具体的な3割を義務づけることは、登用の際の判断に支障があるのではないか」とのことでありました。ただ、この3割については、そんな根拠のない話ではありません。このことを申し添えさせていただきます。

男女共同参画第2次計画（平成17年12月閣議決定）において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を2020年度までに30パーセントの目標が掲げられています。これは、国家公務員や国の審議会等への女性の登用目標となっております。公明党女性局が本年10月に女性の視点からの防災行政総点検のアンケート調査を全国18都道府県、640市町村の防災担当部局に対して聞き取り調査を行い、その結果が発表されました。その中で、1番目に、地方防災会議に女性を登用していないが44パーセントであります。2番目に、避難所運営に女性の声の反映なしが47パーセントであります。という驚くべき結果であります。女性の意見がほとんど採用されていないということでもあります。

また、地域防災計画を作成する際、女性からの意見を反映させましたかとの問いには「はい」とこたえた自治体は40.9パーセントにとどまり、結論は半数以上の自治体で防災計画に女性の意見が反映されていない実態が明らかになりました。ここが大事なところでございます。女性の意見が反映されていないということが明確になったわけであります。ということは、本当に女性が住みにくい地域であるという極端なことが言えます。

また、地域防災計画に女性の意見が反映されていない理由を聞いたところ、116団体が「地域防災会議の構成委員要件に当たる職責に該当する女性がいなかった」と回答しております。これ

は委員を構成している各行政の職責、地元企業の代表などに女性がいない場合に女性を加えるような配慮がなされていないことを示しています。このことは津幡町も同じく、町長に有識者を登用する裁量は任されているが、女性の該当者がいないという言いわけの材料になってしまっていることが、そこが問題なのであります。

現状はそう、だからこそ、女性を積極的に登用できるような配慮をすることが大切なのであります。配慮といっても難しいのであれば、今回提出した請願のように30パーセントとの縛りを設ける必要があります。少し窮屈かもしれませんが、このような縛りを設けないとなかなかその流れができないのではないのでしょうか。ことし活躍したなでしこジャパンのように、女性たちの大活躍が日本を勇気づけるような影響力がある時代ですよと言いたいです。

9月議会の一般質問の被災者支援システムの導入をとの中でも紹介をいたしました。東日本大震災の避難所で相次いだ女性の人権にかかわるさまざまな問題は、既存の災害・防災対策に女性の視点が決定的に欠けていることを見せつけられた結果となった課題が露呈しました。下着を干せない。衣服を着がえる場所がない。衆人環境の中で隅に追いやられてしまう結果となってしまったことであります。女性に限らず、高齢者や子ども、障がい者ら、いわゆる災害弱者への支援が大きく出してくれた結果となったのも、詰まるところ、生命に敏感な女性の視点の欠如のゆえではなかったかとの課題が明らかになりました。

以上のことから、女性の登用に関してはまだまだ時間はかかるかもしれませんが、津幡町議会から率先して女性登用を推進していくのろしを上げていただきたいと思います。全国をリードする議論をつくり上げていただきたいと思いますので、どうか、防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書の提出を求める請願に賛成をしていただきたいと思います。補足ですが、県議会では可決の見通しであるとの新聞報道もありますので、つけ加えさせていただきます。

続きまして、中学生海外派遣交流事業、本事業の紹介をしながら補正予算についての賛成討論をさせていただきます。

一部、北國新聞記事を引用、抜粋させていただきながら紹介をいたしますので、ご理解をいただきたいと思います。平成23年の中学生海外派遣交流事業は6回目を迎え、3つの挑戦を掲げております。1番目には、受け入れ校に新設された日本語の授業で生徒が講師役を務めること。2番目に、昨年より2日増となる7日間のホームステイ。3番目に、獅子舞の披露であります。訪れたノーザン・ビーチ・ステイトハイスクール（中高一貫校）で日本語を学ぶのは8年生、日本の中学2年生の約100人です。70分間の授業を週3回受け、平仮名の読み書きなどに励んでいます。授業では自己紹介に続き、童話「おむすびころりん」を流暢な日本語で披露し、団員を驚かせたそうです。同校は2年前、津幡への生徒派遣を企画したのですが、市の補助が得られず断念した経緯があります。その上、ロビン・スプロット校長は1月に赴任したばかりで交流継続を心配する向きもあったそうですが、「交流促進のため、あえて悪い点を教えてほしい」との同校長の言葉に懸念は吹っ飛んだとのことでもあります。最終日のお別れ会では、津幡町上河合から運び込んだ頭と蚊帳を使い獅子舞を披露した生徒は、一つの家族に溶け込み、出発前とは見違えるような明るい表情と積極性で躍動的に舞ったとのことであり、交流の成功記事が掲載されておりました。

その後、後日談があり、同校の日本語教師であります揚岩沙弥さんが故郷である札幌へ帰国する際、当町への短期留学生派遣やITによる交流授業等、今後の交流を視野に入れた下見を希望

しており、12月の18日から20日までの訪問が予定されているそうであります。当然、ロビン校長の命を受けてのことです。津幡町としては、こんなにうれしいことはありません。これまでの地道な交流の積み重ねの発展形として本格的な交流、友情が築かれていくことはこの上ない喜びであると思ひますし、大切にしなければならぬと思ひます。執行部は、どうか今度の受け入れについても万全を期してお迎えし、今後とも末永く有意義な交流が継続されますことを希望いたしますとともに、タウンズビル市、津幡町双方のますますの発展をご祈念いたします。

少し角度は変わりますが、昨日12月8日は、70年前、太平洋戦争突入の日でありました。日本が奇襲戦という形で仕掛けた真珠湾攻撃が発端であります。私はあまり歴史に詳しいわけではありませんが、ちょうどテレビで、開戦70周年ということで真珠湾攻撃の大將である山本五十六の問題を取り上げておりましたので、興味を持って見ておりました。ただ、山本五十六は、アメリカとの戦争は本当は望んでいなかったというのです。その理由として、一時期アメリカのロサンゼルスに赴任しており、友人がたくさんいたそうです。できれば戦争は回避したかったとの思いを聞いて、あの歴史的に有名な戦争の英雄であっても、責任者であっても、国外を問わず友情は大切であった。人間は皆同じなんだと感じ、そのことを聞いて、ある意味私もほっといたしました。

中学生海外派遣のメンバーもオーストラリアへ海外旅行というだけのものではなく、ホームステイをきっかけに外国に友人ができるわけであります。一生の宝にもなる可能性があります。単なる中学生の海外旅行の応援というような見方しかできないとすれば、それは悲しい大人のエゴとしか言いようがありません。

そしていざというときに、その国境を越えた友情が世界平和実現のための大きなきずなになる日が来るのではないかと期待もつけ加えさせていただきまして、中学生海外派遣交流事業の債務負担行為を含む今補正予算に賛成の立場での討論とさせていただきます。

以上で終わります。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議案第65号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号から議案第75号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第75号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第21号 地域を支える地元建設業の健全化に向けた「公契約法（条例）」の制定を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第21号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者14人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第21号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第22号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第22号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、請願第22号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第23号 「災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第23号を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、請願第23号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第24号 「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第24号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者15人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第24号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第26号 労働者の要望を受け止めた労働者派遣法の抜本的改定を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第26号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者15人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第26号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第25号 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書につきましては、閉会中も継続して審査する旨の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

委員会の申し出のとおり、閉会中も継続して審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、請願第25号については、閉会中も継続して審査することに決しました。

＜諮問上程＞

○南田孝是議長 日程第3 本日、町長から提出のあった諮問第3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、12月2日の議会開会以来、連日にわたりましてご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今定例会に提出させていただきました議案すべてにご決議を賜りましたことを重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明を申し上げます。

諮問第3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、平成24年3月31日で任期満了を迎えます中村美千江氏の後任に津幡町字北中条ル101番地、澤田昭子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

＜質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

諮問第3号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 諮問第3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は、異議なき旨答申することに決しました。

＜議会議案上程＞

○南田孝是議長 日程第4 議会議案第15号を議題といたします。

角井外喜雄産業建設常任委員長提出の議会議案第15号 公契約法の制定と公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書についての趣旨説明を求めます。

角井外喜雄産業建設常任委員長。

＜趣旨説明＞

○角井外喜雄産業建設常任委員長 先ほど産業建設常任委員会で、この請願第21号 公契約法の条例を求める請願については不採択といたしましたが、これは町にその条例を求めたからであり、公契約法は、当然、国が定めるものだというふうに思っております。欠陥のない良質な事業を推進し、技術者の育成、また、技能は継承していかなければならないとも思っております。よって、公契約法の制定と公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書を提出者、私、角井、地方自治法および町議会会議規則の規定により提出するものであります。皆さまのお手元に配付してありますが、重要な部分のみを読み上げ、趣旨説明といたします。

国においては平成12年11月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が成立しましたが、その施行に当たり「建設労働者の賃金、労働条件確保が適正に行われるよう努めること」との附帯決議が行われ、さらに平成21年12月、参議院本会議において「公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願」が採択されています。

政府におかれては、建設業を健全に発展させ、公共工事における安全や品質の向上を図るとともに、建設労働者の適正な労働条件の確保するため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を推進すること。
- 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項について、実効ある施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

＜質 疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第15号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後 2 時49分

〔再開〕 午後 2 時50分

○南田孝是議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第22号および請願第23号の採択に伴い、議会議案第16号および議会議案第17号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第16号および議会議案第17号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

＜議会議案上程＞

○南田孝是議長 追加日程第1 角井外喜雄議員ほか2名提出の議会議案第16号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書、荒井 克議員ほか2名提出の議会議案第17号 災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書を一括して議題といたします。

＜趣旨説明・質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

以上の議会議案２件につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、以上の議会議案２件については、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第16号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第17号 災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第17号は、原案のとおり可決されました。

以上、今議会で可決されました議会議案第15号から議会議案第17号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜閉会中の継続調査＞

○南田孝是議長 日程第５ 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会を初めとする３常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに

決しました。

＜閉議・閉会＞

○南田孝是議長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成23年第8回津幡町議会定例会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

午後2時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 南田 孝是

署名議員 向 正則

署名議員 道下 政博

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	3
1. 委員会審査結果表	7
1. 閉会中の継続審査申出書	10
1. 閉会中の継続調査申出書	11
1. 請 願	15

平成23年第8回津幡町議会定例会一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	3 番 黒田 英世	1 北陸電力株式会社の志賀原子力発電に対する対応について	町 長
		2 津幡町の都市計画について	町 長
		3 町内に設置してある遊具の安全管理について	町 長
		4 津幡町土地開発公社の監査体制について	代表監査委員
2	12 番 道下 政博	1 観光5か年計画を検討・策定せよ	町 長
		2 地域の防災拠点である学校耐震化工事の完結を	教 育 長
		3 図書館に無線LANでインターネット使用できる環境整備を	教 育 長
3	2 番 西村 稔	1 矢田町長の政治生命について	町 長
		2 新幹線開業に関しての町の取り組みについて	町 長
		3 悪臭がいまだに漂っている件に関して	町 長
		4 悪臭がいまだに漂っている件に関して	環境安全課長
4	4 番 荒井 克	1 NIE教育の取り組みができないか	教 育 長
		2 NHK大河ドラマ誘致をさらにPRするには	産業経済課長
		3 森林公園のより一層の活性化について	町 長
5	8 番 酒井 義光	1 町総合体育館入り口の外壁落下の対策を	教 育 長
		2 ウェルピア倉見の泉質の変化と今後について	町 長
6	1 番 八十嶋孝司	1 災害救援ベンダーの導入について	総 務 部 長
		2 津幡中学校と津幡南中学校の部活動について	教 育 長
		3 中学校の部活動強化に町マイクロバスの提供を	産業経済課長
7	7 番 角井外喜雄	1 農業公園構想を問う	町 長
		2 個人情報の目的外利用・第三者提供について	町 長
		3 認知症対策について	健康福祉課長
8	6 番 森山 時夫	1 東日本災害復興支援について（瓦れきの処理問題）	町 長
		2 東日本災害復興支援について（瓦れきの受け入れ）	町 長
		3 津幡町教育委員会表彰について（学童教室での受賞の有無）	教 育 長
		4 津幡町教育委員会表彰について（学童教室への表彰）	教 育 長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
9	9 番 塩谷 道子	1 福島第一原発事故にかかわって、ヨウ素剤の備蓄と放射能の測定機器の設置を求める	町 長
		2 新たに農村公園をつくるより、各農村地域の取り組みへの支援を	町 長
		3 自然エネルギーへの取り組みを	町 長
		4 児童虐待の現状と相談活動の改善策は	町民福祉部長
		5 リフォーム助成制度の創設を	町 長
10	5 番 中村 一子	1 学童保育にかかわる子育て支援の問題点は	町民児童課長
		2 学童保育にかかわる子育て支援の拡充を	町 長
		3 原発事故から町民を守れるか	町 長
		4 (仮称) ボートピア津幡による近隣自治体への影響をどう判断しているか	町 長

平成23年12月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会産業建設常任委員長 角 井 外喜雄

公契約法の制定と公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

公契約法の制定と公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設業は、我が国の基幹産業として地域経済活動と雇用機会の確保にも大きな役割を果たしている。しかし、近年の景気低迷、公共事業の減少による受注競争の激化は、公契約の下で働く労働者の労働条件や賃金、単価の低下を招いている。また、建設業における元請けと下請けという重層的な構造の下では、建設労働者の賃金体系は常に不安定な状態にあり、現在の経済状況によりこれはさらに引き下げる厳しい状況となっている。

このような中、国においては平成12年11月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が成立したが、その施行に当たり「建設労働者の賃金、労働条件確保が適正に行われるよう努めること」との附帯決議が行われ、さらには平成21年12月、参議院本会議において「公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願」が採択されている。また、諸外国においては公契約にかかる賃金を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる。

公契約法とは国や自治体が民間などに発注する契約の下で働く労働者の賃金、労働条件を確保することを直接の目的とするもので、同時に欠陥のない良質な事業を推進する、そして優良な技術者の育成や優れた技能を継承していくために有効な制度であるとする。

よって、政府におかれては、建設業を健全に発展させ、公共工事における安全や品質の向上を図るとともに、建設労働者の適正な労働条件の確保をするため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を推進すること。
- 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項について、実効ある施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 角 井 外喜雄
賛成者 津幡町議会議員 西 村 稔
同 津幡町議会議員 森 山 時 夫

直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会
会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書

政府は、昨年6月22日に地域主権戦略大綱を閣議決定した。大綱では道州制についての検討も射
程に入れていくとしつつ、「補完性の原則に基づいて可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な
基礎自治体が広く担う」と記載されている。

しかし、国家財政の健全化のため三位一体改革に見られたように、地方交付税と国庫補助負担金
の削減は、地方財政の困窮や破綻をもたらしている。加えて、道州制と道州制に向けた市町村のさ
らなる合併が進むことで住民の権利が行使しにくくなることが想定されることから、現在議論され
ている地域主権改革は住民自治解体の危険が潜在していると考ええる。

このような地方移譲を推進することは、国みずからの責任を地方自治体へ押しつけることになる
とともに、地方自治体に地域間格差を一層拡大させ、公平・公正な行政サービスを脅かすこととな
り、決して住民にとって有益であるとは思えない。

未曾有の被害を及ぼした東日本大震災を初め、頻発する集中豪雨や土砂災害、大雪による被害に
対し、被災者の救出や災害復旧のため、先頭に立つべき地域の建設業は、公共事業予算の削減とと
もに疲弊し、災害時に出動できる建設業者が不足する事態にある。加えて、地方にとって建設業は
基幹産業の一つであることから、建設業が雇用対策ともなっている実態であり、必要かつ不可欠な
存在である。こうした実態から公共事業予算の確保に加え、災害への備えとして建設業の育成およ
び維持を行う必要は極めて重要である。

昨年、国が建設管理する直轄国道の維持管理費がおよそ20%削減され、道路巡回やのり面除草の
維持管理レベルが低下している。路上落下物の放置は重大交通事故の発生を誘発し、除草の縮減に
よって農産物の害虫被害の温床となるほか、視距不足による安全な通行への影響も懸念される。ま
た、河川管理における維持管理費の削減も河川災害の危機を高め、広範な住民の生命や財産が危険
にさらされる可能性がある。

国の公物管理は、特に重要な施設を担当しており、その機能確保などは連続的かつ広域的に対応
することが最善であり、引き続き国が行うべきである。さらに、緊急的な災害復旧が困難な地方自

治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことや専門性および大規模災害の対応経験が豊富な国が行うことで、より早く確実に対応することが可能である。したがって、石川県においては県全域の防災支援を担う国土交通省北陸地方整備局および管轄する金沢河川国道事務所およびその出張所を存続させることは不可欠である。

よって、政府におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施することとし、国土交通省の地方出先機関を廃止しないこと。
- 2 地震・津波・豪雨・豪雪などに対する防災対策を全面的に見直し、支援体制と防災予算を拡充すること。
- 3 道路・河川などの公物管理に必要な維持管理予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な維持管理を実施すること。
- 4 地方経済を支えるとともに災害対応の体制強化のため、地元建設業の育成および経営維持のための適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者	津幡町議会議員	荒 井 克
賛成者	津幡町議会議員	黒 田 英 世
同	津幡町議会議員	塩 谷 道 子

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書

東日本大震災発生から8か月が経過した今もなお、被災地の復旧・復興は遅々として進まず、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされている。今後、本格的な復旧・復興へ向けては、物流インフラの復旧、上下水道や学校施設等公共施設の復旧などへの重点投資が求められている。

一方、大震災を受けて、多くの地域で災害対策のあり方が見直される中、災害に強いまちづくりのための集中的かつ計画的な社会資本整備が求められている。今後、被災地の本格的な復旧・復興とあわせて、地震や津波等の自然災害に対する防災・減災対策としての社会インフラ整備、学校施設の耐震化の着実な実施など災害時を想定した国民の生命・財産の保護につながる社会資本整備にかかる公共投資については、地域のニーズを踏まえつつ、国の責任として積極的に進める必要がある。

よって、政府におかれては、災害に強い日本の構築に向けて、地震や台風などの災害から国民の安全・安心を守るために必要な社会資本の整備を推進するよう強く要望する。

記

- 1 東海・東南海・南海地震の影響が想定される地域のミッシングリンクの解消を初め、幹線道路ネットワークを構成する道路を優先的に整備すること。
- 2 学校施設の防災機能の向上のための環境整備の充実を図りつつ、公立学校の耐震化を加速度的に推進すること。
- 3 公共施設や社会インフラの維持・管理など計画的な老朽化対策を推進すること。
- 4 地盤の液状化による災害を抑制するための技術的ガイドラインを早急に作成するなど宅地被害対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年第 8 回津幡町議会定例会
常任委員会議案審査結果表
総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第65号	平成23年度津幡町一般会計補正予算（第 4 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第 1 款 議会費 第 1 項 議会費 第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 2 項 徴税費 第 4 項 選挙費 第 5 項 統計調査費 第 6 項 監査委員費 第 8 項 防災費 第 9 款 消防費 第 1 項 消防費 第 2 表 債務負担行為補正 第 3 表 地方債補正	原案可決
議案第73号	石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について	〃
議案第74号	石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について	〃
議案第75号	石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について	〃
請願第23号	「災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書」の提出を求める請願	採 択
請願第24号	「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」の提出を求める請願	不 採 択

平成23年第8回津幡町議会定例会
 常任委員会議案審査結果表
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第65号	平成23年度津幡町一般会計補正予算（第4号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第7項 防犯と交通安全対策費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第3項 災害救助費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第66号	平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第67号	平成23年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第68号	平成23年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
請願第25号	「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書	継続審査

平成23年第 8 回津幡町議会定例会
常任委員会議案審査結果表
産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第65号	平成23年度津幡町一般会計補正予算（第 4 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 5 款 労働費 第 1 項 労働諸費 第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費 第 2 項 林業費 第 7 款 商工費 第 1 項 商工費 第 2 項 交通政策費 第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費 第 3 項 河川費 第 4 項 都市計画費 第 5 項 住宅費 第11款 災害復旧費 第 1 項 公共土木施設災害復旧費 第 2 項 農林水産施設災害復旧費	原案可決
議案第69号	平成23年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第70号	平成23年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第71号	津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第72号	町道路線の認定について	〃
請願第21号	地域を支える地元建設業の健全化に向けた「公契約法（条例）」の制定を求める請願書	不 採 択
請願第22号	直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める請願書	採 択
請願第26号	労働者の要望を受け止めた労働者派遣法の抜本的改定を求める意見書の提出を求める請願書	不 採 択

津議発第258号

平成23年12月6日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

文教福祉常任委員会

委員長 多 賀 吉 一

閉 会 中 の 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお審査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 請願第25号 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書

理由

1. 要旨について、さらに調査、検討が必要なため

津議発第259号

平成23年12月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

総務常任委員会

委員長 酒 井 義 光

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津議発第260号

平成23年12月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

文教福祉常任委員会

委員長 多 賀 吉 一

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 学校教育・生涯学習に関する事項
1. スポーツ及び文化財に関する事項
1. 社会福祉・社会保障に関する事項
1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項
1. 医療に関する事項

津議発第261号

平成23年12月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

産業建設常任委員会

委員長 角 井 外喜雄

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 土木事業に関する事項
1. 開発事業・都市計画に関する事項
1. 農林業に関する事項
1. 商工業及び観光に関する事項
1. 上下水道事業に関する事項

津議発第262号

平成23年12月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 正 一

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 議会の運営に関すること。

受理番号	請願第21号	受理年月日	平成23年11月16日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	地域を支える地元建設業の健全化に向けた「公契約法（条例）」の制定を求める請願書				
請願者住所氏名	金沢市西念4丁目23番5号 国土交通労働組合北陸建設支部 石川県分会 分会長 寺田 勝一			紹介議員	酒 井 義 光
建設業は、北陸地方などの地域において大変重要な産業基盤となっています。特に公共事業は地場産業である建設業を支え「富の再配分」としての役割もあると考えております。 しかし建設業では、今なお元請けと下請け・孫請けという重層的な関係があり、労働者に対する明瞭な賃金体系が現在も確立されていません。加えて最近の公共投資の大幅削減がダンピング受注につながり、それが施工単価や労務費の引き下げの要因となり、建設労働者の雇用・生活を一層不安定なものにしています。 平成13年2月16日に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、国会の附帯決議として「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われること」が示されました。 さらに平成21年秋の参議院本会議において「公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願」が初めて採択され「公共事業における賃金等確保法（以下「公契約法」という）を制定するなど法体系を整備し、下請及び資材業者と労働者に対し適正な単価と賃金・労働条件が確保される仕組みをつくること」が関係各省庁に示されたところです。 地方自治体では千葉県野田市において、平成22年2月から「公契約条例」が施行され、野田市が行う工事又は製造の請負の契約においては「公共工事設計労務単価」などを勘案して市長が決定した賃金を労働者に支払うことになっています。さらに平成22年12月には川崎市においても「公契約条例」が制定されています。また、諸外国においても公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。 こうした情勢から、公共事業における「公契約法」の趣旨は世のすう勢と言っても過言ではないと考えております。地域経済を支える建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共事業における新たなルールづくりが必要不可欠と考えます。 毎年発生する豪雪・豪雨・地震などの災害復旧・復興には、建設業の健全な経営とそこに働く技術者、労働者の存在が不可欠です。 貴議会におかれましても、私たちの要求と運動に引き続き御理解頂き、貴自治体の公契約条例制定並びに国に対しての公契約法制定について最大限のご協力を賜りたく請願するものです。 記 ① 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法（条例）」を制定すること。 ② 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。 以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第22号	受理年月日	平成23年11月16日	付託委員会	産業建設常任委員会
件 名	直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める請願書				
請 願 者 住所氏名	金沢市西念4丁目23番5号 国土交通労働組合北陸建設支部 石川県分会 分会長 寺 田 勝 一			紹介議員	酒 井 義 光
政府は昨年6月22日に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、各省庁は8月までに「自己仕分け」を行って、それぞれが公表したところです。この「大綱」では、「道州制」についての検討も射程に入れていくとしつつ、「平成の大合併」があたかも国民や住民にとって良かったかのように言い、『補完性の原則』に基づいて可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担う」と記載されており、今後は昨年12月の「アクションプラン」に基づき「国の出先機関原則廃止」に向けて「財源・人員の取扱い」の検討に入ることになっています。 しかし政府が、国家財政の健全化のために「平成の市町村合併」と「三位一体改革」において「地方交付税」と「国庫補助負担金」を削減したように、地方財政の困窮や破綻は眼中にありません。加えて、道州制に向けた市町村のさらなる合併が進むことで住民の権利が行使しにくくなり、今の地域主権改革は「地方が主役の国づくり」とは名ばかりの住民自治解体への体制づくりが行われようとしています。 このような地域主権改革を推進することは、国は自らの責任を放棄し、責任を地方自治体へ押しつけることになるとともに、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、公平・公正な行政サービスを脅かすこととなり、決して住民にとって有益であるとは思えません。 東日本大震災は未曾有の被害をもたらしました。東北地方整備局管内の事務所・出張所は自らも被害を受けながら、緊急復旧のための道路網確保や堤防点検・応急補修などに全力を挙げ、全国の各地方整備局からも応援を派遣しています。今後の本格的な復旧・復興に向けて、道路や河川など公共事業分野で国の責任を果たすために、国・地方整備局が全力を挙げることは当然のことです。 地域主権改革で国の出先機関が廃止されるなら、公共事業などを通して国民の安全安心を守る責任を果たすべき国の機関も人員も機材も無くなり、災害時に地方と住民への直接的な支援が出来なくなり、国は地方に指示するだけで、予算も含めてその責任を地方に押しつけ事態になってしまいます。 昨年末から今年にかけて、北日本から西日本の日本海側で大雪となり、全国平均の累加降雪深が過去5年平均の約1.4倍を超えるなど、記録的な大雪となりました。国道8号（福井県内）、9号（鳥取県内）、49号（福島県内）で大雪に伴う通行止めが相次ぎ発生し、国民生活へ大きな影響を及ぼすなど深刻な状況となりました。加えて昨今、頻発する集中豪雨や土砂災害による被害も各地で増加しています。その際、被災者の救出や災害復旧のため、真っ先に必要なのは建設機械や資機材のほか、これらに従事する建設労働者です。しかし、地域の建設業は公共事業予算の削減とこれによる低価格競争により疲弊していることにより、災害時に出動できる建設業者と建設労働者は弱体化しています。加えて、地方経済において、建設業は基幹産業であることから雇用対策や経済にとって重要かつ不可欠な存在です。					

地方部は地滑りや雪崩等の危険箇所も多いことから、災害を予防するための公共（防災）事業予算の確保に加え、災害復旧や復興への備えとして地元建設業と建設労働者の育成を行うことは極めて重要です。

一昨年11月の「事業仕分け」で国が建設管理する直轄国道の維持管理費は「10～20%削減」と判定され、昨年4月から道路巡回の半減や除草・清掃などの回数が大幅削減されました。しかし、河川や道路などの施設を健全に保ち、災害時の被害を未然に防ぐための点検や保守などの維持管理は強化こそ望まれるもので低下すべきではありません。特に築後50年を超える施設が急速かつ大幅に増大することから、施設の点検、維持、修繕を総合的かつ計画的に進めていくための予算確保が重要です。

しかし維持管理費の削減は、路上落下物が長時間放置されることによって交通事故の発生確率が増加し、除草の縮減による害虫の発生は農作物への被害につながり、高い草丈による視認距離不足は道路利用者の安全への影響しています。また、河川管理においても維持管理費が同様に削減され、管理レベルが低下することは河川災害の危機を高めることになり、広範な住民の生命や財産が危険にさらされようとしています。

ご存じのとおり、国の公物管理は特に重要な施設を担当していますが、その機能確保などは連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き、国が行うべきであると考えています。

さらに、緊急的な災害復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことから、国が行うことで、より速く確実に対応することができます。

特に災害時は大型の人的支援や機器の保有・保管、高い技術力を要するものであることは間違いありません。そして、国民の生命と財産・生活を守る上で、国土保全を専門的に実施し、大規模災害の対応経験が豊富で、専門的な高い技術力を備えた国土交通省の各地方整備局や事務所が実施することが、最も適切であると自負しているところです。

以上のことから、石川県全域の防災支援を担う国土交通省北陸地方整備局及び管轄する金沢河川国道事務所およびその出張所を存続することは、業務を担当する職員の立場としても、不可欠であると考えています。

貴議会におかれましても、私たちの要求と運動に引き続き御理解頂き、下記請願項目の実現に向け、関係機関への意見書提出など最大限のご協力を賜りたく請願するものです。

記

- ① 国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施することとし、国土交通省の地方出先機関を廃止しないこと。
- ② 地震・津波・豪雨・豪雪などに対する防災対策を全面的に見直し、支援体制と防災予算を拡充すること。
- ③ 道路・河川などの公物を健全に保つために必要な維持管理予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な維持管理を実施すること。
- ④ 地方経済を支えるとともに災害対応の体制強化のため、地元建設業と建設労働者の育成のための適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。

受理番号	請願第23号	受理年月日	平成23年11月21日	付託委員会	総務常任委員会
件名	「災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書」の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字太田ろ143-4 公明党津幡支部津幡南地区委員 石川 陳 雅			紹介議員	道 下 政 博
東日本大震災発生から8カ月が経過した今もなお、被災地の復旧・復興は遅々として進まず、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされています。 今後、本格的な復旧・復興へ向けては、物流インフラの復旧、上下水道や学校施設等公共施設の復旧などへの重点投資が求められています。 一方、大震災を受けて、多くの地域で災害対策のあり方が見直される中、災害に強いまちづくりのための集中的かつ計画的な社会資本整備が求められています。 今後、被災地の本格的な復旧・復興と併せて、地震や津波等の自然災害に対する防災・減災対策としての社会インフラ整備、学校施設の耐震化の着実な実施など災害時を想定した国民の生命・財産の保護につながる社会資本整備にかかる公共投資については、地域のニーズを踏まえつつ、国の責任として積極的に進める必要があります。 よって、政府におかれては、災害に強い日本の構築に向けて、地震や台風などの災害から国民の安全・安心を守るために必要な社会資本の整備を推進するよう強く求めます。 記 1. 東海・東南海・南海地震の影響が想定される地域のミッシングリンクの解消をはじめ幹線道路ネットワークを構成する道路を優先的に整備すること 2. 学校施設の防災機能の向上のための環境整備の充実を図りつつ、公立学校の耐震化を加速度的に推進すること 3. 公共施設や社会インフラの維持・管理など計画的な老朽化対策を推進すること 4. 地盤の液状化による災害を抑制するための技術的ガイドラインを早急に作成するなど宅地被害対策の強化を図ること 以上、地方自治法第124条の規定により請願する。					

受理番号	請願第24号	受理年月日	平成23年11月21日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字太田ろ143-4 公明党津幡支部津幡南地区委員 石 川 陳 雅		紹介議員	道 下 政 博	
国の防災基本計画には、2005年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、2008年には「政策決定過程における女性の参加」が明記されました。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画・男女双方視点が取り入れられつつありますが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えません。 中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が、平成23年9月28日にとりまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれています。 よって、政府におかれましては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。 記 1 中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。 2 地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	請願第25号	受理年月日	平成23年11月21日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字北中条ナ1-5 新日本婦人の会 津幡支部 牧 野 悦 子		紹介議員	塩 谷 道 子	
政府は、本年7月29日の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を決定し、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改正と共に、早急に所要の法律案を国会に提出する、との方針を示しました。 「子ども・子育て新システム」は、現在の保育水準を低下させ、子どもと保護者、保育者にいっそうの負担を強いるものです。経済的に困難な家庭や障害のある子どもなど福祉を必要とする家庭や子どもを保育施設から排除し、また、施設の安定的な運営を困難にするなど、多くの問題をはらんでいます。現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担の制度を柱としています。国と自治体が責任を負う現行保育制度のもとで最低基準を抜本的に改善し、予算を大幅に増額すれば、被災地の子どもの支援も、待機児童の解消も、過疎地の子どもの保育保障も十分可能です。 私たちは、すべての子どもの生きる権利、質の高い保育を受ける権利を保障する立場から「子ども・子育て新システム」の導入に反対します。財源確保の上で保育・幼児教育・子育て支援・学童保育施策の拡充を求めます。 よって、国におかれては、以下の項目について早急に実現を図り、誰もが安心して利用できる保育制度を維持・拡充されることを強く要望します。 記 1. 国・自治体の責任を後退させ、保育を市場化する「子ども・子育て新システム」を導入しないでください。「今年度中の法律案提出」との方針は撤回してください。 2. 保育制度の見直しにあたっては、保護者及び保育現場等の意見を十分尊重し、現行制度のいっそうの充実を図るなど慎重に検討してください。 3. 保育所・幼稚園・学童保育等に関わる予算を大幅に増額し、保育条件の改善を行い、保護者負担を軽減してください。 以上の請願を地方自治法第124条の規定により提出します。					

受理番号	請願第26号	受理年月日	平成23年11月21日	付託委員会	産業建設常任委員会
件 名	労働者の要望を受け止めた労働者派遣法の抜本的改定を求める意見書の提出を求める請願書				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字越中坂133-1 西 村 善 男		紹介議員	塩 谷 道 子	
【請願要旨】 今、日本では貧困と格差がますます拡大しています。自殺3万人社会となって久しくなりますが、その原因の一つが雇用問題とされています。働きたくても働けない、働けても短期雇用で不安定という状況が続き、生活が成り立たないという人たちが3人に一人という状況になっています。登録型派遣と製造業派遣を禁止するということは、政権が交代した時の人々の大きな希望でした。 ところが政府が提出しようとした労働者派遣法改定案から、民主・自民・公明の3党が「登録型・製造業派遣の原則禁止規定」を削除することで合意しました。もともと政府案に盛り込まれた登録型と製造業派遣の「原則禁止」には大きな抜け穴がありました。製造業派遣は「原則禁止」というものの、1年を超える雇用の見込みがあれば「常用雇用」とみなされて禁止の例外としています。登録型派遣の「原則禁止」も「専門26業種」への派遣は例外とし、パソコン操作など専門知識が必要とは思えない業種を多く含んでいます。これでは今までのように多くの派遣労働者が「使い捨て雇用」のままになってしまいます。 労働者の要望をしっかりと受け止め、貧困と格差をなくすため、労働者派遣法の抜本的な改定を求めます。 【請願事項】 1. 製造業派遣はきっぱり禁止すること。 2. 専門業務の内容を見直し、真に専門的な業務に厳しく制限すること。 以上の請願を地方自治法第124条の規定により提出します。					